

第333回高知県議会（9月）予算委員会日程

月 日	曜 日	行 事
9月25日	金	開会 委員長の互選 副委員長の互選 理事の指名 委員席の決定
10月6日	火	質疑並びに一般質問 武石委員 大野委員 吉良委員 池脇委員 下村委員 野町委員 加藤委員 石井委員 桑名委員 閉会

第333回高知県議会予算委員会会議録目次

9月25日

出席委員	1
欠席委員	1
事務局職員出席者	1
委員長の互選	2
副委員長の互選	2
理事の指名	3
委員席の決定	3

10月6日

出席委員	5
欠席委員	5
説明のため出席した者	5
事務局職員出席者	5
諸般の報告	6
質疑並びに一般質問	
武石委員－（尾崎知事、山本健康政策部長、金谷中山間対策・運輸担当理事、田村教育長、井奥地域福祉部長）	6
1 持続可能な中山間地域づくり（これまでに手応えを感じた政策、県民及び市町村の意識の変化、県民・市町村・県職員に今後求めること、四万十町商工会青年部主催のシンポジウムの感想、産科・小児科医の配置、買い物弱者対策、高等学校での進学希望生徒及び希望しない生徒に対する教育体制、遠隔教育の導入による小規模校の維持、小・中・高等学校の連携、地域おこしリーダーの認定）について	6
2 高齢者対策（地域包括支援体制）について	14
大野委員－（野々村危機管理部長、金谷中山間対策・運輸担当理事、井奥地域福祉部長、田村教育長、伊藤観光振興部長）	15
1 防災行政無線の戸別受信機（普及状況と市町村への助成制度、住民への情報伝達手段の確立に向けた取り組み）について	15
2 集落活動センター（センターの課題と今後の県の支援、防災面の強化と市町村などとの連携）について	16
3 あったかふれあいセンター（本来の役割を果たすための支援、福祉避難所としての機能と役割）について	18

4	選挙権年齢の引き下げ（高校生への主権者教育、教育現場への支援）について……………	20
5	アウトドア拠点整備について……………	22
吉良委員－（山本健康政策部長、尾崎知事、田村教育長）……………		
1	ビキニ被曝（国への要望内容と経緯、厚生労働省研究班の構成と研究内容及び現在の到達点、被災船員への労災補償の適用、労働局等関係機関への積極的な働きかけ、歯の検査等にかかる歯科医師会への働きかけ、健康相談会の取り組み、被災者救済のための相談先等の情報提供、関係団体・機関と連携した取り組み、被災者の願いに応える取り組みへの決意）について……………	23
2	学校現場の多忙化の解消（管理職及び教諭の負担感率の高い業務、文部科学省ガイドラインの実効性の担保）について……………	30
池脇委員－（尾崎知事、田村教育長、岡崎文化生活部長）……………		
1	教育行政（教育大綱への教育・学術・文化の位置づけ、教育大綱と教育振興基本計画、学術と文化の振興、学校コンサルチームの派遣、学校経営アドバイザーとコンサルチームの相乗効果、チーム学校の構想、現状の学校組織機能の評価、ピーター・センゲの「学習する組織」）について……………	32
2	文化政策（政治と文化の関係性、知事の文化観、文化芸術立県の構想、芸術文化振興ビジョンの進め方、大綱への文化芸術の項目組み入れ、文化芸術の戦略的活用と想定、学術振興の現状と課題）について……………	38
下村委員－（尾崎知事、野々村危機管理部長、福田土木部長、田村教育長、中澤産業振興推進部長、井奥地域福祉部長）……………		
1	南海トラフ地震対策（津波避難路などの改善要望への対応、改善への財政面の支援、住宅耐震化率の算出方法、市町村の積み上げによる現状の耐震化率の算出、耐震改修工事の推進、津波浸水区域内の耐震化できない公営住宅等の問題、自主防災活動事例集への項目追加）について……………	40
2	県立高校に通う高校生の海外研修派遣（全ての高校での募集への取り組み、選考に漏れた生徒への対応）について……………	45
3	高知県の人口減少対策（県の合計特殊出生率の目標値と市町村目標値との整合性、県目標に近づけるための市町村への働きかけ、目標達成に向けた取り組み）について……………	46
野町委員－（野々村危機管理部長、味元農業振興部長、福田土木部長、大野林業振興・環境部長、中澤産業振興推進部長）……………		
1	南海トラフ地震などの自然災害対策（津波避難タワーなどの新たな整備要望への支援策、伊尾木地区竜王池及び津波避難タワーの整備事業の現状への対応、和食ダム完成の見通しと治水機能）について……………	48
2	農林業の振興（環境制御技術導入加速化事業の活用状況と一層の加速化、オランダ・ウェストラント市との交流と環境制御技術普及推進員の技術交流参	

加、木質バイオマス事業が林業にもたらす効果、木質ペレット供給の現状と今後の見通し及び原料となる低質材の価格上昇への対応、園芸用木質バイオマスボイラーの導入と木質ペレットの価格上昇への対応、ヨーロッパへの輸出戦略におけるユズの位置づけと今後の展開方法、輸出戦略の位置づけと産地の役割分担及び輸出需要への対応) について……………	50
加藤委員－（福田土木部長、野々村危機管理部長、尾崎知事、田村教育長、井奥地域福祉部長）……………	56
1 河川整備（洪水対策の状況）について……………	56
2 災害対策（豪雨等水害の避難対策）について……………	56
3 政治姿勢（四国の新幹線整備の今後の取り組み）について……………	57
4 教育（生徒指導上の諸問題の現状、不登校への対応、教員が教育活動に専念できる環境整備、重点目標達成に向けた決意）について……………	60
5 少子化対策（成果及び課題と今後の取り組み、家族の価値観）について……………	63
石井委員－（野々村危機管理部長、尾崎知事、山本健康政策部長）……………	65
1 南海トラフ地震対策（第2期行動計画の進捗状況、減災目標に取り組む中で見えてきた課題、第3期行動計画の策定スケジュール、全体イメージの県民への周知、復興までのプロセスをイメージできるツール作成）について……………	65
2 日本一の健康長寿県構想（厚生労働省の胃がん検診の方針変更への対応、変更後の方針でケアできない世代への対応、内視鏡検診の実情を踏まえた遠隔地への対応、胃がん予防対策の検討、先進的で有効ながん検診の先駆的導入）について……………	68
桑名委員－（伊藤観光振興部長、尾崎知事、小島教育委員長、田村教育長）……………	72
1 シルバーウィーク期間中の観光総括（県内観光地のにぎわいと要因及び予測、反省点を生かした今後の大型連休対策、一期一会の心）について……………	72
2 18歳選挙権への対応（教育における政治的中立、昭和44年通知の見直しによる教育現場への影響、教育公務員特例法改正により罰則規定が設けられた場合の影響、指導のためのガイドライン策定、主権者教育の年間教育時間、公民担当以外の教員に対する研修）について……………	74
3 東京オリンピックを機としたスポーツ振興（スポーツ推進プロジェクト検討会での施設整備の議論、事前合宿誘致に向けた整備計画、今後のビジョン）について……………	78

巻末掲載文書

委員席（案）……………	83
予算委員名簿……………	85

第333回高知県議会予算委員会会議録

平成27年 9月25日（金曜日）

議 長

三 石 文 隆 君

出 席 委 員

上 田 貢太郎 君

今 城 誠 司 君

久 保 博 道 君

田 中 徹 君

土 居 央 君

浜 田 豪 太 君

横 山 文 人 君

加 藤 漢 君

桑 名 龍 吾 君

武 石 利 彦 君

浜 田 英 宏 君

池 脇 純 一 君

石 井 孝 君

大 野 辰 哉 君

橋 本 敏 男 君

上 田 周 五 君

下 村 勝 幸 君

野 町 雅 樹 君

吉 良 富 彦 君

塚 地 佐 智 君

欠 席 委 員

な し

事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 喜久夫 君

事 務 局 次 長 川 村 文 平 君

議 事 課 長 楠 瀬 誠 君

議 事 課 長 補 佐 小 松 一 夫 君

議 事 法 制 班 長 飯 田 志 保 君

主 任 沖 淑 子 君

主 査 池 田 一 臣 君

主 事 溝 渕 夕 騎 君



午前11時54分開会

○中島事務局長 まず、議長のほうから御挨拶が
ございます。

○三石議長 皆様には、大変お忙しいところをお
集まりいただきありがとうございます。本日は、
最初の委員会でありますので、私が招集をいた
しました。

本県では、高知県まち・ひと・しごと創生総
合戦略を策定し、尾崎知事を先頭に、地産外商
が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働
ける高知県を目指して、産業振興計画による経
済の活性化や少子化対策、中山間対策の取り組
みを全力で進めているところでございます。今
定例会には、これらの取り組みをさらに推し進
めるための補正予算が提案をされています。

こうした中、県勢浮揚のため、県議会の果た
す役割もますます重要となってきました。

どうか予算委員会の委員に選任されました皆
様方には、その設置の趣旨に沿い、さまざまな
視点から御議論をいただくとともに、円滑な委
員会運営に御協力をお願い申し上げまして、簡
単ではございますが御挨拶とさせていただきます。
よろしくお願いをいたします。

○中島事務局長 本日は初めての委員会でありま
すので、委員長が互選されるまでの間、予算委
員会要綱第4条第3項の規定に基づきまして、
その職務を年長の池脇委員さんをお願いいたし
ます。

(池脇委員年長委員席に着席)

○池脇年長委員 それでは、年長であるゆえをもって、私が暫時の間、委員長の互選に関する職務をやらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

ただいまから予算委員会を開きます。

お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願ひます。

なお、仮の委員席につきましては、議席番号順にお座りいただいておりますので御了承願ひます。



委員長の互選

○池脇年長委員 直ちに、委員長の互選を行います。

互選の方法は、いかがいたしましょうか。

(「指名推選」と言う者あり)

○池脇年長委員 指名推選にせよという発言がありますので、互選の方法は指名推選にすることといたします。

お諮りいたします。指名推選の方法については、私が指名することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○池脇年長委員 御異議ないものと認めます。よって、私が指名することといたします。委員長に浜田英宏君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました浜田英宏君を委員長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○池脇年長委員 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました浜田英宏君が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました浜田英宏君

に、本席から告知をいたします。

ここで、委員長の就任の御挨拶があります。

(浜田英宏君委員長席に移動)

○浜田(英)委員 ただいま委員長に御推挙賜りました浜田英宏でございます。就任に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

今定例会の予算委員会は、尾崎県政2期8年の最後を締めくくる質問戦でございます。委員各位におかれましては、どうかチェック・アンド・バランスの立場から心してこの予算委員会に臨んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、新人の皆様方におかれましては、本会議の一般質問の形式とは違う、一問一答による質問形式の予算委員会でございますので、この際早くなれる意味でも大いに勉強いただきたいと思います。お願ひしております。

それでは、結びに当たりまして、この予算委員会、円滑、公正な議事運営に最大限努めてまいりますので、皆様方の御協力方よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○池脇年長委員 以上で、私の役目である委員長の互選は終わりました。御協力ありがとうございました。

(池脇委員年長委員席を退席し、委員席に着席)



副委員長の互選

○浜田(英)委員長 それでは、これより副委員長の互選を行いたいと存じます。

互選の方法は、いかがいたしましょうか。

(「指名推選」と言う者あり)

○浜田(英)委員長 指名推選にせよという発言がございました。互選の方法は指名推選によるこ

とといたしたいと思います。

お諮りいたします。指名推選の方法については、委員長である私が指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**浜田(英)委員長** 御異議ないものと認めます。

よって、私が指名をすることといたします。副委員長に上田周五君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました上田周五君を副委員長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**浜田(英)委員長** 御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました上田周五君が副委員長に当選をされました。

ただいま副委員長に当選されました上田周五君に、本席から告知をいたします。

ここで、副委員長の就任の御挨拶がございました。

(上田周五君副委員長席に移動)

○**上田(周)委員** 一言御挨拶を述べさせていただきます。

先ほど副委員長に御指名をいただきました上田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

微力ではございますけれども、浜田英宏委員長をしっかりと補佐いたしまして、当予算委員会が円滑に運営できますよう頑張っておりますので、委員の皆様のお力添えを、御協力をよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

————— ❁❁❁ —————

理事の指名

○**浜田(英)委員長** それでは、理事の指名についてであります。予算委員会要綱第7条第3項の

規定によりまして、理事は委員の中から委員長が指名するとなっておりますので、私が指名することにいたしたいと存じます。

理事は5名でありますので、今城誠司君、桑名龍吾君、池脇純一君、橋本敏男君、塚地佐智さんを指名いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

————— ❁❁❁ —————

委員席の決定

○**浜田(英)委員長** 次に、委員席の決定についてであります。委員席については、いかがいたしましょうか。

(「委員長に一任」と言う者あり)

○**浜田(英)委員長** 委員長に一任とのことでございますので、お手元に委員長案をただいまからお配りいたします。

(委員長案配布)

○**浜田(英)委員長** ただいまお配りをいたしました委員長案で、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**浜田(英)委員長** 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

なお、10月6日火曜日の委員会からは、本席で御着席願ひたいと存じますので、御了承願ひします。

〔委員席(案) 巻末に掲載〕

————— ❁❁❁ —————

○**浜田(英)委員長** 次に、予算委員会の運営についてであります。委員会の運営は、お手元にお配りをしてございます予算委員会の運営等に関する要綱及び実施要領に基づいて行ってまいりたいと存じますので、御了承願ひします。

その他の件ですが、発言順序、発言時間等詳

細につきましては理事会で協議決定することとし、その決定事項につきましては事務局より各会派へ連絡するというので、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○浜田(英)委員長 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決しました。

なお、質問に当たって、電子機器等を使用する場合は事前に本人が申し出ることにより認めることとしておりますので、使用される場合は、私まで事前の申し出をよろしくお願い申し上げます。



○浜田(英)委員長 本日の協議事項は、以上であります。

なお、理事会を10月1日木曜日、質問第1日目の本会議終了後、議運の部屋で開きたいと存じますので、理事の方は御出席をよろしく願いいたします。

協議事項は、発言順序の決定等についてであります。

以上で、本日の予算委員会を終わります。御苦労さまでございました。

午後0時5分散会

平成27年10月6日（火曜日）

出席委員

上田 貢太郎 君
 今城 誠司 君
 久保 博道 君
 田中 徹 君
 土居 央 君
 浜田 豪太 君
 横山 文人 君
 加藤 漢 君
 桑名 龍吾 君
 武石 利彦 君
 浜田 英宏 君
 池脇 純一 君
 石井 孝 君
 大野 辰哉 君
 橋本 敏男 君
 上田 周五 君
 下村 勝幸 君
 野町 雅樹 君
 吉良 富彦 君
 塚地 佐智 君

欠席委員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 中澤 一真 君

理事（中山間対策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 岡林 美津夫 君
 公営企業局長 門田 純一 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 織田 英正 君
 警察本部長 上野 正史 君
 代表監査委員 田中 克典 君
 監査委員会事務局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

議事課長 楠瀬 誠 君
 議事課長補佐 小松 一夫 君
 主任 沖 淑子 君
 主事 溝渕 夕騎 君

午前10時開議

○浜田(英)委員長 皆さんおはようございます。
 ただいまから平成27年9月定例会予算委員会を開会いたします。

諸般の報告

○**浜田(英)委員長** 本委員会の運営に関し理事会で決定した事項は既にお配りしてありますので、円滑な運営に御協力いただきますようによろしくお願いいたします。

本日の日程はお手元にお配りしてありますので、御了承願います。



質疑並びに一般質問

○**浜田(英)委員長** これより9月定例会に提案されました予算及び予算関連事項に対する質疑並びに一般質問を行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとし、質問者は質問席から、答弁は自席から行っていただきます。なお、私の判断によりまして、質問中、答弁中であっても持ち時間が終われば直ちに質問終結を宣言しますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、発言の通告がありますので、順次発言を許します。

武石委員。あなたの持ち時間は35分であります。御協力をよろしくお願いいたします。

○**武石委員** お許しをいただきましたので、予算委員会の質問に入らせていただきます。

尾崎知事におかれましては、2期目、2期8年が間もなく満了ということで、3期を目指すという力強い所信表明がこの議会でもあったところでございます。ぜひ、全力で頑張っていたきたいというふうに思っております。

そこで私は、この委員会が始まる前に控室で知事の8年前の提案理由説明を引っ張り出してきて読んでみました。それから、4年前、2期目の始まりの提案理由説明であります。ちなみにボリュームで言いますと、8年前の提案理由

説明は12ページ、4年前の2期目がスタートしたときの提案理由説明は26ページ、それから今期の、この議会が49ページ。倍、倍、倍で12、26、49ということなんで、4年後には恐らくこれが100ページぐらいになるんじゃないかというふうに思っていますが。

これを見て、本当に8年前から打ち出された政策がぶれていないというふうに思います。途中経過の4年前のやつも、やっぱりさらにバージョンアップして12ページが26ページになったんだなというのがよくわかります。今回のこの議会の提案理由説明も読み合わせてみますと、課題が山積する本県の課題解決に尾崎知事が本当にぶれがなく最短距離で取り組んできたんだというふうに、先ほど感じたところでありました。本当によくやっていただいております。

ただ、私がちょっと気になるというか印象を持ったのは、やっぱりまだ成果が十分出ていないというのが、この3冊を読み合わせても中山間地域の医師不足対策。これが、やっぱり成果として乏しいんじゃないかなということを率直に感じたんです。そういったことも踏まえて、きょうは持続可能な中山間地域づくりということを中心に質問をさせていただきたいと思えます。

それでは早速質問に入りますが、知事のこれまでの県政運営の感想についてお聞きしたいと思うんですけど、まず手応えを感じた政策とか事業、これについてどういう所見をお持ちか、お聞きします。

○**尾崎知事** 過分のお言葉を賜りまして大変恐縮でございます。中山間の医師不足のお話もありました。正直、いろいろと課題も山積しておると、そのように思っておりますけれども、あえて手応えはというお話を言っていましたので、その手応えにかかわるところをお話しさ

せていただきたいと思いますが。

経済の面では、やはり何といても一番の目標でありました地産外商について一定進展が見えてきたことは大きいのかなと思っています。

1次産業では地産外商公社の成約件数が伸びた。2次産業で言えば、ものづくり地産地消・外商センターの成約件数が伸びた。そして3次産業で言えば、いわゆる観光が大きく、300万人観光から400万人観光に伸びてきた。こういう形で1次、2次、3次産業と地産外商が進んだということ、これは一つの手応えかなと思っています。

2点目、福祉の面でいけば、やはりあったかふれあいセンターのネットワークが全県下の広がってきたということ。やはり200カ所を超える箇所で行われ始めて、多分これをベースにして一定の軽度の介護でありますとか、認知症対策でありますとか、いろんな形で地域に密着した福祉ネットワークをさらに充実させていくことができる、そういう礎になるのではないかといい手応えを感じています。

そして3点目でありますけれども、本当にもう絶望感も覚えるぐらいの厳しい34メーターという津波高の想定が出されました。しかしながら、1,445カ所の避難路・避難場所、そして避難タワー115基、こういう形で計画をし、そして約9割が今年度ででき上がるという形で、これに立ち向かっていくためのソフト、ハード両面における対策が少しずつ進み、一定進んできつつあると、このことも手応えなのかなと考えております。もとよりたくさん課題は山積しておると、そのように思っています。

○武石委員 やはり知事の政治姿勢として、県民に寄り添う、そして県民の目線での課題解決に取り組んできたというふうに思うんです。それで、そういった成果が出てきたんだなというふうに思うんです。

県民と一緒に走ってきたといえますか、そういうふうな印象を持ちますが、その県政の主役の県民、この県民の皆さんの意識っていうのに、この8年間で変化があったのかどうか、知事から見てどうお感じになるのか、お聞きしたいと思います。

○尾崎知事 私は平成19年の選挙戦において、そしてまた平成20年度、特に対話と実行座談会で県内34市町村全てでこの座談会をやらせていただいたところでありました。そういう中でやっぱり一番お伺いしたお声というのは、いかに厳しいかと、それで半分もう私がいろいろこうしてはああしてはというふうに申し上げても、なかなかそうはいっても今までも試してきたけれどもうまくいかない、いかなかったんだという趣旨のお話。一種の非常に厳しさとともに諦め感のようなものを感じたことを覚えているところで、私自身大変危機感を抱いたところでございました。まだまだ本当に厳しい、大変だという強い厳しいお声を私自身もまだお伺いしているところでありまして、それを全て払拭したということでないわけだと思っています。

しかしながら、例えば250を超える地域アクションプランがスタートし、先ほど申し上げたあったかふれあいセンターなんかも200を超えるネットワークができ、という形で、やはり何らかの形で前を向いて進んでいこうという皆様方がふえてきたということは間違いなく言えるということではないのかなと、そのように思っているところでございます。厳しいけれども前に向いて進んでいこうではないかと、そういう意識が出てきておられる方がふえたという点においては、私はありがたいことだなと、素晴らしいことだなと、そのように思っています。

○武石委員 市町村との連携をさらに強化する必要がありますということを8年前の所信表明でも述べておられますが、次に市町村行政の意識

というのはどうお感じになりますか。

○尾崎知事 私は初めから、私が若いということもあって、県内の市町村長の皆さんには大変いろんな形で御指導いただいてまいりまして、いろいろ教えてもいただいてまいりました。やはりすごく感じますのは、厳しい状況の中で市町村は一生懸命何とか地域住民の皆さんのためになろうと努力をしておられる、そういう中において、しかしやはり余りにも客観条件が厳しくてそういう点でも大変御苦労しておられる、そういう姿を大変感じたわけでありまして。やはりここは、県政と市町村政が一体となって取り組みを進めていくことが極めて大事だと。

そういう点で、やはり地域アクションプランの推進にいたしましても、いろんな意味で市町村と一緒にタイアップしてできることがふえてきたのではないかと。今回、総合戦略を各市町村でおつくりになっておられます。我々も県として総合戦略をつくっていく中で、市町村とぜひ歩調を合わせてやらせていただきたいということで、いろいろうちの職員もお願いに上がりました。もう全ての市町村で歩調を合わせてやっていこうじゃないかと、柱立てもほぼ統一してやっていこうじゃないかと、そういうお話をいただいているところであります。

一定こういう形で県政と市町村政との連携・協調というのは進んできているのではないのかなど、本当に市町村の皆さんに御指導いただいてこちらもありがたいなど、そのように思っています。

○武石委員 県民も、産振計画なんかを見ても、今まで何をしていたのかわからなかった人たちが、方向性を見きわめて、その目的に対してすごく頑張っているっていう事例がたくさん出てきたというふうに思います。市町村も、今知事がおっしゃったような感覚でいろいろ頑張っている市町村もできてきたなというふうに

思うんですが、まだやっぱり温度差があるなというふうに思います。これはまた今後の課題になると思うんですけど。

それで時間がないので次へ進みますが、3期目を目指すに当たって知事が、今お聞きしました県民とか市町村あるいは県職員に何を求めるのかっていうところをお聞きしておきたいと思っています。

○尾崎知事 今、地産外商ということを1期目、2期目と取り組みを進めさせていただきたいということで、ずっと進めさせていただいたというお話を申し上げました。これからはもう一段、本当の意味での経済的な発展につながっていくかどうかの正念場がやって来る。平成27年度からはそのことをいわばちょっと先取りして意識する形で地産外商の成果を拡大再生産にというお話を申し上げておりますが、まさにこれからはこのことが大きなテーマになってくる。地産外商が、もうこれで途切れてしまうのか、それともその次に向かって力強く発展していくループに乗ることができるか、これから分岐点に来るんだと思います。物事はますます難しくかつ困難になってくるだろうと、そのように思います。

そういう中において、一つの統一したビジョンは共有させていただきながらも、それぞれにおいてそれぞれの創意工夫ということが極めて大事になってくるだろうと、そのように思うわけでありまして。ぜひ、地産外商の成果を拡大再生産につなげて、県勢浮揚につなげていくのだということについて、特に県職員には一人一人がそれぞれの職場の中で大いに創意工夫をしていただきたいというふうに考えます。また、市町村の皆様方にもお知恵をいろいろ賜りたいと思いますし、また県民の皆さんとも頑張ろうということで、ぜひそういう取り組みを共有させていただければなど、そのように考えておると

ころであります。

○武石委員 この7月に知事が四万十町にお見えになって、地元の商工会青年部主催のシンポジウム「教えて尾崎先生」という、尾崎知事が先生に扮して地元の小・中・高生、それから移住者とか子育て中の若い女性とか、そういった方々と学校形式で話をするシンポジウムがあって、私も大変興味深く見させていただいて、ふだん知事が議場で言っていることとまた違うといただきますかね、子供たちにわかりやすく話をされている。例えば、勉強は何のためにするのっていうような素朴な質問に対しても、知事は理路整然と子供たちがああそうかとわかるようなやりとりがあって、非常に興味深く聞きました。

まず、このシンポジウムでそういった方々の声を聞いて、どういう感想をお持ちになったかをお聞きしたいと思います。

○尾崎知事 大きく言うと3つです。第1点目は、商工会青年部の皆さん、特に四万十町の商工会青年部の皆さんはお若い方が多い。このお若い方がこういう形でシンポジウムをやって、地域おこし、四万十町の創生、県勢の浮揚に向けて頑張ろうとやっておられること自体に非常に感銘を受けました。こういう若い人が高知県内にあふれてくれば、もう間違いなく高知県はよくなると、そういうことを思ったところでありました。

2点目でありますけれども、これは子供たちであります。例えば、県内に遊ぶテーマパークがあればな、みたいなそういう子供らしい素朴な質問もあったわけですが、まさに四万十川があるじゃないかというお話を申し上げたとき、素直にそれを聞いてくれて、そうですよねという感じになってくれたこととか。さらには、自分のお父さんが新しくお店を開かれた女の子がおいでになりましたけれども、そのお父さんのお店のことを本当に誇らしげにお話していた

こととか。一転、外に目を向けがちですけれども、少しそういう示唆があれば、自分たちの心の中でいかに自分たちの住んでいるところがすばらしいかということについて、しっかりと認識をしておられると、誇りを持っておられる。これは将来に向けてすばらしいことと、そのように思ったところでありました。

3点目でありますけれども、懇親会がありましたが、あれは活発だったなど。本当に、多くの皆さんのいろんな熱い思いが聞けて大変有意義でありましたし、四万十町の方は熱いなど、そういうふうに思ったところでもあります。

○武石委員 やっぱり、知事と直接会話をすることで、知事と初めてお話をした方も随分多かったと思うんですけど、彼らの話を聞いても、随分勇気づけられたっていう声が多いです。それから、知事の答弁にもありましたが、青年部がその後参加者にアンケートをとったデータなんですけれども、ない物ねだりをしない、あるものを生かすというふうな言葉が随所に出てきて、知事のお話が浸透したんだなというふうに思います。

その中に、子育て中のお母さんも参加されていて、このお母さんが、「地元窪川には小児科・産科医がない。子供がぐあい悪くなったときに、高知市まで自分で運転して子供を連れて行った。その車内で子供が嘔吐して大変だった」とかいろいろ御苦労を書いている、そのお母さんの意見としては、移住とか若者定住というてもやっぱりこういう状況じゃなかなかもう子供は育てにくいという声が出ているんですね。

そこで健康政策部長にお聞きしたいんですけど、この中山間地域の産科とか小児科、こういった医師の確保、充実について御所見をお聞きしたいと思います。

○山本健康政策部長 各医師、非常に厳しい状況ですけれども、今お話があったように産科、小児

科というのは本当に厳しい状況があります。そのため奨学金制度の中でも、この2つについては加算を設けるような取り組みをしています。その結果、高知大学医学部の産婦人科教室であるとか小児科教室に入局した医師の数が、この10年間でともに11名ずつということで、明るい兆しも見え始めましたし、これまで1桁であった、奨学金を受けた医師そのものが来春からは30名規模になるということがあります。

ただ、平成29年度から新専門医制度ができずんで、なかなかすぐに中山間地域に配置ができるということにはなりませんので一定時間はかかりますけれども、そういう状況がありますんで、将来的な話になりますが、例えば小児科であれば各二次医療圏の基幹的な病院で常勤の小児科医師が複数、2人以上配置できるようにするなどの取り組みをしまして、中山間地域に住んでいても安心して子育てができる医療環境の充実に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○武石委員 繰り返しになりますが、8年前にも知事はその問題を提起して取り組んでこられて、なかなかすぐに答えが出る問題じゃないんだなという難しさは感じるんですけど、何か高知方式のそういったものが生み出せたらと思いますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それから、中山間地域について買い物弱者が大変ふえておるという話も聞くんですけども、これについてどういった対策を考えておられるのか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 中山間地域の買い物対策は、これまでが移動販売とか買い物代行、宅配とか無料送迎とか、そういった官民いろいろな形で取り組みが進んできております。現在、国のほうでは人と貨物を一緒に運ぶ貨

客混載の規制緩和の動きが出てきておりますので、こういった形が進みますと移動手段と貨物を一緒に運ぶ、そういったことを一緒に確保できるということで、集落活動センターなんかはその主体となり得るといふような形も今後考えられるというふうに思っております。

そういった形で、市町村の実態に合った形で進めていきたいというふうに考えております。

○武石委員 それでは次、中山間地域の教育についてお聞きをしたいと思うんですけど、中山間地域の高等学校でも大変いろんな、私もこの質問をするに当たって地元の窪川高校なんかにも出向いていろんなお話を聞いたら、なかなかすばらしい取り組みをしているなというふうに感じました。

というのが、四万十町にも移住者が当然おるんですけど、こういう話がありましたね。その移住者から、いや武石さん、私がここで子供を育てているけれど、彼らを窪川高校へ行かせて、ある有名大学の名前を挙げて、〇〇大学なんか行けるんでしょうかねっていう話を私聞いたんで、うーんそうかと考えさせられるところがあって、窪川高校へ行って、どんなことをやるとんだ、あるいは高等学校課にもお話を聞いたら、なかなかすばらしい取り組みをしているなど。

私が先に質問とそれを言うたらあれですけど、教育長、そのあたり中山間地域の高等学校教育について御所見をお聞きします。

○田村教育長 お話にありました大学へ進学する生徒への指導ということですが、中山間地域の小規模校におきましては大学に進学するカリキュラムを設定して指導しております。それから、その生徒の学力とか進路希望が多様化しておりますので、その一人一人の状況に応じた個別指導、進学補習といったことも行っております。さらに、四万十町などの中山間地域の

学校が連携して行っております進学合宿、ここでは大学進学への意欲や学習方法を生徒に身につけさせると同時に、教員の研修にも取り組んでいるということを行っています。

こういったことによりまして、生徒の進学希望がしっかりかなえられるように取り組んでいくといったところでございます。

○武石委員 高知市内の私立高校に来る子供というのは、やっぱり進学を目指すっていう、そういう子が集まっていると思うんですけど、中山間地域の高等学校というのは必ずしもそうではない、多様なニーズに対応しなくてはならないというふうに思うんです。

進学希望ではない生徒に対する教育理念とか体制について再度お聞きしたいと思います。

○田村教育長 おっしゃるように中山間地域の生徒は多様でございますので、そういった多様な生徒全てに職業的・社会的自立といった力を身につけさせる必要がございます。ということで、進学を希望しない生徒につきまして習熟度別授業ですとか、あるいは学習支援員を活用いたしまして、まずは基礎的な学力をしっかりと身につけさせるということに取り組んでおります。あわせて、地域でのインターンシップですとか地域の課題を解決するための学習を通じまして、学ぶ意欲と社会的自立に向けた力を育むとともに、その地域を支えるような人材の育成にも取り組んでいるといったところでございます。

○武石委員 まさにそういうことが地元への知識、愛着も生まれて、地元に残ろうかなとかいうことにつながってくると思うんで、大変いいなと思います。そして窪川高校なんかも大学進学コースと地域リーダー養成コースっていうのに分かれて、地域リーダー養成コースでは地元の農業とか林業とか漁業とかそういったところを勉強して地元のよさを深く知っていくということで

あるんで、大学進学と対比しても非常に意義のある有効な取り組みだと思えます。

それで、文化生活部文化推進課が発行している文化情報誌「とさぶし」。これの最新号に、四万十町の恒石知則君という、恒石畜産という畜産をやっている、肉牛を育てている彼が特集で取り上げられています。TPP、きょうそれこそもう大筋合意ということで各紙面に出ていますけれど、これにも出ていますけれど、TPPは怖くないということを彼はもう既に明言している。非常に頑張っている青年なんですけれど、彼は高知農業高校を出て北海道の農業専門学校へ行っていて、その専門学校のとときに父親から、「おまえ、金のことは俺が面倒見るき、アメリカ行ってこい」と言われてアメリカに行ってきて、言葉も通じないところで生活して、もうこれで何でもやれるなど、もう何が来ても怖くないっていう経験をしたというのが、このペーパーに出ているんです。

それで、海外での経験、国内でのホームステイなんかでもいいと思うんですけど、やっぱり地元のよさを知るために1回出てみるっていうのも大事だと思うんです。海外留学の道をさらに拡充するとかということも必要じゃないかなというのを、私は彼を見ても思いますので、これは要請をしておきたいというふうに思います。

それから、窪川高校でお話を聞いていたら、遠隔教育ですね、既に追手前高校と吾北分校でもやられている、インターネットを使った遠隔教育。これが充実をすると、例えば私の地元で言うと窪川高校と四万十高校でも規模は、どんどん生徒数は減って、まず課題は先生がいないと、こういうことになるわけですけど、遠隔教育が施されれば追手前高校の物理の授業を四万十高校でも窪川高校でも受けれる。こういうことになるんで、学校を減す必要は私は余りな

いんじゃないかな、そういうインターネットを使うことで、そういうふうに思います。

そこで、遠隔教育を導入して小規模校の維持をするべきではないかというふうに思うんです。これは高校だけじゃなくて小中学校も含めて。その点についての御所見を教育長にお聞きします。

○田村教育長 学校規模については、学習面だけでなくいろんな社会面の育成だとかというようにもございますので一概には申し上げられませんけれども、昨年策定いたしました県立高等学校再編振興計画の中では、地元から進学する生徒が中山間地域でも地元で学習できるようにということで、最低1学年20名という基準をつくりました。

そういった小規模校におきまして、お話のありましたように大学に進学するための必要な科目が履修できないといったような場合がございますので、それについて遠隔教育において実施をするということの実験に取り組んでいるところです。今追手前高校と吾北分校ということで取り組んでおりますけれども、今後は四万十高校と窪川高校でも取り組んでいきたいというふうに考えています。

こういったことについて、さらに研究を深めていながら広げていきたいというふうに考えているところでございます。

○武石委員 ぜひ、その方向で行ってほしいと思うんですけれど、今教育長がおっしゃった懸念というのはクラスメートが少なくなることによる社会性が保てないかというようなことになるんだろうと思うんですけれど、私は必ずしもそうじゃないと思うんですね。むしろ、それを追求するが余りに家族と離れ離れになるかというデメリットも一方であるわけだし、それはそれでそういう交流の機会を持てばいいわけで。毎日毎日クラスメートと机並べて座る

のが教育じゃないと私は思うんで、それはもう十分おわかりだと思いますけれども、私はそういうことを、あえてここで意見として申し上げたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

それから、全国中学校体育大会で窪川中学校のソフトボール部が見事全国優勝をして、同じ四万十町の大正中学が3位に入賞したという、四万十町の歴史に残るような輝かしい出来事が最近あったんです。その校長先生なんか聞くと、窪中の優勝チームの子で窪高へ行くのが1人って聞いたんです。それは、ソフト部がないっていうんですね、窪高に。野球部があるから、1人は野球をやるっていうことで行くけれども。

何かこの話を聞いてもったいないなど。今、四万十町、窪川なんか歩いていたら、あちらこちらから、こんにちはおはようございませとと言われて、見てみたらソフト部の選手が自主的にそうやって挨拶している。これもすばらしいし、立派な監督が来たから優勝したんかなと思うと、普通の監督、オタク系の監督で、何で優勝したんやというて聞いたら、子供たちがこれは自分らが頑張らないかんといいて子供たちの自主性で強いチームが生まれたと。これはまさに全県下に広げてもらいたい事例だというふうに思ひまして、横道へ随分それたんですが。

小中学校との連携ですね、中学校から地元の高校へ行くとか、そういったパイプをもっと太くする必要があると思うんですけれど、その観点1点に絞って教育長に御所見をお聞きします。

○田村教育長 小・中・高の連携によって成果を上げている事例として嶺北地域がございませ。嶺北地域におきましては、小・中・高校が学校行事ですとか体験的な活動を連携して行うといったことを通じまして地元から嶺北高校への進学者がふえておりますし、一旦高校を出て大学へ入ってからまた地元へ帰ってきていると

というような事例もございます。

このような中山間地域において、地域との連携に加えて学校間の連携をさらに進めることで、小・中・高校を通じた生徒の育成を図って地元の高校に進んでもらうと、それから地元を支えてもらう人材を育成していくということが必要だというふうに思っています。今四万十町においても、そういった取り組みがスタートしたばかりでございますので、さらに深化をさせていってほしいというふうに考えているところでございます。

○武石委員 その優勝した窪中の監督のことに私触れましたけれど、やっぱりその方の教育理念がよかったんだろうと思うんで、いや、本当に彼もすばらしいということを一言つけ加えておきます。

それで、やっぱり地域おこしのリーダーをつくるっていうのは、これから大事だろうと思うんですね。今、地域支援企画員とかもあるし、地域おこし協力隊も地域で活動してくれていますけれど、その言葉の中の協力をするとか支援をする、じゃあその協力される人、支援される人って何なんだって考えたときに、地域じゃないと思うんですね。やっぱり地域には地域のリーダーがおって、その方のやることに協力をする、支援をする。個人じゃなくて企業もあるんですよ。

そういったことだろうと思うんで、ここで提案したいのは、そういう誰なのかって、who、ここを明確にする必要があると思うんですね。協力隊員とか支援企画員は会議とかがあって県内で集まったりして情報共有する機会もありますけれど、地域でそれぞれ頑張っているその主役たちが一堂に会して課題を話し合う機会なんか今ないと思うんですね。だから、それを私は解消すべきだと、主役にもっとスポットを当てるとするのが大事だと思うんですね、協力すると

か支援する人じゃなくて。

だから私が提案したいのは、リーダーを、あんたリーダーですよと、頑張ってくださいというふうに県が認定する。これは私が考えた仮称ですけど、エリアリーダー、ALとかいうて、高知県AL会議を年に何回かやるとか、高幡地域AL会議やりますよとかいうエリアリーダー。それから小学校ではジュニアエリアリーダー、JALとか。それから若い人はヤングとか、YAL。シルバー、そういうふうに横串を刺すっていうのは大事だと思うんですね。

そういう認定制度というか、あるいはそういう意識でもいいんですけど、知事はどう思われますか。

○尾崎知事 そういう認定制度ができると、いわゆるモチベーションの点、さらにコミットメントの点、そしてもう一つはおっしゃられたようにネットワークの点、いずれにおいても有効ではないのかなと、そのように思います。1つだけ気をつけないといけないなと思いますのは、そのリーダーであることというのが結構時と場所によったりするところがあるのかなと。あとは、私だって、みたいな御意見も出てくる可能性もあったりするので、ちょっとそこも注意していきながら制度設計していく必要があるのかなと思っています。

実は、ネットワークという点で非常に今いい効果を発揮しつつあるのかなと思って期待しておりますのが、例えば土佐MBAの「目指せ！弥太郎商人塾」でありますとか、こういうもののOBの方々がよいネットワークを形成されて、非常にいろいろとコラボして新しい取り組みもされておるそうであります。MBAとか、さらには高知家ALL STARSの取り組みでありますとか、地域支援のためのいろいろな取り組み、地域アクションプランのリーダーの方とか、そういう方々、こういうような制度なんかも生かし

ていきながら、どういう制度設計ができるかちょっと考えさせていただきたいなど、そのように思います。

○武石委員 わかりました。よろしくお願ひします。

それでは、時間が押してきましたので高齢者対策に入りたいと思います。このたび厚生労働省からさまざまなニーズ、要望、そういったものをワンストップで取り組んでいこうという方針が示されたわけでありましたが、高知県としてそれにどう対応していくのかっていうことをお聞きしたいと思うんですね。

地域包括支援体制という言葉ここでは使わせていただきますが、そのことについての地域福祉部長の御所見をお聞きしたいと思います。

○井奥地域福祉部長 本県の人口の減少と高齢化が進む中山間地域などでは、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった縦割りの国のそれぞれ基準に基づきまして、それぞれの施設が独立したサービスを提供すると。そういう形でいきますと、本県の中山間地域などではその施設を維持・運営していくといったことは採算面でなかなか難しい状況に置かれておった。

こうした中で、今回国のほうから新しい福祉サービスの提供に向けて、障害者とか高齢者、子供が集い、その場所でいわゆる共生型施設としてのサービスを一体的に提供したらどうかというふうな方向が示されております。その際には、あわせて施設の基準とか人員配置、そういうものについても緩和する方向で検討していくということが示されています。こういう内容につきまして、これまで知事を先頭に国のほうに、小規模で多機能な日常生活支援サービスなどを提供します、あったかふれあいセンターについての政策提言、こういうのを行っておりましたけれども、この方向に沿った国の流れというふうなことで大いに今期待しているところで

す。

本県のメリットでございますけれども、先ほど申し上げましたように、なかなか中山間地域でサービス事業者の参入が進まないといったときに、こういう今後国から示されますルールによっては非常に緩和された形でもってサービスの提供が可能になるような事業者が出てくるというふうなことで、非常にメリットがあるんじゃないかと期待を膨らませておる、そういうところでございます。

○武石委員 高知県は、他県と比べても非常にそういう課題が多い県だと思いますので、この国の方針に沿って進めていきたいと思います。それから、厚労省のペーパーの中にも高知県のあったかふれあいセンターっていうのがもう先進事例として紹介もされていると思うんで、高知県はトップランナーで走っているんだなというふうに思いますが。

このワンストップサービスが実現するということも挙げようと思ったんですけども、時間がありませんのでそれはやめますが、基本理念として相談するからいつでも来なさいやっていうことじゃなくて、地域にどんどん支援する方が出向いて行って、いわゆるアウトリーチで支援しますよという考え方なんで、さらに地域での取り組み、じゃあ地域の誰がやるのかっていうことが重要になると思うんで、この面での人材育成とか体制づくりもしっかりとお願いをしたいというふうに思っております。

あと1分になりました。知事におかれましてはまた、課題山積の高知県であります。今までどおりあるいは加速をして今まで以上に頑張ってくださいたいし、県の皆さん、市町村行政も巻き込んでしっかりとトップスピードで走っていただきたいし、主役の県民の皆さんにも頑張ってくださいたいし、もちろん我々県議会も一生懸命頑張りたいと思います。頑張ってまいりま

しょう。どうもありがとうございました。(拍手)

○**浜田(英)委員長** 以上をもって、武石委員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩をいたします。

午前10時35分休憩



午前10時41分再開

○**浜田(英)委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

大野委員。あなたの持ち時間は30分です。御協力をよろしく願います。

○**大野委員** 県議員にならせていただいて初めての質問の機会をお許しいただきました県民の会の大野辰哉でございます。初質問とあわせてして尊敬する武石委員の次ということもありまして、大変緊張もしております。お聞き苦しい点、見当違いの点、多々あるかと思いますが、お許しいただきますようよろしくお願いいたします。

私は、旧吾川村、現在の仁淀川町の出身でございます。地元の高校卒業と同時に地元の村役場へ入庁しまして、以来、昨年の退職まで28年間、山間・過疎地域の現場の最前線の自治体の職員として働いてまいりました。大変微力で若輩者ではありますが、課題解決先進県のもう一つ先の先進山間・過疎地域の出身者として現場の声を少しでもお伝えさせていただき、県民の皆様のご生活や福祉の向上に少しでもお役に立てるよう頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、先月高知県においても各地で時間雨量100ミリを超える大雨、集中豪雨がありましたが、関東・東北地方など集中豪雨により多

くの方が被災されました。改めて犠牲となられました皆様の御冥福をお祈りしますとともに、被災されました皆様に心よりのお見舞いを申し上げたいと思います。

たび重なる豪雨災害を目の当たりにして、治水事業の重要性はもちろん、日ごろからの避難など防災訓練の大切さ、行政間の連携、行政と住民の連携など、いざというときの情報伝達など改めて災害の怖さと同時に非常時対策の難しさを実感した次第であります。

中でも、茨城県常総市の水害で被災現場に取り残された多くの方が高齢者の方でした。それは、テレビの映像を通じても高齢者の方が自衛隊や救急隊に抱きかかえられ避難する姿や、多くの高齢者が避難所に避難されておられたことから伝わってまいりました。

高齢化率が高い本県におきましては、南海トラフ地震や集中豪雨など災害対策を行う上で、改めて災害弱者、情報弱者と言われる高齢者や障害者がおられる世帯の避難対策について重要な課題であることを改めて思い知らされました。

そうした思いもあり、最初の質問は、住民の命を守る取り組みの一つである防災行政無線についてお伺いしたいと思います。

避難情報など行政からの情報を伝える手段として市町村が整備する防災行政無線は、主に屋外に設置したいわゆるラップ型の屋外スピーカーなどによる放送装置により住民に避難情報などの伝達を行っていますが、屋外スピーカーでは届く範囲も限界があり、暴風雨の状態では雨戸など閉め切っている場合も多く、雨、風の音とともに大切な行政からの情報が家の中で聞こえない状況があります。特に、高齢者の方には聞こえにくいことなどが課題となっています。今回の常総市の災害においても、雨音などで屋外スピーカーの音が聞こえず避難がおくれたケースがあったとも報道されております。

市町村によっては、防災行政無線が聞き取りにくい地域の世帯などに戸別受信機を設置したりして地域住民に対して伝達をしているところもあります。災害など危険にさらされている住民を避難させるための災害情報をいかに確実に伝えるかが防災・減災の鍵であり、最も重要な対策であると言えますが、県内における防災行政無線の戸別受信機の普及状況と市町村に対する助成制度について危機管理部長にお伺いしたいと思います。

○野々村危機管理部長 県内におけます戸別受信機の普及状況でございますが、本年8月時点で22市町村で難視聴地域を中心に2万4,123台設置されてございます。また、戸別受信機への県の助成につきましては、地域防災対策総合補助金などによりまして支援を行っておりまして、近年の実績としましては平成24年度から26年度までの3年間で9市町村が4,108台の戸別受信機を整備しております。

○大野委員 どうもありがとうございました。

最近では、携帯電話のメール機能などによって災害情報を伝達することが多くなっています。まだまだ高齢者の利用は少ない現状ですが、さらに住居が点在する山間地では情報を得る手段にも限界があります。広域的かつ個人に災害情報を伝える手段として、そうした地域や世帯、特に山間地域の高齢者世帯などには戸別受信機の設置が情報の伝達を行う上で大変有効的であると思われま。

住民への伝達手段の確立に向け今後どう取り組んでいかれるのか、再度危機管理部長にお伺いしたいと思います。

○野々村危機管理部長 おっしゃられるとおり、災害時の情報は住民の方々に確実に伝えなければならないと思っております。複数の伝達手段を考えておく必要があると考えております。市町村では、先ほど言われましたように戸別受

信機を含む防災行政無線、それだけではなく、ケーブルテレビなどの有線放送でございますとか携帯電話による緊急速報メール、テレビの文字放送などさまざまな手段を用いて災害情報の伝達を行っているところでございます。

平成26年度から県の総合防災情報システムを使って携帯電話会社から緊急速報メールを送信することですとか、市町村から県に情報を報告することになります。その同一操作で報道機関に発信できるように整備してございまして、一部のテレビ放送で直接文字放送として放送されるように整備もしておりますなど改善もしてございます。

また、防災行政無線について言いますと、災害の実際の対応ですとか訓練を通じまして、確実に情報が伝わるのか検証しまして、伝わらないところには県の補助金を使って戸別受信機を整備しておる市町村もございまして。

県といたしましても、防災行政無線の屋外子局だけでなく戸別受信機を整備などに対しても引き続き助成を行っていくこととあわせて、住民に正しく確実に情報を伝える方法とか手段について市町村に対してまた支援していきたいと思っております。

○大野委員 ありがとうございました。今後、山間地域で集落の点在する地域の高齢者世帯など防災行政無線が聞こえにくい地域や災害弱者への情報伝達など住民の命を守る取り組みについて、今後も市町村などしっかりと連携していただけて進めていただけたらと思います。ありがとうございました。

続きまして、集落活動センターについてお伺いしたいと思います。

中山間地域対策として集落を維持・再生させる支え合いの仕組み、また地域の拠点として取り組んでこられた集落活動センターですが、地域の暮らしを支える店舗の運営、地場産品・加

工品づくり、交流活動、イベントなどさまざまな取り組みによって地域の活性化が図られてまいりました。これまでの県の取り組みや御尽力に対しまして敬意と感謝を申し上げます。

しかしながら、課題解決先進県として全国でも先進的な取り組みとして行われてこられたもので、まさに一からのスタートであり、取り組みが進んだがゆえに課題も出てきているようでございます。

現在、集落活動センターにおいては、地域の住民組織などがさまざまな活動や収益事業などを行っていますが、そうした住民組織は地域の限られた人数と人材で行っております。高齢化も進んでいます。地域の住民の支え合いの組織ですから、高齢化が進む地域では組織自体も高齢化するの当たり前で、そうした地域や組織では収益活動についてもなかなか採算をとるのは難しく、活動そのものを県や市町村からの補助金頼みとならざるを得ない状況もあります。

また、補助制度やメニューへの理解も難しくなりつつあり、補助金の申請についても申請の手続が煩雑で申請に二の足を踏むといった事例もあるとお伺いしております。

また、一部だけの活動となってしまって広がりが無い事例や、行政と住民とのスピード感の乖離、また集落の活動を一番身近に支援する市町村役場に関しても、この間の市町村合併や集中改革プランなどにより、マンパワーも不足しています。そうした課題と今後の県の支援について中山間対策・運輸担当理事にお伺いしたいと思います。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 集落で住み続けていける仕組みをつくって継続していきますことは簡単なことではございませんが、将来のことを考えますと、今まさにやらなければならないことというふうに思っております。

それで、取り組みを進めていく上で最も大事なことは、みずからの住む集落を次の世代に残していこうという住民の方々の思いと、そのためにみずからができることを通して参画をしていくということではないかなというふうに思っております。

合意形成を図る段階といろいろ試して実践する段階、それと定着させる段階、それぞれに御指摘のありましたように課題があることは承知はしておりますが、県といたしましては地域からのいろいろな相談に対してはしっかりと丁寧に対応できるだけの体制と支援策というものは用意をしておりますので、ぜひとも地域のほうからの相談をしていただきたいというふうに考えております。

○大野委員 外商などによって経済的な収益があることは理想ではありますが、山間地域ではよほど目玉となる商品や観光資源がないと、そういった素材がないとなかなか難しく、経済的な収益を求め過ぎると、やっている人たちもしんどくなる、そういった部分も出てまいります。大切なことは、山間地であろうが過疎地であろうが、そこに住んでいる人がきのうよりきょう、きょうよりあしたを少しでも楽しく幸せに生きがいを持って安心して暮らしていくことだと思います。その一つとして集落活動があると思います。

中山間地域の環境、状況は大変厳しいですけれども、集落活動センターは高齢・過疎地域の全国先進モデルともなっています。このすばらしい施策が引き続きますます県民に広く浸透して、高齢者の方は安心して健康で生きがいを持って地域で住み続け、若い人は地域に残ることのできる産業づくりや経済の活性化などにより、真の地域再生につながるよう今後も県の支援をお願いしたいと思います。

続きまして、集落活動センターの避難所など

の防災機能を兼ね備えた施設整備についてお伺いしたいと思います。

集落活動センターは、今後県内で130カ所を目標に計画が進められ、これから各地で施設整備や改修が進むものと思われます。もちろん地域住民との合意が大前提とはなりますが、例えば今後施設を整備する場合には、設計段階から多くの避難者が簡易に寝泊まりできるぐらいのホール、ヘリポートを兼ね備えた駐車スペース、また災害備蓄品の備蓄庫など地域の避難所としての機能を兼ね備えた施設整備の視点があれば、より地域住民の安心にもつながるのではないかと考えるものです。

今後の集落活動センターの施設整備に関して、避難所など防災面の強化と市町村などとの連携などについて中山間対策・運輸担当理事にお伺いしたいと思います。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 18カ所の集落活動センターのうち16カ所の拠点施設は、災害時の避難所として指定されております。また、簡易な宿泊ができるホールとか災害備蓄用庫なども備わっておる施設もございます。また、うち13カ所のセンターでは緊急用のヘリポートが整備をされておまして、集落活動センターが地域の防災拠点としての役割を果たしているというふうに考えております。

今後とも市町村、危機管理部とも連携をして、そういった形での整備を進めていきたいというふうに考えております。

○大野委員 ありがとうございます。

もちろん既にそうした視点で取り組んでこられているところも多くあると思いますが、昨今多くの災害における避難所での高齢者の姿を見たとき、地域の避難所としての機能を兼ね備えた施設整備の視点があればより地域住民の安心につながるのではないかと思いますので、質問させていただきます。

今後、集落活動センターなど集落の拠点となる施設の整備に関しては、地域の避難所や防災拠点としての機能強化の視点もあわせて、地域住民の安心・安全につながる整備の推進を支援していただくように、今後ともよろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、あつたかふれあいセンターについて質問いたしたいと思います。

あつたかふれあいセンターに関しましては、赤ちゃん、子供から高齢者、障害者、健常者など制度や利用者の分け隔てなく、その地域地域に応じたきめ細かい福祉サービスの拠点として、多くの県民に楽しみや憩い、生きがいの場所として利用されている高知型福祉施策の先進的な取り組みと理解しておりますが、介護保険制度の見直しもあり、介護予防事業の受け皿としての機能を担う役割も加わり、そうした役割は今後さらにふえることが予想されています。

そうした新たな事業などの取り組みが増す中で、あつたかの原点である制度の谷間にある人のケアをいかに行うか、制度の垣根を越えて、その地域地域におけるきめ細かな福祉サービスをいかにやっていくのが課題となっています。

あつたかに参加してほしいけれども家に引きこもったまま活動に参加されない方、相談に来てほしいけれども来ない方、来られない方などセンターを利用されずに在宅でおられる方が地域にはまだまだたくさんいらっしゃいます。そうした方が参加しやすい環境や状況をつくっていくことが重要であり、そうした方に参加していただくことがあつたかふれあいセンターの原点であり役目であると思います。

あつたかふれあいセンターは、今後集落活動センターとの連携や介護保険事業、地域支援事業など福祉施策の受け皿となることが予想されています。そうしたことから、センターの担い手の負担の増大によりセンター本来の役割が果

たせなくなるのではないかと懸念していますが、地域福祉部長の所見をお伺いしたいと思います。

○井奥地域福祉部長 あったかふれあいセンターにつきましては、高知型福祉を実現するための取り組みといたしまして、中山間地域などでその役割をしっかりと果たしていただいております。しかしながら、中山間地域では福祉サービスなどの提供事業者の参入がなかなか進まないといった事情がありますし、これまで集落を支えてきたいわゆる昭和一桁世代の方々が80歳を超える超高齢者というふうな状況になっております。その一方で、地域の支え合い活動などの役割を担っていただく世代が少ない中で、65歳を超えた高齢者の方々に少しでも長く健康を維持して安心して暮らしていただくための環境を整えるといった視点も重要ではないかと考えております。このため、県ではあったかふれあいセンターが地域の福祉活動などで担ってこられた機能をうまく活用する方向でその機能強化に取り組んでいるところでございます。

しかしながら一方で、議員のお話にもありますようにあったかふれあいセンターが果たすべき役割として、これまでの取り組みを進める中で、支援がなかなか行き届かなかった方たちへのきめ細かな支援といった視点も今後の取り組みを進める上では大事なことじゃないかというふうに考えております。

今後とも、これまであったかふれあいセンターが果たしてきた役割などを踏まえまして、より多くの県民の皆様が地域地域で安心して住み続けられる高知型福祉の実現に向けまして、市町村や運営を担っております社会福祉協議会などの連携を図り、県としてもしっかりと支援をしてまいりたいと、そのように考えております。

○大野委員 ありがとうございます。

あったかふれあいセンターは、社会福祉協議会など社会福祉法人が運営されることが多くあ

りますが、その社協などについてもさまざまな事業やサービスの受け皿となっている現状から、山間部などでは人員の不足などにより新たな事業の受け皿となりにくい場合もあると聞いております。そうした現状から、今後あったかふれあいセンターでは例えば集落活動センターで配食サービスを一部担っていただくとか高齢者向けの事業を集落活動センターで行うとか、あったかふれあいセンターで地場産品などの生産出荷など経済的な事業を行ったり、またあったかと集落活動センターがあわせて複合的にそうした事業を行っていく場合も出てくるなど、今後あったかふれあいセンターと集落活動センターの連携はますます進み重要となってくると思います。また、あったかふれあいセンターのスタッフには福祉関係者が多く、災害時には地域における福祉避難所としての役割も担うことも想定されています。

スタッフの人材確保とともに防災教育など、そうした課題も含めて福祉避難所としての機能と役割について地域福祉部長の所見をお伺いしたいと思います。

○井奥地域福祉部長 あったかふれあいセンターにつきましては、現時点で市町村が福祉避難所として指定しているのは拠点施設で7カ所というふうにお聞きしております。いずれも社会福祉施設とか町村の保健福祉センターなどとなっております。福祉避難所としての機能、役割を担う環境は十分整っているというふうに考えております。

そのほか避難所として指定されているところが15カ所ありまして、受け入れ人数によりましては福祉避難所的な対応といったことも十分可能ですし、ハード面での課題を解決できれば福祉避難所としての再指定ということも可能ではないかというふうに考えております。

また残る19カ所につきましては、センターの

職員が発災後に最寄りの福祉避難所または避難所へ参集しまして、要配慮者への支援に取り組むといったようなことが考えられると思います。

またあわせて、昨年度から災害時に備えるための防災・減災の取り組みとセンターでの地域福祉活動、こちらのほうとの一体的な推進を進める上でセンター職員への防災研修などにも取り組んでおりまして、今後は福祉避難所でのスタッフとしての役割が担えるような専門的な知識を身につけるための研修の充実、そういったことにも留意してまいりたいと考えております。

また、今後は地域内の社会福祉施設などとの災害時における相互支援のためのネットワークづくり、あるいはセンターを利用される方々のうち要配慮者への避難支援の仕組みづくりといったようなことも進めていく必要があると考えておりまして、その際には議員のお話にもありますように、危機管理部設置の地域本部との情報共有、そういうものを図りながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

○大野委員 ありがとうございます。今後、集落活動センターや防災、そしてあったかふれあいセンターの連携といった施策間の連携を強く進めていく部分と、制度の原点をしっかりと維持・継続していく部分とを利用者、運営者、そして行政がしっかりと理解して取り組みを行っていくことが大事ではないかと思えます。あったかふれあいセンターに今後とも引き続きの県の支援をお願いしたいと思います。

続きまして、選挙権年齢引き下げに対する高校生への主権者教育についてお伺いしたいと思います。

公職選挙法の改正による選挙権年齢の引き下げに伴い、主権者となる若者への教育が課題となっています。今議会の一般質問においても質問がされ、教育長からも教員の中立性や高校内

においての生徒の政治的活動の制限など、県教育委員会、執行部からの回答もありましたが、私からもこの選挙権年齢引き下げに対する高校生への主権者教育について質問させていただきます。

文部科学省は、高校生の学校内での政治活動を原則禁止とし、学校外での政治活動については一定の条件のもとで容認する方向とお伺いしております。また、高校生の主権者教育については、次期学習指導要領案において、選挙権年齢の引き下げを踏まえ高校生の公民における新科目として公共を創設し、主権者教育を必修とするとのこと。公共で扱う内容は、現代社会、倫理、政治経済などで、模擬投票や模擬裁判など実践的な学習が中心になることも予想され、現実の社会的な問題を扱う場合など、政治的中立性の問題など多くの課題があり、学校現場の負担が増大することが予想されています。

今回の改正公職選挙法の国会与党の法案の提出者は、改正法の意義について、民主主義をさらに深めるため投票できる人をふやしていく、若者の声を政治に反映できる仕組みをつくるなど法案の意義を説明されています。

しかしながら、この7月、与党の文部科学部会が安倍総理に提出した選挙権年齢引き下げに伴う学校教育の混乱を防ぐための提言では、高校生の政治活動について抑制するとともに、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すための教育公務員特例法などの改正を求めていることが報道されています。

そうした中、山口県の県立高校の2年生の授業で行われた安全保障関連法案に関する模擬投票の中立性が不十分だったとして、山口県教育長が県議会において、法案への賛否を問う形となり配慮が不足していたと授業を問題視する見解を示した上で謝罪した事例がありました。

問題となった授業は、2年生の生徒が安全保

障関連法案への賛成、反対をグループに分けて議論し、自分たちの考えを発表。どの意見に説得力があったかを問う形で行われたそうで、その授業を問題視した県議会議員は、投票の参考資料として配ったのが2社の新聞紙だけだったとして政治的中立性に疑問を感じると県教育委員会をただしたというものであります。

それに対し山口県の教育長は答弁で、学校への指導が不十分だったとして謝罪しました。さらに、主権者教育に積極的に取り組んでいくとした上で、政治的中立性が保てるよう資料の選び方や授業の進め方の新たな指針を学校に示すと答弁したというものであります。

安全保障関連法案に限らず、政治的に是非の定まらない事象は多くあります。今回の山口県の授業で現場の先生は、そうした課題に対して選挙権年齢が引き下げられることを念頭に、生徒に少しでも政治に関心を持ってもらえるための工夫と努力をしたものだと思います。授業で生徒が自由に意見を述べ討論できることは民主国家の教育として当然であり、近い将来、主権者、有権者として政治に参加し、選挙で投票する子供たちにとってさまざまなリハーサルにもなり、選挙への関心を向上させる意味でも大変有意義な授業であったと私は逆に高く評価できるものであったと思います。

今回の法改正を踏まえ、学校現場にはさまざまな対応が求められると思いますが、高校生への主権者教育と中立性が求められる学校現場に対して、既に罰則の議論が進んでいる現状について教育長の所見をお伺いしたいと思います。

○田村教育長 今回の改正法の施行によりまして選挙権年齢が引き下げられたということで、生徒が選挙権を有するものとしてみずからの判断で権利を行使することができるように、これまで以上に具体的かつ実践的な政治的教養の教育に取り組むことが必要だというふうに思ってお

ります。ただ、その際には、その賛否が分かれるような現実の具体的な政治的事象を扱うということになりますので、そういった意味ではこれまで以上に政治的な中立への配慮が求められるということではないかというふうに思っております。

政治的中立に違反した場合に罰則を科すといった議論が行われておりますけれども、これにはさまざまな意見が分かれておりますし、効果もあると思いますし弊害もあるということかと思えますので、まさに多角的、多面的な御検討をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

○大野委員 ありがとうございます。

今、教育現場は70年ぶりの選挙権年齢の引き下げによってどう主権者教育に取り組んでいくのか戸惑い試行錯誤をしているものと思います。そうした教育現場の混乱に便乗して、それを利用して権力や政治が現場に介入するような山口県のような事例は、教育に試行錯誤をしている現場をますます萎縮させて教育現場をますます混乱させるものであると思います。それこそ法律の改正の意義、趣旨とは相反するものになってしまうのではないかと思います。

今回の安全保障法案に関しましても、平和や国の守り方に対する考え方は人それぞれで、立場や考え方に違いがあるのは当然であると思います。

例えば、安倍政治を許さないと書いたビラを教材として配った先生がいたとします。それだけ聞くと、けしからんと思う人がいるかもしれませんが、先生がそのビラをクラスの生徒全員に配って、政権に反対しましょうと生徒を一つの方向に導いたとすれば、それは明らかに政治的中立とは言えませんが、しかしそのビラを使って、最近町やテレビでこうしたビラを持っている人を見かけますよね、それはこういう法案が

今議論されていて、こうこうこういう理由で賛成する人、反対する人いるんですというように子供たちに教えるための教材として使ったのなら、それはまた違った意味となるのではないのでしょうか。

教育において大切なことは、世の中にはさまざまな多種多様な考え方があり、それぞれの立場があるということをできる限り公平に紹介して、子供たちがそれを自主的に選んだり判断したりできる力を養うことをつくることではないかと思います。

未来の有権者を育てるために、教育委員会にはそうした現場で試行錯誤しながら主権者教育に取り組む教員を政治などの権力の介入からサポートする役目、役割もあると思います。学校現場、教育現場の自由がなくなると、政治的な討論はますますできなくなってしまいます。そうしたことが若者の政治不信、政治離れにつながり、結果として低投票率につながっていく一つになるものとも思います。

今回の選挙制度の改正では、現実として未成年者が多く政治、選挙に参加するようになります。そうした中、高校生の政治活動を過度に抑制したり、教育現場に対して罰則ありきの議論には違和感を感じざるを得ませんし、あってはならないと考えるものであります。

この改正を機に若者の声が選挙や政治に反映されることを期待しておりますし、若者が政治に参加することはこの国にとって将来にとってとても重要なことであると思います。

私も3人の小学生の子供を持つ親ですが、子供や子供を預かる学校や先生を政治や権力で過度に抑制するのではなく、自由闊達に世の中のさまざまな選択肢を見て、広い視野を持てるようになってもらいたいと思うものであります。そのためにも、現場で教員が萎縮することなく子供たちとしっかり向き合える教育の現場環境

をお願いしたいと考えるものであります。

これからの未来の有権者、主権者を育てるため、教育現場、学校現場への教育委員会の支援、サポートをお願いしたいと思います。再度教育長にお伺いしたいと思います。

○田村教育長 先ほど申しましたとおり、生徒が有権者としてのみずからの判断で権利を行使する力を育むためには、現実の具体的な政治的事象を題材とした授業を積極的に行うということが必要だと思います。その際には、政治的な中立性の確保ということは、これは大前提でございますけれども、生徒が課題を多面的、多角的に考察しながらクラスの中でほかの生徒と自由闊達に議論が行われるような、そういった協働的な学びが行えるように、そういった環境をつくっていくということも重要だと思います。そのための教員の創意工夫といったことが大いにされるべきだというふうに思っております。

そのため、こういった学びについては、その公民科の授業だけでなく、特別活動ですとか総合的な学習の時間などでも行われるということになっておりますので、関係する教員に対する、こういった指導ができるような研修について県教委としても力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

○大野委員 本当にありがとうございました。

時間もなくなってまいりましたので、もう早速次に行きたいと思っております。

最後に、アウトドア拠点整備の支援についてお伺いしたいと思います。

この9月議会では、一般会計補正予算でさまざまな事業が計上されておりますが、中でも経済の活性化、観光振興策の強化策として、今回モンベルやスノーピークといったアウトドア関連の全国ブランドと地域自治体のタッグ、連携によるキャンプ場整備計画など、アウトドア拠点の整備支援事業について県が自治体を支援し

ていくとのことですが、いずれもアウトドア関連の大変有名な会社とのコラボレーションであり、地元自治体住民にとっては大変期待が大きい事業になると思われますが、観光振興部長の所見をお伺いしたいと思います。

済みません、時間少ない中。

○伊藤観光振興部長 今回の全国ブランドのアウトドア系企業とのコラボレーションによる拠点整備につきましては、県内外から大きな集客が期待できるものと考えておりまして、県としても整備をする市町にとどまらず、広域エリアに大きな経済効果をもたらす拠点づくりにつながるよう、それぞれの市町の整備構想づくりはもとより、企業との調整にも全面的にかかわってきたところでございます。これから具体的な計画づくりに入りますので、それぞれの広域観光組織や構成市町村とも連携しながら、広域エリア全体の観光振興につながるように県としても全面的にバックアップしていきたいと考えております。

○大野委員 ありがとうございます。さまざまな課題に対しまして御答弁いただきました。若輩者ではありますが、本当にありがとうございます。(拍手)

○浜田(英)委員長 以上をもって、大野委員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩をいたします。

午前11時11分休憩



午前11時17分再開

○浜田(英)委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

吉良委員。あなたの持ち時間は40分です。御

協力をよろしくお願ひいたします。

○吉良委員 私はまず、ビキニ被災船員、遺族の救済に関してお聞きしたいと思います。

厚労省が60年間秘匿していたビキニ水爆実験に関する文書が、本県の太平洋核被災支援センターの取り組みによって開示され1年たちました。1954年3月1日から2カ月半、ビキニ環礁でアメリカは水爆実験を6回にわたって強行し、第5福竜丸を初めとする日本漁船が被災しました。広島、長崎に続く第3の被曝は国民に衝撃を与え、原水爆禁止を求める声が全国に広がり、今に続く世界的な原水爆禁止運動を生み出しました。

アメリカはすぐさま日本政府に圧力をかけ、補償金でも慰謝料でもない、実質見舞金のようなわずか7億2,000万円、そして未来永劫アメリカの法的責任を免除するとの文書交換をして政治決着を図り、日米両政府の戦後最大級の国家機密となった事件です。両政府の姿勢は、マグロ漁業界を縛ってしまい、漁船員には言うたらいかん、問題にせられんという圧力となり、被災者自身が告発を自主規制してきたという特異な歴史を持つ事件となりました。

被災船約500隻のほぼ3分の1、117隻、2,300名と推測される高知県の漁船員たちは、その後、次々と元乗組員ががんなどで若くして亡くなる中、みずからも長く続く体調不良や病を患っても、家族にすら被曝の体験を話すことはなかったと遺族の方たちは話されています。

被曝から61年、被災者が高齢となる中、今回開示された被災船や被災者の被曝状況を記した文書で明らかになった事実をもとに、被災船員と遺族の皆さんの救済に何とか結びつけたいとの思いで、以下質問をいたします。

まず、文書を秘匿していた国との関係についてです。

昨年、知事に対して私は、開示文書をもとに、

高知県関係の船の被害、乗組員の状態、特に危険区域内にいて高濃度の汚染が心配される船や乗組員の現状把握に努め、県の調査記録として整備を図ることを求めました。知事は、「まずは国に対して新たな資料に基づく科学的な検証、これを行うべきではないかということ強く求めていかなければならないのではないかと述べられました。

そこでお聞きします。国に対して県の立場をどのように伝え強く求めたのか、その経緯をお聞かせください。

○山本健康政策部長 今年の9月議会の後、支援を進められておられる太平洋核被災支援センターの山下事務局長とお会いしまして、新たに発見された資料のことなど詳細な情報をいただきました。そして、12月に厚生労働省健康局総務課長にお会いし、提言を行いました。

提言では、本県には当該水域で操業していた漁船及び乗組員が多数いたことを説明した上で、新たな資料に関して科学的検証を行い、被曝による元乗組員などへの健康影響について国としての公式見解を取りまとめること、また健康影響が認められる場合は適切な救済支援措置を早急に実施することを、強く要望したところです。

○吉良委員 すぐさまの対応、本当に心より敬意を表したいと思います。

実は、今年の開示に当たって厚労省は、被曝当時病院で検査を受けたマグロ船第13光栄丸、それから貨物船神通川丸の被災船員の血液検査や医師の所見などは黒塗りにして文書そのものが外されたものを提示しました。それらは、被曝の実相が把握されるもので、救済を求める上で重要な資料となります。開示請求した太平洋核被災支援センターに開示するとの連絡があった当初は、その部分も開示する意向を示していたものでありますが、それが調査に当たっていた課長補佐の突然の交代とともに外されたので

す。段ここに至って、なお全面開示に難色を示す姿勢に非常な疑問を感じていました。

また、厚労省は、被災を過小評価させる意図的な文書を開示請求者には一切見せず取材記者にだけ配布するという不適切と思われる対応をしています。その文書には、第5福竜丸船員の推定被曝をわずか1.68ミリシーベルトと示したり、日米で運営している広島放射線影響研究所が線量評価をするため用い国際的にも認められている、染色体異常と歯による線量推定方法を推定困難と記すなど、極めて問題がある内容でした。

ですから、被災を過小評価して、再び被災者が切り捨てられるのではないかと懸念を持たされていたのですが、本県のその強い要請が功を奏したのでしょうか。厚労省は本年1月、12月からすぐもう翌月、ビキニに関する被曝状況を評価するため研究班を立ち上げてくださいました。

現在、研究班はどのような構成でどのような分析研究を行っているのか、現時点での到達点をお聞きいたします。

○山本健康政策部長 研究班は、第5福竜丸の船員のフォローアップを行う独立行政法人放射線医学総合研究所理事長を初めとする専門的知見を持つ有識者4人により構成されています。

昨年度は、厚生労働省が開示した資料だけではなく、当時の資料の収集——ビキニの実験があった60年前当時ということですが、当時の資料の収集、整理を行い、延べ201名分の船員の血液検査記録及び船舶名などを整理し、今後の分析に活用できるようにしたこと、当時の被曝線量の評価については、さらなる調査分析が必要であることが報告をされています。ただ、これは平成26年度ですから、三月、実質2カ月間でここまでやったということでございます。

今年度ですけれども、被曝状況の評価など引

き続き研究を進めていただけるものと考えています。

○吉良委員 太平洋核被災支援センターの山下正寿事務局長らは、開示すると言いながら黒塗りとした非開示部分の不十分さを克服するため、開示から1カ月たった昨年10月下旬、参議院で問題にして、さきに述べたマグロ船第13光栄丸、貨物船神通川丸の医学的分析部分を含む合計130ページ分を追加開示させています。

静岡ビキニ研究会代表の聞間元医師がその追加開示分を分析し、元乗組員の皆さんの船員保険適用につながる2つの事実を明らかにしています。貨物船神通川丸では、乗組員49名中、白血球5000台の要注意者が11名、そのうち6名が弥彦丸乗組員で、2度の白血球検査で白血球減少症の疑いで入院した6名とともに精査を受け、医療費と傷病手当金が船員保険から給付されていることをつかみ、報告されています。

さらに、昭和29年8月3日付、被災から1年5カ月後の厚生省保険局船員保険課長から兵庫県民生部保険課長宛ての回答文書において、「白血球の減少が疾病給付の対象となり得るものであるときは、その症状がビキニ水爆実験により生じたものであっても、保険事故として取り扱うものとする」と明示されていることを確認しました。

この記録は、被災船の元乗組員に船員保険を適用して、医療費を初めとする療養給付、さらには被災関連疾患——当面は各種のがんですが、それで死亡した乗組員の遺族年金の給付申請の根拠になる大変重要な文書と言えます。

以上のように、今回の追加開示文書によって、第5福竜丸以外、漁船のみならず貨物船などの乗組員も船員保険加入者であったことから、被曝関連疾患の船員保険再適用、そして遺族年金適用も含む救済に根拠が与えられたことになると考えております。

そして、当時の厚生省から出された通達をよりどころに、ビキニ環礁での水爆実験による被災船の元乗組員や遺族が今後申請していくことが可能であろうと聞間医師は述べています。

そしてさらにもう一つ、船員保険適用にかかわる厚労省の文書が明らかになりました。

それは、厚労省労働基準局労災補償部補償課長名で出された「胃がん・食道がん・結腸がん」と放射線被ばくに関する医学的知見の公表～労災請求を受け、疫学調査報告を分析・検討して報告書を取りまとめ～という、平成24年、これは新しく今から3年前の9月28日に出された文書です。厚生労働省の、電離放射線障害の業務上外に関する検討会がまとめたもので、当面の労災補償の考え方として、放射線業務従事者に発症した胃がん、食道がん、結腸がんは、被曝線量が100ミリシーベルト以上から放射線被曝とがん発症との関連がうかがわれ、被曝線量の増加とともにがん発症との関連が強まること、そして潜伏期間として放射線被曝からがん発症までの期間が少なくとも5年以上であること、そして判断に当たっては、上述の本報告書取りまとめに当たった検討会が個別事案ごとに検討するとしています。

そこで、健康政策部長にお聞きします。本医学的知見に関する労働基準局からの文書は、ビキニ被災船員の労災補償に関しても適用されるものであると考えるものですがどうか、お聞きいたします。

○山本健康政策部長 労災の適用については、県は判断できる立場ではありませんが、放射線被曝を受けた労働者について科学的知見を踏まえて被曝線量と潜伏期間、リスクファクターの3項目を総合的に判断し、認定審査会で個別事例ごとに判断されると聞いています。

○吉良委員 極めて、これは可能性のある文書だと私たちは思っております。残念ながら労災に

かかわる部局、これはもう労働局関係になりますので県にないんで、例えば神奈川県とか静岡も含めましてね。各県もこのことについては、県の担当としては知らないという部分が随分と多かったと思います。しかし、今こうやって、労働局管轄であっても明らかになったわけですから、これを私たちは非常に重視をしているということです。

太平洋核被災支援センターが開示文書から高知県関係をピックアップした表があります。これがその一覧表なんですけれども、染色体異常頻度関係式から推定した被曝物理線量推定によると、爆心地から760キロメートルの地点で被曝した第5海福丸——これ高知船籍ですけれども、そのAさん、142.2ミリシーベルト、被曝距離1,200キロの第7大丸のBさん、これは176.4ミリシーベルト、そして同じくその第7大丸のCさん、159.6ミリシーベルトと、ピックアップした高知県関係乗組員の9人中4人が先ほどの厚労省検討会の指摘する100ミリシーベルトを大きく超える被曝線量であったと推定されています。もちろん100ミリシーベルト以下の被曝線量、低線量であっても発症します。

そこで大事になるのは、追跡調査となります。厚労省が言う被曝時点から5年以上たって発症したということが証明できる診断書など、確認作業、行動をとることができるかどうか。高齢になった御本人や遺族の方々では、一般的には大変なことだと思います。さきの間間医師は、比較的低線量の被曝の影響は漁船員が成人であるために30年から40年たたないとはいっきりしないとおっしゃっています。そうなると、やはりその後の元乗組員の健康調査、がんを初めとした罹患調査、死亡調査が欠かせないものとなってきます。旧社会保険庁に保管されている船員保険被保険者記録を調べれば、該当被災船の船員を特定でき、物故船員の死亡診断書の調査も

可能となってきますが、ただしこれは内閣府の許可が必要となってまいります。

本県ビキニ被災船員の船員保険の適用、休業・医療補償、遺族年金取得の可能性が出てきたと考えるものですが、被災漁船員の皆さんや遺族の方々にとっては、もう救済に関しては最後のチャンスになるかもしれません。漁船員の皆さんも高齢となり、残された時間が潤沢にあるという状況ではありません。

国の対応はもちろん大事ですが、国待ちにならず、ここは積極的に県としてもう一步踏み込んで、公共事業体の県としての立場を生かして労働局など関係機関に積極的に働きかけができないものか、お聞きをしたいと思います。

○山本健康政策部長 元乗組員の方々の年金や労災の制度ですけれども、被災から60年の間に何度も変更がなされており、相談窓口としては労働局や全国健康保険協会、年金事務所などの国の関係機関が想定されます。発症した時期により対応する機関が違ってくるので、元乗組員や御家族の方々は相談先を選ぶことに御苦労されると思います。そのため、それぞれの関係機関に対して情報提供を行い、相談窓口の職員がビキニ被災に関する経過を知った上で対応できるよう働きかけていきたいと考えております。

○吉良委員 ありがとうございます。お聞きになっている元乗組員の方たちは、本当に期待をして県の動向を見守っていると思います。

太平洋核被災支援センターは、昨年2014年4月から広島大学原爆放射線医科学研究所、星正治名誉教授をリーダーに、大瀧慈教授は放射線影響評価研究、統計分析、そして田中公夫博士、この方は環境科学技術研究所元研究部長、臨床細胞遺伝学、血液分析が専門です。そして、豊田新教授は岡山理科大の応用物理学、これは歯の分析を担当しています。そして、高橋博子講師は広島平和研究所でアメリカの公文書分析を

行います。そして、太平洋核被災支援センター山下正寿事務局長、彼は被災船員を調査していくというその陣容で、調査分析にこの間取り組んでいます。

被災船員19人、これは76歳から89歳のその血液調査で、異常を持つ細胞の出現頻度が平均3.34%、一般男性75歳から84歳9人と比較をすると、その人たちは2.45%ですので、それよりは0.85ポイント高くなっています。最大値は2倍以上で、5.17%でした。安定型異常と二動原体染色体異常ともに異常頻度は対象群と比べて有意に高く、実験場により近い船の船員ほど異常頻度は高いことが確認されました。この結果は、加齢による染色体異常の増加を排除した上でも推定被曝線量にして約90ミリシーベルト以上に当たり、明らかに有意差が見られると分析をなさっています。つまり、現時点でも血液検査によって被曝推量が推定できるということですね。

そして、歯のほうは高知県、宮城県の被災船員2名から提供されたものを分析しました。放射線が当たると歯のエナメル質の化学結合が切れて、被曝量に応じてその損傷部分が多くなって、その傷が残り続けるわけです。高知の第5明賀丸の被災船員の歯の被曝線量は、自然放射線、歯のレントゲン影響を差し引いて319ミリシーベルト、これは広島原爆爆心地から1.6キロの被曝線量に値し、普通の人ではあり得ない数値だと分析しています。このように血液と歯の検査によって被曝線量を推定し、労災補償適用の有力な資料とすることが可能となってきた、そういう技術を持つようになったと言えます。

被災者が顔を合わす地域の医師や歯科医師、保健師の皆さんに対して、これらのことを理解していただき、歯の提供など必要な措置が日ごろの接触の中で行われるよう、歯科医師会などに働きかけることができないのか、お聞きをい

たします。

○山本健康政策部長 被曝線量の推定に歯を用いる研究については、広島大学星名誉教授からお話をお聞きしています。歯科医師の方々にこの研究を知っていただき、元乗組員から申し出があった場合は抜歯の際などに配慮いただけるように、県歯科医師会に対し会員の皆様に情報提供いただくよう依頼をしていきます。

○吉良委員 ありがとうございます。これ死亡なさったときに、歯科医師でもとれないそうですね。本人の意思がない限りそれを提供させることはできない。だから、生存なさっているときに提供していただかないと資料として有効に活用できないということですので、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

さて、県はことしの3月16日、第1回健康相談会を室戸市で開催してくださいました。広島より鎌田七男広島原爆被爆者援護事業団の理事長、そして先ほど健康政策部長からお話がありました星正治広島大学名誉教授、そして田中公夫環境科学技術研究所前研究部長の3氏をお招きして、そしてその講演会には医療機関の関係者の参加も、県は呼びかけてくださっています。来る11月1日には第2回の健康相談会を土佐清水で、室戸のときと同様、その鎌田、星、田中3氏を招き実施するとお聞きしています。

室戸の取り組みの概要及びその経緯をどう生かして土佐清水での開催を準備なさっているのか、お聞かせください。

○山本健康政策部長 室戸市で開催した相談会では、午前中は講演会、午後から個別相談会を行いました。講演に参加した40名のうち、元乗組員と御家族は14名でした。個別相談には6組8名の参加があり、御高齢ながらも元乗組員の方が5名参加されました。

相談会では、「海域でとった魚を食べた。内部被曝していないか心配している」や、「子供の健

康に影響しないか心配だ」といった長年抱えていた不安な思いをお聞きしました。こうした不安な思いに対し直接専門家から説明をすることで、正しい情報を入手し、不安の軽減につながったと考えています。

土佐清水市で開催する相談会においては、日ごろの健診結果を持ってきていただき、健康の状態に沿った相談を受けられるようにしました。また、日曜日の開催とし、御家族が参加しやすいよう配慮しました。

また、室戸市と同様御家族のみでの参加や日ごろから支援に当たられている医療機関や市町村にも参加を呼びかけ、健康相談会後にも継続した支援につながるようにしております。

○吉良委員 ありがとうございます。その取り組みが功を奏して、第1回の室戸での相談会の後に室戸の船員組合から全面的に協力するという連絡が支援センターに入るなど、漁業関係者は県が動き始めたということに本当に大きな期待を寄せています。

2回目の開催地、土佐清水市は幡多高校生ゼミナールの活動フィールドです。30年前、1985年から始まった高校生たちの地道な聞き取り調査が元乗組員を探し出し、そして重い口を開かせ、社会に問わせたのです。

顧問の山下先生は、次のように記しています。「高校生たちは、高知の港を歩き始めた。彼らはよくノートをとった。一言も聞き漏らすまいとする態度に打たれたように漁民は語ってくれた。高校生だからこの巨大な事件に光を当てることができたのかもしれない。「放射能で死んだ者などこの町にはいない」——この厚い壁の後に被災の事実を認めさせまいとする無言の圧力があった。「ビキニ事件は今も生きている。過去の出来事だけではない」。高校生たちの調査は一軒一軒粘り強く続けられた。一人一人の証言がビキニの海をよみがえらせた。光った海、立ち上

がった雲、死の灰のこと、そしてマグロ漁業のすさまじい労働の場面も記録化された。ビキニの海を語りながら、元乗組員らはマグロ漁民の誇りを取り戻していった。そして、「二度とあんなばかげた実験で海を汚しちゃいかん」、「被曝しているなどとは考えたくない。しかし、昔の仲間が次々に倒れていく。自分の体もまともじゃない。不安だ」と声を出し始めた」と記しています。

そんな中、重い放射能障害に苦しみ急死した自分たちと同年代だった室戸岬水産高校3年生——その当時です——谷脇正康さんの被曝の真相も突きとめています。1988年に書籍「ビキニの海は忘れない」を出版し、1990年には同名のドキュメンタリー映画もつくられています。

土佐清水の相談会に向けて、その当時一緒に活動した先生が当時回った60軒の名簿をもとに一軒一軒、今個別に案内して回っていると聞きもしています。また、黒潮町からは明神水産の前会長が働きかけて、遺族の皆さんを連れてその県の講演会、相談会に参加してくれるという情報も伝わってきています。山下事務局長は、「やはり亡くなっている方が多く、生存している方も寝たきりになってしまい出てこられる人が少ない。でも、遺族の方の関心は非常に強い」と話されています。県実施の健康相談、講演会の案内文書を作成しているとお聞きしていますが、それに加え、新たな段階を迎えた今、この局面を捉えて、支援センターが労災補償、遺族年金など救済を含めた生活相談に乗ることを広めているとお聞きもしています。

今後、被災者救済の相談者がどこへ行き、どのようなことをしたらいいのか、道筋がつかめる、わかるような情報を提供する取り組みが県としてもできないのか、お聞きをいたします。

○山本健康政策部長 先ほどもお答えしましたように、発症した時期により相談先が異なるため、

元乗組員や御家族の方々には相談先を選ぶことに御苦労されることと思います。このため県として、県内の相談窓口についての情報提供を行っていきたくと考えております。

○吉良委員 具体的に、本当に大変だろうと思います。もともと部局がないわけですから。しかし、健康の問題というのは健康政策部が担当となりますので、ぜひともよろしく対応していただきたいと思います。

アメリカ人研究者のスティーブン・サイモンさんから、ビキニ被災船員の血液検査の希望があって、広島大調査チームも協力して、11月以降に神奈川、静岡、高知を中心に重要な被災8船、被災船員20人、そして一般男性20人の血液採取が支援センターで検討されています。厚労省の研究班でも、部長の答弁でもありましたように、国際的な調査が取り組まれることとなります。間違いなく今後大きく注目されることとなる本課題に対し、取り組みの先進として本県が引き続きリーダー的役割を果たすことが期待されます。

また、太平洋核被災支援センターでは、今までの血液、歯の検査記録、被災資料を整理して重点的な被災船員の第1次申請をする準備も進めているとお聞きしております。県としてのバックアップがますます期待されることです。

この機を捉え、県として健康政策部と水産振興部との連携を図り、太平洋核被災支援センターや日本かつお・まぐろ漁協、各漁協や船員組合など関係団体・機関と協力し、広く情報を共有しながら救済を求めていくべきだと考えるものですが、お考えをお聞きいたします。

○山本健康政策部長 労災や船員保険などの制度の適用については、今後国の研究班等による分析結果を踏まえ、それぞれの国の関係機関によって判断されると考えています。県としては、相談が円滑に進むよう、また窓口となる国の機関

の職員がビキニ被災に関する経過を知った上で対応できるよう、連絡会を持つことを検討していきたいと考えています。

また、関係団体においては操業した船舶の記録や乗組員名簿などの有用な情報を持っている可能性があり、各団体を所管する関係部局とも連絡をとりながら、関係団体に対して協力を依頼していきます。

○吉良委員 ありがとうございます。

この項の最後になりますけれども、さきにも指摘したように船員保険被保険者の記録を調べるにも内閣府の協力が必要だと言われております。引き続き国への働きかけが大変大事になってまいります。

今後、国に対して研究成果の速やかな報告を求めるなど、本県の被災した元乗組員の皆さん、遺族の皆さんの願いに応える取り組みを求めるものですが、知事のお考え、決意をお聞きしたいと思います。

○尾崎知事 本当に、元乗組員の方々は大変御苦労してこられたことと思います。ことしの1月に厚労省において研究班の設置をされ、現在さまざまな分析、検討が行われているわけであり、こちらにつきまして、まず第一にしっかりと研究をしていただいて、分析をしていただかなければならぬ。そして、できる限り早くその情報を提供していただくようにしていくことがまず大事なのだろうなど、そのように考えているところであります。

またあと、県としましても健康に対する不安の解消に引き続き取り組むこと、さらには国における相談窓口などの情報を整理して提供を行わせていただくこと、また関係機関に対して真摯に対応していただくよう働きかけることなど、こういう形でのサポートをしっかりとできるよう取り組んでまいらなければならぬと、そのように考えておるところです。

○吉良委員 ありがとうございます。開示された厚生省の記録を見ると、被災直後は厚生省と医学者や科学者は、広島、長崎の原爆被害とビキニ事件の被害を放射線被害としては一体のものとして考えたことがわかる記述があります。ビキニ水爆実験で放射能被災を受けたことが明らかな第5福竜丸の乗組員さえ、今被爆者手帳を交付されていません。被爆認定をされない状態が今も続いているわけです。それは、ビキニ水爆による被災などなかったと、被災漁船員が意図的、政治的に消されてきたことによるものです。今私たちの国は、福島原発の事故に対しても、このビキニ同様、もうなかったかのごとく振る舞っているのではないかと思われまます。ビキニ事件を曖昧にせず、歴史事実として誠実に向き合い、被曝の実相に迫り、被害者を救済することは、本県の漁船員の歴史、人生を取り戻すことにほかなりません。知事のバックアップを大いに期待したいと思しますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、学校現場の多忙化解消についてお聞きいたします。

7月27日、文科省は「学校現場における業務改善のためのガイドライン～子供と向き合う時間の確保を目指して～」を発表しました。

2014年11月、全国の公立小学校250校、中学校201校、合計451校を抽出して、在籍する全職種の教職員を対象とし調査したものです。文部科学省は、3年前の2012年12月24日にも「平成23年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」を発表しています。その内容は、2011年度の教職員の病気休職者数が8,544人、そのうち精神疾患が5,274人となっています。病気休職及び精神疾患における若干の減少があるものの、6年連続で精神疾患が病気休職の60%を超えている高どまり状態はまさに異常です。また、2011年度の新採教員で条件つき採用期間を経て正式

採用とならなかった者が315人で、うち103人が精神疾患で退職しています。

子供たちと触れ合い、その成長にやりがいを感じている一人一人の教職員を支えるためには、第一に政府・文科省が教職員に対する管理統制を強めるのではなく、教職員が子供たちの教育に専念できる、その権利と自主的な権限の保障を内容とする条件整備を行うことが何よりも大切だと私は考えるものですが、今回の調査はそれら教職員の異常な状態を是正するガイドラインを示して、子供と向き合う時間を確保するということを標榜しています。

そこでお聞きします。管理職及び教諭が最もこの調査で負担感率が高いと感じている業務は何となっていたのでしょうか、教育長にお伺いします。

○田村教育長 お話にありましたその文部科学省の調査によりますと、管理職及び教諭が「負担である」、または「どちらかといえば負担である」と回答している割合が最も高い業務は、「国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応」ということになっております。そのほかにも「研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成」ですとか、「保護者・地域からの要望・苦情等への対応」などが高い割合となっております。このことは、本県においても同様の状況であろうというふうに考えております。

○吉良委員 お示しいただいたように、負担感率が最も大きいものが、何をか言わんやって感じなんですけれども、「国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応」が断トツなんですね。80%を超えている。管理職もそうなんですね。校長や教頭も皆さんそうお答えになっている。まずこれは現場のせいじゃなくて、教育委員会自体がやっぱし見直す分が随分大きいということを文科省自身のこのアンケート調査であらわしているわけです。

実は、高知県教組が2012年に県内教職員の実態調査を発表して、高知新聞が「過労死ライン超す 県内教員残業月86時間」との見出しをとって報道しています。そして、近年特に多く時間をとられて負担に感じることに、やはりここでも教育委員会などが実施するアンケートなどの事務作業の多さを指摘しています。「個々の事務作業は短時間で終わるが、常に時間に追われているだけにストレスになる。子どもが興味を持てる授業をするためにももっと授業の準備に時間を割きたい」と述べて、8割の教師が「授業の準備時間が足りない」と指摘しています。学校の敷地の外に借りている農園へ水やりの作業を子供たちと一緒にに行くのに、校外勤務伺いや報告書を書いて出さなければならないという実態があります。これは本当に負担です。書類の多さ、さまざまな調査に対応する報告書の多さに、子供に向き合う時間がとられていく実態も出されています。今回の調査でも、同様のことが裏づけされたということで、本気になってこの事態を解決する姿勢を、まず県教委自身が示さなければなりません。

今回のガイドラインの実効性をどう担保しようとなさっているのか、お聞かせください。

○**田村教育長** 文部科学省の今回出されたガイドラインでは、業務改善を行う上での方向性としまして、校長のリーダーシップによる学校の組織的マネジメントの強化、また教員と事務職員等の役割の見直し、校務の効率化・情報化や地域との協働の推進、教育委員会による学校サポート体制の充実などが示されております。これらの中には、本県で既に取り組んでいるものも多く含まれております。

今後は、校長のリーダーシップのもと、学校の組織マネジメントをさらに充実していくとともに、外部の専門スタッフの活用ですとか、地域の人材をお借りするといったことなどもさら

に広げていきたいと思っております。こうしたいわゆるチーム学校の取り組みを推進していくことで、全ての学校で教員が授業や子供への指導に一層集中できるような環境が整うように努めていきたいと思っております。

○**吉良委員** 5つの留意点を示しています。その中にも委員会みずからの改革点もあろうかと思っておりますけれども、教育長、アンケートだとかの事務量、管理職も現場の教職員もこれがもう一番多いんだと、負担なんだとおっしゃっていることに対して、具体的に今教育委員会の事務局でどう対応するのかということをお考えになっていませんか。もしありましたら、ちょっとお答えしていただきたいんですけども。

○**田村教育長** この調査、アンケートに伴う負担感ということは、教育委員会としても以前から認識はしております。そういったことで、調査、アンケートに対する教育委員会としてのガイドラインを作成しております。そういう中で、必要最小限の調査に絞ってやることとか、年間予定している調査、アンケートについては事前に市町村教育委員会にお知らせをするだとか、あるいは外部からの調査、アンケートについては学校に回さずにできるだけ教育委員会が直接お答えさせていただくとかというような方向は出しています。

ただどうしても、アンケート、調査というのは一定の数はございます。ですから、このアンケート、調査について、今後ICT化とかでの効率化といったようなことも取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っております。必要最小限に絞るということは必要だと思っておりますけれども、そういった方向も考えていくということかと思っております。

○**吉良委員** 効果を私は期待して、また次回、どれぐらい減ったのかをお示ししていただきたいと思っております。

いずれにしても、このガイドラインを含めまして、トップダウン的なやり方では、これは解決できないと思います。今後、若返りを図って本当に5割、6割変わってくるわけですから。やはり現場の創意工夫をしっかりとできる時間的な保障、物理的な保障、そして心の保障をしっかりとしていくことが、私は本来のあるべき姿だと思います。上から幾ら言っても、これはなかなか成るものではありません。ぜひ、ガイドラインを受けて現場の工夫を大事にするスタンスを持って取り組むことを心からお願いいたしまして、私の質問を全て終わります。ありがとうございました。(拍手)

○**浜田(英)委員長** 以上をもって、吉良委員の質問は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時57分休憩



午後1時再開

○**上田(周)副委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

池脇委員。あなたの持ち時間は35分です。御協力をよろしくお願いいたします。

○**池脇委員** 限られた短い時間ですので、質問に入らせていただきます。

まず、知事にお伺いいたします。総合教育会議及びそこで検討されている大綱についてありますが、地教行法で大綱については教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策と規定をしております。現在検討されている大綱は、この学術及び文化の振興策も含めた総合的な施策と考えてよろしいのでしょうか。

○**尾崎知事** この学術、文化につきましても重要

なテーマであります。教育委員の皆様と協議を行いまして教育大綱に位置づけていきたいと、そのように考えております。

○**池脇委員** ありがとうございます。

大綱の骨格もほぼもう見えてきているのではないかなと考えますけれども、教育、学術、文化の施策の構成割合、これはどのようにお考えになっておられるのか。

○**尾崎知事** 11月下旬の第5回の会議において、さらにこの教育大綱の方向性についての協議を行うということにさせていただいておりまして、その中において議論させていただくこととなります。そういう意味において、現時点で教育、学術、文化の割合というのはまだ決まっていないということでもありますけれども、やはりこれまでの間の教育大綱に関する議論の中では、非常に厳しい状況にある本県の子供たちの知・徳・体の教育、これを何とかしなければならないということで委員の皆様と御議論させていただいたところでございます。やはり、教育をどうしていくのかということの割合が非常に大きなものになるという方向になるのではなかろうかと、そのように考えるところであります。

○**池脇委員** 教育施策のボリュームが厚いのは当然と理解をしております。学術、文化の施策は、この教育に厚みを持たす、その影響力は十分な効果を生むものと期待できます。大綱の中に明確に位置づけ、厚みのある有効な施策に仕上げていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○**尾崎知事** 御指摘のとおり、学術、文化は本当に教育に厚みを持たせるものだと、そのように考えておりまして、この学術、文化について教育に関連づけていく形で厚みを持たせていく形になりますように位置づけていきたいと、そのように考えております。

○**池脇委員** 大綱と教育振興基本計画、同時に進

められておりますけれども、この有効期間、これは何年を想定されているか、またその中身を今後変更するということになりますと、その内容の変更はどのようなときに行うかお聞きしたいと思います。

○尾崎知事 また、その他の教育委員の皆様とも御相談をさせていただかなければなりませんけれども、私といたしましては、基本的には知事の任期に合わせて4年間というのがふさわしいのではなかろうかと、そのように思います。しかしながら、4年間全く変えないということではなくて、やはりPDCAサイクルに合わせて、必要とあらば毎年でも変更していきますという、そういう柔軟性もあわせ持っているのではないかなと、そのように考えておるところです。

○池脇委員 教育長にお伺いします。大綱に規定される教育施策と新たな教育振興基本計画との関係性、これはどうなるのかお聞かせください。

○田村教育長 教育の大綱は、総合教育会議におきまして知事と教育委員会が十分に協議、調整を尽くした上で知事が策定をするというものでございます。このため、大綱が策定されますと、県が策定いたします教育振興基本計画についても、十分その内容を踏まえるとともに、その計画期間についても整合性をとっていくということが必要だろうというふうに思っております。

○池脇委員 知事にお伺いします。この大綱と教育基本計画の両軸で教育施策は今後重厚な布陣がしかれると、こういう感じを持っております。一方、学術、文化の振興策も同様にこうした厚目の施策が必要ではないかと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○尾崎知事 やはり、学術、文化についても、しっかりとした対策がとられていくようにしていくことが大事だと、そのように思っております。

学術についていえば、やはり公立大学の活動ということが非常に大きなウエートになってく

るわけでありますが、御案内のように公立大学につきましては今後の教育研究、社会貢献の具体的な取り組みは県が示した中期目標に基づきまして大学が中期計画として策定していくということになると。教育大綱などの議論を踏まえてこれが中期計画にも反映されていくという形がこれから続けられていくことになるのではないかと。それがまず第一であります。

他方、文化ということでもありますけれども、文化につきましては、ある意味人々の暮らしの基底をなすものでありまして、その文化のイメージというのは人それぞれ違う。また、文化の担い手は県民お一人お一人でもあるというところがあります。その点は非常に留意しなければならないと思っておりますが、他方で文化を全体として底上げしていく上での県としての役割もまたあるのだろうと、そのように考えております。全体として県民お一人お一人がそれぞれ文化を振興していくために自由にお取り組みをされること、そういうものをぜひより活発にしていこうではないかという一定のビジョン的な側面と、他方そういう中において県として何をするのかという県の役割を規定した部分と、そういうものなんかをしっかりと定めていくという、そういう取り組みが今後必要になってくるのではないかなと、そのように考えておるところです。

○池脇委員 おっしゃるとおり、大学の生き残りが問われる時代でございます。学術研究の質と数がその大学の評価につながっているわけでございます。大学改革というのはとどまることなく連続性を持って行われていかなければ大学の生き残りは難しいと、そういう時代に入っていると思います。また一方、文化の振興についても、県の芸術文化振興ビジョンは本年が最終年となっている状況であります。そういった意味で、重ねての質問になりますけれども、この

大綱での位置づけと明確な施策の方針を明示することは時宜にあった対応と考えるんですが、御所見をお聞きます。

○尾崎知事 この学術、文化につきましても、教育大綱におきまして、ある程度の具体性を持って施策の方向性、具体的な方向性を盛り込む方向で検討させていただきたいと、そのように考えております。

その上で、大学につきましては、県と大学が十分協議して、中期目標の中で具体の方向性は定めていくことになるわけですが、そういう中においてこの総合教育会議で議論したことを反映していくという形での取り組みということになっていこうかと思えます。そしてまた御指摘のとおり高知県芸術文化振興ビジョンを改訂する時期がやってきているわけでごさいます、この教育大綱の議論を踏まえさせていただきながら、先ほど申し上げたような県民全体の文化活動が活発になっていくようなビジョン的な側面と、また県として何をしていくべきなのかということを一一定めた部分と、こういうものを両者あわせ持ったような新しいものを今後検討していくことになるのではないかと考えられるところであります。その検討に資するような内容をこの大綱の中に記載することができればなど、そういうふうを考えております。いずれにしても、教育委員の皆さんとよく御議論をさせていただきたいと、そのように思います。

○池脇委員 大変前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。期待をしたいと思います。

それでは、教育長に学校経営についてお聞きます。

学校経営は、そのあり方において教育成果に大きな影響を与えます。管理職の組織マネジメントの力量の差は、学校経営に影響を与えます。県教委は、学校経営アドバイザーを設置し、管

理職の組織マネジメント力を高める対策を講じております。

そこで、この学校経営アドバイザーの働きで管理職の組織マネジメント力は一定定着してきたなという認識は持っておりますが、この組織マネジメントは教職員にも理解され共有することが重要だと思います。学校コンサルチームの派遣、これはそうした課題に対応するものと考えていいのか。

○田村教育長 学校コンサルチームは、総合教育会議でも御意見をいただいた鳴門教育大学の佐古教授の指導のもとで教育課題の解決に向けて、本年度は指定した13校において、個人営業的に行われがちな教職員の教育活動が組織的、協働的に行われるように改善していくための支援を行っております。そういう意味で言いますと、おっしゃるような方向性に沿ったものではないかというふうに考えておりますが、指定校では組織マネジメントに関する校内研修を実施した上で学校の課題やビジョンの共有化、取り組みの具体的な実践ですとか成果や課題の振り返りなど、ワークショップ型の校内研修を全職員参加で繰り返しますことで全教職員が協働してPDCAサイクルが実践されるような組織づくりを行っているところでございます。

指定校においては、調査した結果をその佐古教授に分析いただきますと、組織性や協働性などが改善しておりまして、教職員の組織マネジメントの理解、共有につながっているというふうに出ております。

○池脇委員 校内の研修は非常に重要だと思います。この学校経営アドバイザーと学校コンサルチーム、この両軸でしっかり学校の経営を強固にしていこうということで取り組んでおられるわけでありまして、それぞれの役割分担があろうかと思えます。それについても先ほどの御説明でおおよそ理解をいたしました、こ

の両支援により相互、また相乗効果、これほどのようなものを御期待しているのかという点について御説明をお願いします。

○田村教育長 学校経営アドバイザーは、主に管理職に対して学校経営ビジョン、経営方針の立て方ですとか学校としての具体的な取り組みについての指導・助言あるいは進捗状況に応じた改善策の提案を行うものでございまして、校長の経営力の向上を目指すものでございます。

一方、学校コンサルチームは、そのPDCAサイクルに基づく組織マネジメントの理論をもとに学校の教育課題を学校自身の力で解決できるよう学校組織の体質あるいは教職員の意識を大きく変えていくということの特徴としておりまして、そのための全教職員参加の研修といったようなことも行っているところでございます。

この学校経営についてのアドバイスとコンサルティングの2つが一体的に行われることで、校長の示すビジョンや取り組みがより明確になるとともに、全ての教職員の意識改革が進んで、ベクトルを合わせ、ビジョンの実現に取り組むといったことにつながるなど、教育活動の充実、改善に相乗的な効果が図られるものというふうに考えております。

○池脇委員 これから目指すべき目標でありますチーム学校の実現に対して、学校経営アドバイザーの役割と、それから学校コンサルチームの役割、これが相乗効果をしっかり出していくということにおいては、大変チーム学校の実現に対しては効果が期待できるわけでありませけれども、それでどのような効果と役割を期待されているのか、この点についてもお聞かせ願えますか。

○田村教育長 学校経営アドバイザーが助言・指導を行っていただいていますマネジメント力の向上ですとか外部人材、組織の活用ということ はまさにそのチーム学校を構成する要素であり

まして、その実現に不可欠なものであるというふうに考えております。

さらに、チーム学校が有効に機能するためには、教職員や外部スタッフがその持てる能力を最大限に発揮することはもちろん、全ての教職員に学校ビジョンの共有化が図られ、協働化が進められなければならないというふうに考えております。そのための教職員の意識改革については、学校コンサルチームの取り組みが大いに生かされていくものではないかというふうに考えております。

○池脇委員 チーム学校のイメージが少しわかってまいりました。

それでは、文科省はチーム学校について、これまで教員が担ってきた業務を専門スタッフや地域の人たちの力をかりて、チームとして分担しながら行っていこうという考え方であると示されております。これは、チーム学校という考え方で学校組織の活性化を図れという意味に受け取れますが、チーム学校の議論を突き詰めれば、学校の組織論に帰結すると思います。チーム学校の実現とは、学校の果たすべき使命を達成するための強力な組織の構築と機能性の向上を図ることだと捉えることができると思います。

そこで、文科省の言うチーム学校の構想について県教委はどのように受けとめておられるのか、お聞きをします。

○田村教育長 文部科学省におきましては、教員の多忙化あるいは貧困問題への対応、さらに地域における活動など、学校に求められる役割の拡大に対し、現在の教職員の組織や専門性だけで対応することは困難といたしまして、教員に加えて多様な専門スタッフを配置しさまざまな業務を連携、分担してチームとして職務を担う体制を整備する必要があるとしてチーム学校が構想されたものというふうに認識をしております。

本県におきましても、総合教育会議の中で、学校マネジメント機能を強化することや、外部の専門スタッフを活用するとともに地域の人材の力もおかりして学校のチーム化を進めるといったことの重要性を議論しているところでございます。

本県では、既に学校マネジメント力を高めるために学校経営計画を導入し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフの活用ですとか学校支援地域本部といった地域が学校を支援する体制を強化していくことなどに取り組んでおりまして、チーム学校に向けてのベースはあるものと考えております。

今後、文部科学省の検討状況にも留意しながら総合教育会議におけるチーム学校についての議論を深めるなど、さらに検討を深めてまいりたいというふうに思っております。

○池脇委員 それでは、現状の学校組織の機能、今の機能は求められる教育ミッションに対し十分に発揮されると評価できるのか、御認識をお聞きします。

○田村教育長 先ほど申しましたように、本県では各学校におきまして組織力の強化を図るために学校経営計画を策定するとともに、学校経営アドバイザーの配置ですとか、学校コンサルチームの派遣などの取り組みを進めてまいりました。そのことによりまして、本県の管理職の多くは学校経営やマネジメントについての基本的な考え方といったものは定着をしてくつつあるというふうに思っております。

ただ一方、一般の教職員の中には、まだ組織的な学校運営という意識が十分には浸透しておらず、従来どおりの学年・学級経営にとどまり、経験論からの教科指導ですとか生徒指導を繰り返しているといったような傾向もございます。また、管理職の中にも、組織マネジメントの理

論や具体的な方法が十分に身につけていない者も多く、学校組織の機能が十分には発揮できていない学校もまだまだ多いものというふうに受けとめております。

○池脇委員 私は、学校組織の活性化や強靱性は学校経営の向上と業務運営の効率化には不可欠で、根源的な要因であると考えております。そこで、チーム学校の実現には、学校における組織論の学習や組織マネジメントの理解は必須であろうと、このように思います。

そこで、組織論を学ぶに当たり、私は米国の組織学習協会の創設者でありますピーター・M・センゲの提唱する「学習する組織」の研究は非常に有効と考えます。センゲ氏は、将来真に卓越した存在になる組織とは、組織内のあらゆるレベルで人々の決意や学習を引き出す方法を見つける組織だとし、組織はシステムであり、分かたれることのない全体として初めて機能すると言っております。その意味で、「学習する組織」とは、自律的で柔軟に変化し続ける組織であるとも言えます。

そこで、チーム学校の実現には、確固たる組織論の裏づけを持ちながら現場課題に対処し、その経験値を高めていけば、チーム学校のあるべき姿もイメージできるのではないかと考えます。そのためにも、ピーター・センゲの「学習する組織」理論の研究をしてはどうかと思いますが、御所見をお伺いします。

○田村教育長 私、大変不勉強でございまして、お話のありましたピーター・センゲの「学習する組織」理論、今回御質問があるということで読ませていただきまして大変勉強になりました。特に、お話もございましたけれども、組織はそれぞれの構成要素が複雑に絡み合っていて影響し合っていて動いていくということで、全体を大きく動かすには押すべきつぼがあるんだというようなことですとか、あるいは課題解決を図る際に

どうしても根本的な解決に向かうのではなく対症療法的なことに向かいがちで、そのことでかえって事態を悪化させてしまうようなことがあるですとか、あるいはリーダーシップのあり方ですとか、学校組織を活性化させていこうとしている本県にとりまして大変示唆になる内容でございました。さらに勉強させていただきながら、本県の目指すチーム学校の実現にも生かさせていただきたいというふうに思います。

○池脇委員 知事にお聞きします。組織論に話が寄りましたので、この組織づくりの課題、これは今の県庁にも時宜にかなったものだと思います。縦割り意識や他責思考、そして当事者意識の欠如は、程度の違いこそあれ、どの組織でも見受けられますが、県庁組織にとっては大きな課題であろうかと思えます。その意味で、ピーター・センゲの「学習する組織」について知事の御所見をお伺いしたいと思います。

○尾崎知事 このピーター・センゲの「学習する組織」というのは大変な名著だというふうに思います。システム志向の大家でありまして、それを組織論に応用された方でありまして、私もいろんな意味で大変勉強させていただいております。

この「学習する組織」の要点というのは3つなんだろうと思います。組織において物事に対峙するに当たって、物事というのはシステムなのだということについての深い理解を組織として共有できるかどうか、そしてそれに基づいてシステムなのだということをもとにした解決策というものをしっかり作り出して、その中で特に押すべきつぼ、これを捉まえて対応していくべきだと。しかし、その対応していったことがしっかり本当に効いたのかどうかということについて組織的に学習を重ねていく必要があるんだと、そういう組織であるべきだと。すなわち、組織においてそのシステムに基づい

てPDCAサイクルをしっかりと回していくべきなのだと、これが2点目。そして、3点目がいわゆるそういうふうに皆がともに学習していく、PDCAサイクルを回していけることとするためにも、統一のビジョンというものを持って取り組みを進めていくことが大事だと、そういう組織であるべきだと、そういうお話なのだろうと、そのように思います。

大変示唆に富んだお話だと思いますし、正直なところ、私も例えば産業振興計画の推進などに当たって、これを事前に勉強しておったからということもありますけれども、この点非常に心がけていこうとしておるところであります。

昨日の御答弁でも申し上げましたけれども、産業振興計画、できる限りそれぞれの分野においてビジョンを明確にするよう努めると。さらには、それぞれの施策について各所属のやるべき5W1Hを明確にするのみならず、全体としてストーリーになるように、これがシステムとして組み込まれるようになるように施策を組もうという形で取り組んでまいりました。その上でもってして、そのシステムに基づいてPDCAサイクルを回していくという取り組みをしてきたつもりであります。

これは、あらゆる組織及び政策の展開において非常に重要な考え方だというふうに考えておりますので、それを基本としていきたいと、そのように考えております。ただ実際は、このように理論的に言うことと行うこととは大きな差があるわけでありまして、そういうふうに心がけていながらも、それが本当に実効あるものとなっていきますようにさらに心がけていかなければならぬ。さらにもっと言うと、組織のそれぞれの場においてそういうことが自覚されるように徹底していくことが大事だと、そのように考えております。

○池脇委員 おっしゃるとおり、組織はシステム。

このシステムが全体として成り立っているということを理解したときに、これは地球的規模、例えば地球も一つのシステムで動いている、宇宙も動いている、小さなものであっても、ミクロ的なものでもシステム、そこの仕組みが理解をできたときに新しい価値観が生まれて躍動する、知恵が出てくるということにつながっていくのではないかなと思います。私も勉強して、またしっかりこの組織はシステムだという点についても学んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、文化政策について知事にお聞きします。

文化は政治でつくられ、政治は文化の影響で変化する、こんな関係が政治と文化には存在するのではないかと考えます。文化は生活に反映し、地域社会の常識あるいは価値を形成するとすれば、政治における政策のいかんで文化醸成に大きな影響を与えることが想定されます。

歴史的にも、為政者の政策により各時代にそれぞれの文化がその時代の社会に新しい価値観を生み、庶民の生活や人生設計に影響を与えております。こうした視点で県の施策を俯瞰することは、その先にどのような文化が生まれ育まれていくのだろうか、それが県民の生活をどのように変えていくのかと想像が広がります。

そこでまず、政治と文化の関係性について知事の御所見をお聞きします。

○尾崎知事 文化は、歴史的なさまざまな取り組みの積み重ねの中で一定人々の中で共通認識として形成されてくる、暗黙知かもしれませんが、そういう形で形成をしてくる。それが、一種の社会における常識を生み、そしてそれが社会におけるルールを生み、それが政治のいろいろな取り組みにつきまして一定影響してくると。

他方、政治がさまざまな取り組みをしていく

ことが、先ほど申し上げましたその文化のもととなるさまざまな取り組みにつながってきて、それが積み重なっていくうちにおいて、また新たな文化の形成につながっていき、そしてまたそれが新しい常識、ルールにつながっていくという形で、相互に影響し合っているものであろうかと、そのように思います。

ただ、恐らく文化の力のほうが圧倒的に強いのだろうとは思いますが、やはりそういう相互の依存関係にあるということではないかなと、そのように思います。

○池脇委員 それでは、知事はどのような文化観をお持ちなのか、お聞かせください。

○尾崎知事 やはり、文化というのはその社会が培ってきたさまざまな取り組みが1つ、一定の共通認識、暗黙知かもしれませんが、それを生んできて、社会の通底をなしていくものだろうと、そのように考えているところでありまして、それが繰り返しになりますが一定社会の常識を形成したり、そしてそれが明確にルールになったり、場合によってはそれに基づいた具体的な取り組みにつながっていったりと、いわば社会全体の土壌といいますか、そういうものをなしておるものなのだろうと、そのように考えております。

高知なんかにおきましても、ある意味いい例があると思っております、例えばお遍路さんという取り組みが営々と積み重ねてこられている中において、やはりおもてなしというものを大事にしていこうという一種の文化みたいなものが生まれてきまして、それがさらには、例えば高知家ALL STARSみたいな形で、高知家の取り組みであります、こういう形で具体化もしてきたりもするという形であります。やはりこういう高知家の取り組みなんか、高知県の皆様にも一定御賛同して、多くの皆さんにさせていただいているその背景には、こういうおもてなしを

大事にしてきた文化というものがあってと、やはりそういうことなのではないかなと、そのように考えておるところであります、そういう社会の大きな多くの取り組みを育んでいく、そしてまた常識、もっと言うとルールなどの基盤となるところの通底をなす土壌ということではないかなと、そのように思います。

○池脇委員 国は今、文化芸術立国を掲げております。本県も文化芸術立県としての構想をぜひお持ちいただいて、高知県らしい文化をつくり上げて行っていただきたいと、こう考えるわけですが、知事の御所見をお聞きます。

○尾崎知事 本当に私ども、これから高知県芸術文化振興ビジョンの改訂に向けた議論というのを来年はしていくという年になるわけでありまして、その中におきまして、この文化芸術活動というものをさまざまな県民の暮らしの向上でありますとか心豊かにしていくことなどなどにつなげていけるような形でこのビジョンをさらに進化させていくことができればよいと、そのように思っております。

その中で、ただ文化というのはやはりそれぞれに人々の自由な気持ちの中に育まれていくものですから、そういう点に十分留意したビジョン的な側面と、そういう中においても県として共通に果たすべき役割などというものもありますでしょうから、そういうものを明確にした部分と、大きく言うと2層構造でこういうビジョンなんかの改訂を検討していければいいのではないかなと、そのように考えておるところです。

○池脇委員 ビジョンの改訂については、後で部長に聞こうかなと思っていたんですけども知事がおっしゃられましたので、じゃあそのビジョンの進め方、これはどのようにお考えでしょうか。

○尾崎知事 こちらは、新たに県として大事にし

ていきたいと思われま文化芸術というのは実際のところたくさんあると思っております、さらに時代の変遷に従っているような新しい要素も加わってきているというふうに思っております。よさこいでありますとか漫画でありますとか食でありますとか歴史でありますとかいろいろなものがあるんだろうと、そのように考えておるところであります。こういうものについて、まずしっかりと今現状はどうで、多くの皆様はどういうふうに取り組むしておられるのかというようなことを把握していきながら、その上でもって今後についてこれを本県の人々の暮らしの向上、心の豊かさに生かせるにはどうしていけばいいかという観点での検討を進めていくと。大きく言いますと、そういう方向かなと思っております。

ただ、私は委員にきょう御質問いただいて初めて本格的に考え始めたところでございますので、そういう意味ではまだまだ漠然としたところでございます。さらにちょっと思考を深めさせていただきたいと、そのように考えております。

○池脇委員 ぜひ大綱の中にそうした項目も組み入れていただきたいと思っておりますので、ちょっとその件について知事の御意見をいただきます。

○尾崎知事 大綱は、先ほど申し上げましたように、一定方向性を示していくものという形になっていこうかと思っております。またあと、恐縮でございますが、ちょっと私の一存で全てを決められないということもございまして、そうでございますけれども、やはりこの文化芸術につきまして、さらにしっかりと振興、豊かに育んでいける、そういう方向性を目指そうという方向感というものを大綱の中に書き込めていくことができると、そのように考えておるところです。

○池脇委員 文化生活部長にお聞きます。

高知県芸術文化振興ビジョンについてであります。知事がこれを見直すということになりましたので、1点だけですね。文科省が文化芸術を起爆剤として地方創生の実現を図るということで、地方創生の対応に地域資源として文化芸術の戦略的活用の必要性を強調しております。

その意義をどのように受けとめておられるのか、また本県でそれに応え得る文化芸術はどんなものが想定されるか、この点についてお聞きします。

○岡崎文化生活部長 地域固有の文化を磨き上げ、また発信するという事は、地域で暮らす人々の生きがい、満足につながるだけではなく、交流人口の増加、ひいては移住のきっかけにつながるなど、地方創生に資する有意義なことだというふうに認識をしております。

本県が誇ります自然、歴史、食、よさこいあるいは漫画などの地域の資源は、観光の振興や地域の活性化にも寄与し、地域独自の個性を際立たせる、こういったことができるもの、起爆剤となり得るものではないかと私は考えております。

○池脇委員 時間がなくなってまいりましたが、最後に学術振興について、現状と課題について簡単に御説明いただきます。

○岡崎文化生活部長 学術の振興につきましては、現在高知工科大学では工学・経済・経営分野、また高知県立大学では文化・看護・健康・福祉分野でそれぞれ研究開発や人材育成といった本県にとって、とって大切な大きな役割を果たしております。今後は、公立大学にとどまらず、県内高等教育機関の連携を一層密にして、また民間とも連携をしながら、また県外からも学術に関する英知を結集して、高知発のイノベーションにつなげていくということが望まれているのではないかと考えております。

○池脇委員 県のビジョンにつきましても、しっ

かり総括をしていただいて大綱の中にも組み込んでいただいて、高知県の文化、また学術の振興をしっかりと図っていただきたいと最後をお願いをいたしまして、全ての質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○上田(周)副委員長 以上をもって、池脇委員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩をいたします。

午後1時35分休憩



午後1時41分再開

○上田(周)副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

下村委員。あなたの持ち時間は30分です。御協力をよろしくお願いいたします。

○下村委員 くろしお無所属の会の下村勝幸と申します。初めての質問でいささか緊張もしておりますが、県民の皆様の思いをしっかりと伝えられるように精いっぱい頑張って質問させていただきたいと思っております。

最初の質問は、南海トラフ地震対策についてであります。

平成24年3月31日の、34メートルを超える日本最大の津波が襲うかもしれないという政府発表には、我が町が消えるかもしれないという、地元選出の議員としては諦めにも似たばかり知れない衝撃を受けたことを今でもはっきりと覚えております。

しかしながらその後は、津波想定高が最大の我が町がこの難局を乗り越えることができたならば、県内全ての自治体が必ず乗り越えられるはずであるという信念のもとに、当時の町議会や町執行部が一丸となり突き進んでまいりまし

た。尾崎知事や県庁関係者、また県議会議員の皆様、さらに県選出国会議員の先生方の御努力もあり、国でも南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法などの制定に邁進していただき、さらに県でも津波避難対策等加速化臨時交付金などの形でさまざまな御支援をいただきました。その結果、対策が必要な県内全ての地域で津波からの避難路や避難場所、さらに避難タワー等の整備が確実に進んできたところであります。

そこで、まず1つ目の質問に入りたいと思います。

先ほど申しましたように、南海トラフ地震の津波避難対策は初期の段階をほぼ終了し新たなステージに入ろうとしています。例えば、避難路が完成した後、何度かの避難訓練を通じて県民からはさまざまな改善要望や改修点等の指摘を受けております。多くの避難路は、まずは県民の命を救うということを大前提に、緊急性を持って仕上げられました。その結果、実際に避難訓練等を行ってみると、さまざまな改善すべき点が見えてまいりました。

また、気象条件によっても多くの改善ポイントが想定されます。例えば、大雨や冬の凍えるような大雪の夜間避難等がそれに当たります。これからは、最悪の気象条件でもより確実に逃げ、そして確実に命がつけられる避難空間等の整備が課題となってきました。例えばこのようなことがありました。ある高齢のおばあちゃんが避難訓練の後に、「せっかくこんなええ避難路をつくってくれたけど、私らあは急過ぎてよう上がらん。あんたら若いもんだだけでも逃げてくれ。」このような言葉を聞いたことがあります。この例などは、階段途中に小さな待機場所や簡易ベンチ等を設置すれば、すぐにこのおばあちゃんの意識を変えることができます。

こうした県民からのさまざまな要望に対して、

県としてどう取り組まれるのか、これまでも県民から寄せられたさまざまな期待に県民目線の温かい心で応え、一人でも多くの命を救うために頑張っておられた知事に、その思いをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○尾崎知事 御指摘のとおりだと思います。さまざまな形で避難路・避難場所、避難タワーをつくってきたわけでありますけれども、これからはそのハードの整備とともに、これについて実際に皆様方に訓練をしていただく。そして、訓練をしていただく中でやはりいろいろ問題が出てくるんだろうと思います。その問題を一つ一つ潰して行ってより安全度を高めていく、そういうことを地域の皆様とともにやっていくことが大事なんだろうと、そのように考えております。

そういうこともありまして、南海トラフ地震対策をできる限り前方展開しなければならんと、そういう思いで5つの地域本部を設置して、特にことしからは人員を大幅に増強いたしました。地域地域で実際に本部員も同行させていただき、市町村の皆様にも助けていただく形で実際の避難訓練を一緒にやらせていただいて点検をさせていただいておるということです。

多分、いろんな形の問題が出てくるんだろうというふうに思います。例えば、私もいろんな避難場所に行ったことがありますが、やはり草をしっかりと刈っていないと実際にはなかなか登れないという問題があったりとかそういうこともあるし、さらには狭い路地でありまして、多分このブロック塀は崩れてくるだろうなど、この道は使えないかもしれないなどか思うこともあったりします。そういうことを確実にしっかりと一つ一つ克服していくということがいざというときの備えにつながるのだろうと。

この現地におきます点検の結果を踏まえて、恐らく共通項としてこういうことに大いに対応

しなければならんというようなことが出てくるだろうと思います。そういうものについて、県として今後しっかり後押しできるような対策を考えていかないといけないと思いますし、また個別の課題にもできる限り市町村の皆さんとともに対応できるような施策などというのを考えられないか検討していきたいと思います。いずれにしても、現地で点検をする、その結果を踏まえて対策を練ると、そういうことがこれからの新しい大きな課題だと、そのように思っています。

○**下村委員** ありがとうございます。知事、今お話しいただいたように、本当に避難の確実性を高めていくためには、やはりブラッシュアップをかけていくしか方法はないと思っています。

そういったときのために、今後は地域防災対策総合補助金を利用して、その補助率2分の1ということでお聞きしておりますが、今までも県から手厚い支援があったように、今後もさらに県独自で市町村の財政面を支援する、そういう方法はないのか、危機管理部長にお伺いいたします。

○**野々村危機管理部長** 県では、お話にありました地域防災対策総合補助金によりまして、これは支援内容を順次拡充しておりまして、南海トラフ地震対策の支援に必要な対策の多くをカバーしてきているのではないかなというふうに思っております。

さらに、県ではこれまで、一連の南海トラフ地震対策群のキーとなる特に加速化しなければならない事業というのにつきましては時限を設けて補助率をかさ上げするなど、対策をとってきております。例えば、先ほどお話のありました、津波から県民の命を守るための対策群をキーとして、津波避難対策等加速化臨時交付金によりまして避難路・避難場所や避難タワーの整備を加速してきてございます。また、孤立対策を

促進するための対策群といたしましては、緊急用ヘリコプターの離着陸場整備事業費補助というのがございまして、これも補助率をかさ上げして離着陸場の整備を加速してきてございます。さらには、避難所の確保や運営のための対策群といたしましては、地域集会所耐震化促進事業費補助ということで、耐震化によります避難所の確保というのを加速してきてございます。こういうものは支援を厚くした事例がございまして。

今後は、先ほど知事のほうからもお話がございましたが、そういった地域本部が地域へ入って対策の掘り下げをしていく中で、新たにそれぞれの地域地域で課題が出てくると思います。そうした中からキーとなる重点的に取り組むべき課題というのが明らかになってくると思いますが、そういう場合は、これまでと同様に取り組みを加速化するような支援制度の検討をする必要があるというふうに考えてございます。

○**下村委員** ありがとうございます。今後も市町村から出てくるさまざまな要望に対して、ぜひきめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

さて、今議会の一般質問でも取り上げられておられますけれど、次は住宅の耐震化に関する御質問をしたいと思います。

県では今年度末までに77%の耐震化率を目指すというお話を聞いておりますが、私が地元で見聞きし肌で感じる耐震化率と県で算出されている耐震化率に大きな隔たりを感じます。県では、統計推計により耐震化率を算出しているということをお聞きしておりますが、具体的にどのような算出方法で耐震化率を計算されているのか、土木部長にお伺いいたします。

○**福田土木部長** 住宅の耐震化率につきましては、総務省が5年に1度実施しております住宅・土地統計調査のデータを用いて、分母に住宅総戸数を、分子には耐震性ありと推計した住宅の戸数を入れて算出をしております。ただし、この

元データとなっております住宅・土地統計調査は抽出調査でございまして、全ての住宅の実態を拾い上げた数字ではございません。

○**下村委員** 再度、土木部長にお伺いいたします。今の御説明で算出方法は理解できたわけですが、今後の住宅耐震改修工事を県として確実に進めていくためには、やはり詳細な現状把握は極めて重要であると考えます。統計推計ではなくて、せめて市町村からのある一定詳細な積み上げ数字で現状の耐震化率を算出すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○**福田土木部長** 耐震化率の推計方法につきましては国に準じたものでございまして、この数値は県内の進捗状況の把握ですとか全国値との比較に有効なものというふうに考えております。

ただし、この数値は県全体の平均値でございまして、実際の耐震化率は市町村によってばらつきがございまして、このため、実態を積み上げた地域ごとの耐震化率を示すということは、その地域の地震に対するリスクを正しく理解していただく上で有効だと考えます。市町村が戸別訪問を行って地域の実態を把握し、実効性のある取り組みにつなげていくために、県は戸別訪問に対しまして財政的・技術的支援をしております。市町村が実態を積み上げて算出した耐震化率につきましては、県としても情報を共有し、今後の耐震化の促進に活用してまいりたいというふうに考えております。

○**下村委員** 今、土木部長のお話にあったように、やはり実態を細かく確実につかむということは今からの耐震化を進める上において非常に大切なことですので、ぜひその方向でよろしく願いをしたいと思います。

県内でも、やはり中心部以外の周辺地域では、住宅の耐震改修工事は遅々として進んでいない現状があります。例えば、私の地元黒潮町では、耐震診断の個人負担をなくして職員が戸別訪問

しながら勧奨、いわゆる勧めながら地域に当たっていった結果、耐震診断の実施状況は前年の12.5倍と飛躍的に伸びました。しかし、それに続く耐震設計や耐震改修工事には、個人負担の金銭的理由で、特に高齢世帯では次のステップに結びつかず、耐震改修工事が進んでいない大きな理由の一つになっております。ちなみに黒潮町では、平成26年度現在、住宅の耐震化率39.3%の状況です。県でも耐震化の進捗が悪く、予算が余るような負のスパイラルに陥っている状況が見られます。

高知県で作成された平成25年の資料から、住宅の耐震化が犠牲者を減らす重要なファクターであることが明らかのように、今後はこの耐震改修事業が確実に進捗するようさらなる制度上の工夫が必要であると考えます。例えば、住宅のバリアフリー化等のリフォームメニューの活用や市町村でさらなる補助の上乗せ等を実施した場合に、もう一段の県補助をお願いすることなどであります。

住宅の耐震改修工事を行うことで県民の命を守るという目標達成と同時に、地域での雇用機会の創出や住宅建設産業の後押しにつなげるというそういった視点で県として積極的に推し進める考えはないか、再度土木部長にお伺いいたします。

○**福田土木部長** 耐震診断を改修工事につなげていくため、県として低コスト工法や代理受領制度の普及に取り組んでいるところでございます。高齢者や低所得者等、耐震改修設計や改修工事に係る費用負担の軽減が必要な方々に対して、市町村が上乗せ補助を行っているわけでございますけれども、戸別訪問の実施を条件に今年度から県もその上乗せ分の一部を支援しているところでございます。

住宅耐震の目的は地震から県民の命を守ることでございますけれども、この耐震改修工事が

ふえることによりまして、結果として地域での就労機会の確保ですとか副次的な効果も期待できるというふうに考えております。今後もこれらの取り組みによりまして、耐震改修工事における個人負担の軽減を図ってまいりたいと考えます。

○**下村委員** 前向きな御答弁ありがとうございます。

再度、土木部長にお伺いをいたします。

津波浸水区域内にある公営住宅等の耐震化に関する御質問であります。

県営住宅は徐々に耐震化が進んでおりますが、県営住宅以外に県内には津波浸水区域内に多くの市町村営の公営住宅があります。その公営住宅の中には構造上耐震工事ができない住宅が多く見られ、耐震工事もできず、さらに津波浸水区域外に移転場所がないため移転もできないという状況が現在も続いております。私の地元黒潮町には全部で404戸の町営・公営住宅があり、このうち耐震化できていない住宅が180戸あります。これら全てがコンクリートブロックづくりのため、今現在、構造上耐震工事ができない状況であり、さらにそれら全てが津波浸水区域内にあります。幾ら避難路の整備や避難タワーを建設しても、一度の地震で倒壊した家から逃げ出せない可能性が残ります。

以前、黒潮町でモデル的に検討した震災前移転の調査では、町の財政負担の問題から実質的に実施が不可能な状況にあり、国も震災前移転についてはこれ以上の積極的な姿勢は見せておりません。しかしながら、将来のことを考えれば、今後建設される予定の公営住宅等は、津波浸水区域外へ建設すべきと考えます。

こと命にかかわる問題であり、県内の市町村も対応に苦慮している現状がありますので、早急に県として該当市町村と今後の解決方法について協議を開始すべきと考えますがいかがでしょ

うか、これも土木部長に伺います。

○**福田土木部長** これまでも、津波浸水区域内の耐震化できない個々の公営住宅等につきまして、建てかえ計画や、それから用途廃止などについて県と市町村で協議を行ってまいりました。その中で、浸水区域外の土地の確保ですとか建てかえ事業費の捻出など、難しい課題があることも認識をしております。

市町村が抱える課題の解決に向けて、今後民間活力の活用を含め、まちづくりや地域防災など多面的な視点で協議を進め、市町村とも知恵を絞ってまいりたいと考えます。

○**下村委員** 先ほど言ったように、黒潮町以外でも室戸市であったり土佐清水市であったり、本当にたくさんこういった状況にある住宅がございます。ぜひ、その問題点をもう一度皆さんと協議しながら、最終的にいい形になるように協議していただければありがたいと思います。

それでは、南海トラフ地震対策に対して最後の御質問になります。危機管理部長にお伺いしたいと思います。

震災発災時は、市町村内の各地区単位での活動が中心となり、これからは自助の力を高めることが、その地域全体の防災力向上に資することがわかってきております。そうした中、各地区に自主防災組織はつくられましたが、今後は現実的に機能するその地区ごとの小さな防災対策本部、いわゆる自分の命を自分で守れる組織づくりと個人備蓄の体制が必要であると私は考えております。

県では、平成26年4月に自主防災活動事例集をまとめられ、地域での防災力向上のために情報を提供しておりますが、この冊子には1次避難場所への個人備蓄等に対する事例紹介が見受けられません。この事例集に今後そういった項目もぜひ追加していただいて、さらなる啓発をすべきと考えますが、危機管理部長の御所見は

いかがでしょうか。

○野々村危機管理部長 避難場所が順次整備されてきましたことによりまして、地域で訓練が活発に行われてきました。そういったことで県民の皆様も、命をつなぐという次のステージを意識し始めてきているというふう感じております。避難後は、避難場所にどうしても一定期間とどまるということになりますので、そこに地域地域での共助により、必要な資機材や備蓄品を確保するという事は、県としても命をつなぐ対策として有効であるというふうにご考えてございます。既にそういう取り組みをしている自主防災組織も一部ございますので、今後は事例集などにこうした取り組みを紹介して、啓発してまいりたいというふうに思っております。

○下村委員 どうもありがとうございます。ぜひ、皆さんの命が本当に確実に守れるような、そういった施策をしながら、県としても御支援いただければありがたいと思います。

それでは次に、教育長のほうに伺っていきたいと思います。

午前中の武石委員からの要請もありましたように、県立高校に通う高校生を県独自の基準で海外に研修のために派遣する考えはないのか、教育長にお伺いをしたいと思います。

さきの総務委員会の県外視察で、教育先進県と言われる北陸へ視察に参りました。この視察を通して、実際に高い成果を上げている学力向上の方法や先進県の英語教育の取り組みなどについて勉強してまいりましたが、その中で福井県では県内の高校生を毎年100人、アメリカへ語学研修のために派遣しているというお話でありました。費用については2分の1を県が負担するという支援体制であります。

私は、こうした海外研修は、国際理解を深めコミュニケーション能力を高め合う絶好の機会であると考えております。このためにも、知事

の言われる、県土に誇りを持ち、志を持った人間を育てるためにも、できるだけ早い段階で国際感覚を持つことができるような経験を積ませることが非常に重要であると考えております。家庭の経済的な理由でそうした志の芽を摘むことなく、高知県では文字どおり高知家の一員としてやる気ある子供たちを育てるべきと考えております。人口減少を克服し活気ある県にするためにも、今後は積極的な人材を多数輩出する必要があります。さまざまな場面で高知県や日本のためにグローバルに活躍してもらうためにも、県を挙げて大きな視野を持つ人材を育てることを目指すべきと考えます。

現在も県内の高校では学校単位のカリキュラムでそのような取り組みを行っている学校が多数あることは承知しておりますが、通っている学校にそういった海外派遣の制度がない場合は、その機会すらありません。そういった高校生のためにも、県全体で募集をかけ、高知県の代表として海外での経験を踏ませ、世界で渡り合える高知家の一員を育てる機会をつくるべきと考えますが、県としてこういったことに前向きに取り組む考えはないか、教育長の御所見を伺います。

○田村教育長 本県でも幅広い教養や課題解決能力などを備え、地域や国際社会で広く活躍できる人材の育成が課題となっております。高等学校段階で海外体験をすることは、国際的な視野を持つという意味でも大変重要だと思います。

昨年度、本県におきまして、11校においてそれぞれの学校の特徴を生かして海外研修を実施しておりまして、115名の生徒が参加をしております。しかしながら、実施しているのは限られた学校でありますので、お話がありましたように全ての県立高校の生徒が参加しやすいように、国の制度も活用しながら県教育委員会の主催による短期留学の実施を検討していきたいという

ふうにご考えております。

○**下村委員** 大変前向きな御意見、本当にありがとうございます。テレビで見ている子供たち、高校生の人たちがいれば、本当に今の教育長の御意見を喜んでいと思います。ぜひそういった高校生のためにも、そういうチャンスを与えてあげたら本当にいいなと思います。

さて、さきの福井県の例でも海外へ派遣できる高校生は年間100名のみでありました。当然、予算が絡む問題でもあります。しかしながら、私はそこに漏れた子供たちのやる気をそがない仕組みづくりも必要ではないかと考えております。できるだけ多くの子供たちに参加のチャンスを与えるためにも、さきの選考に漏れた高校生には県内の研修施設内に疑似的に海外と同じシチュエーションをつくって、英語しか使えないキャンプを行ってみるのもどうかと考えております。そのときには、国籍の異なるALTの皆様にも御協力をいただいて異文化理解の行事を設定し、外国の伝統料理や歌であったり踊りや、また風習といった文化をそれぞれの母国語で学ぶといったワークショップを行ってみてもよいのではないかと、そういうふうにご考えております。

こういった取り組みもあわせて考えられないか、教育長の御所見をお伺いいたします。

○**田村教育長** お話にありましたように、どうしても限られた範囲となります海外研修以外にも、高校生に他国の人々の考え方や生きた外国語に触れたり異文化を経験したりするといった機会を与えることは大変重要だというふうにご思います。これまでもお話のありましたように、英語運用能力を向上させるためのイングリッシュキャンプですとか英語スピーチコンテスト、ディベートの実施ですとか、あるいは異文化を理解するためのインターナショナルデー、あるいは姉妹校や海外からの視察を受け入れての交流活

動といったことを行ってまいりましたが、まだまだ広がりという意味では十分ではございません。今後、このような取り組みの実施校や参加者をふやし、また内容も充実していくことで、できるだけ多くの生徒が広い視野を持ち、志を持って行動できるグローバル人材の育成といったことに努めてまいりたいと思います。

○**下村委員** ぜひ前向きな方向で、この高知県から世界へ羽ばたいていける、そういった高校生がたくさん輩出されるようにぜひ御協力をお願いしたいというふうにご思います。

それでは最後に、高知県の人口減少対策について産業振興推進部長にお伺いをいたします。

さきの知事提案にもありましたように、高知県では2050年には合計特殊出生率を2.27にまで引き上げるという高い目標を掲げました。知事もお話ししておりますように、この目標の達成には大変大きな困難が幾つも待ち受けていると思います。こうした人口減少の問題に日本でも一番に取り組み始めたこの高知県ですので、必ずやり遂げてほしいと、そのようにご思います。

しかし、県内の市町村の実態から考えますと、相当気合いを入れた取り組みでなければならぬと思います。今回の目標値は、あくまでも県としての目標値だと思いますが、県内の市町村とは目標値の達成の上でどの程度の整合性がとられているのか、まず伺いたいと思います。

○**中澤産業振興推進部長** 県人口の将来展望でお示しをいたしました出生率の2.27、これはお話ありましたように、県のほうで意識調査を行いましたことで把握をした数字でございます。これを前提とするという計画を立てたわけでございますけれども、現在市町村のほうはまだ策定中でございます。全体を把握するということはできませんけれども、その2.27、それは県が把握した数字そのものというよりは、県民の皆様の出産、

結婚に関する希望をかなえると、こういう考え方で策定をしていただきたいという願いをしておるところでございます。

現時点で申し上げましたら、展望の策定を終えた、あるいは素案等を既に策定しているところ——これが全部で22の市町村ございますけれども、その半数で県と同じ2.27、それから1つの市で県を上回る数値を設定しているところがございます。残る10の市町村、このうちの多くは、各市町村ごとの希望を把握するという調査がなかなか時間的な問題もあってできないということもあまして現時点では国準拠の2.07を置いていると、そういった状況になっております。

○**下村委員** 今お話ありましたように、残念ながらまだ10の市町村ではその推計が、この県の推計である2.27を下回っていると、そのようなお話がございました。であれば、県目標であるその2.27にいかにか近づけていけるのかを今から県としてそういった市町村に対してどういうふうに働きかけていくのか、それをもう一度産業振興推進部長にお伺いしたいと思います。

○**中澤産業振興推進部長** 現在2.07を設定している市町村におきましても、大方は県の考え方、希望をかなえていくと、それに向かって努力をするということは御理解をいただいております。ただ、それによるべき数字がその市町村独自の数字を持ち合わせていないということで、そういう状況になっていると。今後、県と方向性を合わせる、考え方を合わせるために、昨日、本会議でも御答弁申し上げましたけれども、地域の有識者会議に県の地域産業振興監が参加をさせていただいておりますし、私もそれぞれ首長、市町村と対話の機会をこれまでも100回近く持っておりますので、そういったあらゆる機会を通じまして、県の考え方に合わせていただくといったようなことの協議を続

けてまいりたいと、そのように思っております。

○**下村委員** 以下はちょっと要請でお話をしたいと思えます。

県全体で高い目標を掲げることは本当に大切なことですし、必要なことであると思えます。しかし、知事がよく口にされますように、その数字には具体的根拠がやはり必要であります。その根拠こそが各市町村で行われるさまざまな特色ある取り組みになろうかと思えます。今までも市町村ではさまざまな取り組みを通じて人口減少や過疎化対策に取り組んでまいりました。今後は、それらに対して、より効果が生み出せるように、人的にも財政的にもさらなる支援が必要であると思えますので、ぜひこれからもそういった観点で取り組みを進めていただくことをお願い申し上げたいと思えます。

それでは、最後の質問に移りたいと思えます。これは地域福祉部長にお伺いをいたします。

県では、スポーツやアウトドア等の施設整備に、本補正でもありますように多くの予算を投じております。この投資効果をさらに引き出すためにも、若者の出会いの場として活用できるように、スポーツを通じた出会いの場づくりも有効であると、そのように考えております。スポーツをすることが苦手な男女には、スポーツの応援企画などでもいいと思えますし、アウトドアを通じた食事の機会を設けることでもよいと思えます。

さきの一般質問でも取り上げられましたように、これからは日本全体でスポーツが大きなウエートを占める時期がやってまいります。県でもマッチングシステムも稼働されますし、そこで出会った男女が一組でも多く結婚へとつながっていくように、さらなるアイデアを練っていただきたいと思います。

かなりハードルの高いこのテーマであります。今後どのようにして、この合計特殊出生率

2.27という目標をクリアしていくのか、県としての考えをお伺いいたします。

○井奥地域福祉部長 目標の達成に向けましては、県民の皆様の希望をかなえることを最優先ということで官民協働の取り組みの充実強化を図りますとともに、社会全体の、県全体の機運を醸成していくといったことが欠かせないものと考えております。そのため、少子化対策を県民運動として盛り上げていくというふうな方向性で頑張っていきたいと考えております。

具体的には、企業や団体などにおけます結婚や子育て支援の取り組みを強力にバックアップするなど、民間企業などの皆様との協働した取り組みを強化いたしますとともに、高知県少子化対策推進県民会議に結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランスの3つの部会を新設し、官民協働でのPDCAサイクルを通じた事業の進捗管理を行ってまいります。こうした取り組みなどを通じまして少子化対策を県民運動として推進し、目標の達成を目指してまいりたいと、そのように考えております。

○下村委員 今お話にありましたように、いろいろな機会を通じてぜひ男女が出会い、そして一人でも多くの高知県の担い手が生まれていくようにいろいろな御支援をいただきたいと思えます。

今回は初めての質問で少々早口になり、なかなかわかりにくいこともあったと思いますが、どうも御答弁ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

○上田(周)副委員長 以上をもって、下村委員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩いたします。

午後2時11分休憩



午後2時17分再開

○上田(周)副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

野町委員。あなたの持ち時間は30分です。御協力をよろしく願います。

○野町委員 お許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

安芸市・芸西村選出の野町です。初めて県議会での質問をさせていただきます。執行部の皆さん、よろしく願いをいたします。

私は、昨年の12月まで県の職員として仕事をさせていただきました。特に、最後の7年間は尾崎知事のもと産業振興計画の作成、そして実践と、県の職員としての誇りと充実感を持って仕事に邁進をさせていただきました。計画の策定から携わらせていただき、その成果が今着実にあらわれてきていることを、少し立場は変わりましたがけれども大変うれしく感じている者の一人であります。

尾崎知事も、提案説明の中で3期目への決意を表明されました。私もチェック・アンド・バランスを前提に、県議としてともに県勢浮揚のためしっかりと取り組んでいく覚悟であります。12月以降、この議場で御一緒できますことを御期待申し上げます。

それでは質問に入ります。

まず、南海トラフ地震を含む自然災害への対応についてお伺いをいたします。

開会日の知事の提案説明においても、小中学校等県有施設の耐震化がほぼ本年度中に完成見込みであること、また計画をされている津波対策としての避難路・避難場所、避難タワーなどの設置についても一定のめどがついているとのことです。大変ありがたいことだというふうに思っております。

さて、津波避難対策等加速化臨時交付金につきましては、これまで数回の延長をしてきたということもあり、本年度で終了とのことですが、自主防災組織などの活動が定着化をし、地域によっては新たな避難タワーの建設や避難道の整備を望む声もあろうかと思えます。

そこで市町村とも協議は必要かと思えますが、今後の新たな要望についての支援策、どのように考えておられるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

○野々村危機管理部長 新たな津波避難施設の整備につきましては、本年度予算化していただきましたものに関しましては津波避難対策加速化臨時交付金の対象として考えております。ぜひ市町村の皆様にはこれを活用して対策の加速化をしていただきたいというふうに考えております。また、平成28年度以降の予算で対応するものにつきましては、南海トラフ地震対策特別措置法によりまして補助率がかさ上げされました国の補助事業でございますとか緊急防災・減災事業債を活用していただき、早期の整備をお願いしたいと考えております。

○野町委員 ありがとうございます。

なお、先ほどの下村委員からの質問にもありましたが、私も選挙区内の主要な避難道を歩いておりますけれども、同様の事例がやはりたくさんございます。私からもこれらに対する今後の支援策についても充実を要請させていただきます。また、こうした対策には終わりが無いというのが現実かと思えます。御努力をいただいていますこと、また対策を次のステップに進めなければならないということも承知をしておりますけれども、大地震の発生がほぼ確実で多くの人命にかかわる事業でありますので、今後とも柔軟な対応をよろしくお願いいたします。

次に、安芸市におきましても10棟の避難タワー等の整備が計画をされ、順次建設が進められて

おりまして、大変ありがたく思っております。しかしながら、近年の国の予算が厳しく配分が少ないなどの理由により、整備計画が二、三年おけるといった事態が発生しております。

具体的には、安芸市伊尾木地区の竜王池の耐震化や避難タワーの整備に係る事業であります。このため池は大正時代につくられたもので、決壊をするとその下流にある伊尾木小学校に大量の水が激流となって押し寄せ、津波と同じ10分程度で到達をするということでありまして。さらに、学校が海岸に近いということもあり、津波も心配ですし、避難には国道を渡らなければならないという三重苦となっており、小学校の保護者とか地元の住民の皆さんから強い不安の声が寄せられております。

そこで、こうした現状をどのように捉え、今後どのように対応するのかについて農業振興部長にお伺いをいたします。

○味元農業振興部長 お話にございました安芸市伊尾木地区の竜王池の耐震化、それと津波避難タワー、これは農業振興部が担当しておりますのが6基ございますけれども、この工事が予定よりもおくれておりまして、地元の皆様には大変御心配をおかけいたしておるところでございます。申しわけなく思っております。

これらの事業につきましては、用地を取得するための事業認定に時間を要したことや、地元の御要望を受けて計画を見直したことなどにより建設費が大幅に増額したことなどによりまして整備がおくれているところでございますけれども、津波避難タワーにつきましては、平成27年度本年度に3基、来年度28年度には3基、それぞれ整備をする、終了する見込みでございます。また、竜王池につきましても、津波避難タワーの工事が終了後直ちに平成29年度に着工し、30年度には完成するという計画で取り組んでいるところでございます。必要な予算の確保

に取り組みまして、御期待に沿えるようにできるだけ早く完成するように取り組んでまいりたいと考えております。

○野町委員 ありがとうございます。

こうした事例は、伊尾木地区だけではなく県内にはたくさんあるかというふうに思います。近年、国の予算配分が厳しい農業関連事業ではありますけれども、多くの人命がかかった事業でもあり、国への予算確保につきまして強く要請をしていただくようお願いをいたします。

次に、地震以外の台風や豪雨などの自然災害による被害についてですが、今年の台風11号を含め、近年、台風や集中豪雨などによる被害が多発傾向にあります。こうした被害の象徴とも言えるのが農業被害であり、私もその担当をしておりましたので、毎回心を痛めておりました。芸西村では、先駆者の英断によりまして200ヘクタールを超す優良な農地が整備をされ、日本有数の施設園芸が営まれております。しかしながら、平成に入ってからだけでもほぼ毎年のように園芸用ハウスが浸水被害を繰り返しております。農家の皆さんの精神的ダメージははかり知れないものがあります。平成元年の豪雨によります大災害をきっかけに、県執行部の御英断もあり、総工費128億円の和食ダムの建設工事が進められておりますが、この完成は芸西村の悲願でもあります。

そこで、この和食ダム完成の見通しと治水機能に対する御所見を土木部長にお伺いいたします。

○福田土木部長 和食ダムにつきましては、平成25年10月に本体建設工事の契約を行い、本年7月から堤体コンクリートの打設を開始しているところでございます。この本体建設工事を含め、平成30年度のダム事業の完成を目指しております。また、治水機能につきましては、ダム事業完成後は50年確率に相当する平成元年8月豪雨

規模の出水に対しても氾濫しなくなるものと認識をしております。

○野町委員 ありがとうございます。大変大きなプロジェクトでもあり、御苦労あるかと思えますけれども、早期の完成について御尽力をいただきますように改めてお願いを申し上げます。

なお、近年のように集中豪雨や長期間の大波を伴う台風など、想定を超える気象災害が発生をいたしております。御説明のように、和食ダムには浸水被害等を防ぐ一定の効果があるということはわかりましたけれども、現実的には毎回——台風等含めまして——和食川の4つの放水路があるわけですけれども、これが複数門詰まってしまうという事態が頻繁に起きているということもこれもまた事実であります。このことによって被害が助長されております。この点につきましては、次回以降の質問の折に掘り下げをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

この課題は、知事の提案説明にもありましたように、本県が抱える根本的な2つの課題の一つで、大変大きな闘いであります。今後とも、ハード面はもちろんですが、自主防災組織等のソフト面での支援も含めしっかりと御対応をよろしく願いいたします。

それでは、次の質問項目に移らせていただきます。

次は、農林業振興についてですが、まず次世代型園芸農業の推進についてお伺いをします。なお、昨日の坂本孝幸議員の一般質問と重複をしないように、私からは2点だけとさせていただきます。

高知県の園芸農業では、環境に優しい農業の推進をしており、今、さらなるイノベーション技術として炭酸ガス利用など環境制御技術の普及に産地を挙げて取り組んでおるところであり

ます。県内では既にナス、ピーマンなどを主体に炭酸ガス発生機が59ヘクタール普及をしております、これは主要な施設野菜の6%に当たるというふうに聞いておりますけれども、全国的に比較をしてみますと10位ということで、栃木県の285ヘクタール、愛知県の190ヘクタールなどと比べますと大きく引き離されております。

そこで、これらの技術普及を加速化するため、平成26年度の補正予算から環境制御技術導入加速化事業が創設をされておりますけれども、その活用状況、そして例えば補助対象となる機器の追加、あるいは1戸当たりの補助限度額の引き上げ、あるいは利用回数などの要件緩和による一層の加速化ができないか、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

○味元農業振興部長 お話にございました環境制御技術導入加速化事業につきましては、今年の9月補正で予算をお認めいただいたところでございます。この事業開始からこれまでの活用状況を申し上げますと、平成26年度には96件、本年度は142件、これは予定でございますが、合わせて238件の予定となっております。これによりまして、炭酸ガス発生機の総導入面積は、これ事業活用以外の部分も含むものでございますけれども、平成25年度末の31ヘクタールから本年度末は80ヘクタールということで、2年間で2.5倍となる見込みでございますが、残念ながらお話がございましたように、まだまだということでございますし、また目標には達していないという状況でございます。

現場では、増収効果を実感したという声が多数ある一方で、まだまだ様子見という農家がたくさんいるということで、生産者間でもまだまだ温度差があるという実態だというふうに承知しております。

非常に増収効果の高い、また即効性のある技術でございますので、早期に導入をしていただ

けますように県、JAで連携をいたしまして一体となって取り組んでいきたいというふうに思っております。特に、委員の地元でもございますが、安芸地域、非常に面積も大きゅうございます。ここでいかに普及するかということが全体を引き上げる大きなポイントだと思いますので、また御支援をぜひよろしくお願いしたいと存じます。

それから、あわせて事業要件の緩和につきましても、農家や農業団体の皆様方からさまざまな御要望をいただいておりますので、普及の加速化という観点から前向きに事業の見直しも検討してまいりたいと考えております。

○野町委員 ありがとうございます。地元をしっかり頑張ります。

御承知のとおり、基盤整備がやっぱり十分でない地域では、1戸当たりのハウスが四、五棟あるというのがこれ当たり前のことになっておりまして、またやる気のある生産者にしっかりと成功をしてもらい、産地の中で指導者になっていただいて、それまで関心の低かった農家の皆さんに技術を広げていく、これがよりスムーズな技術普及につながるのではないかとというふうに、私は現場におりながらそういうふうに思った次第であります。今後ともそういった形でよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

次に、オランダのウェストラント市との技術交流についてですけれども、私も7月に安芸の若い農家2人らと一緒にウェストラント市を初めて訪問させていただきました。最新の園芸施設や環境制御機器はもちろんでありますが、世界市場を相手にした大規模な企業的経営は圧巻でございました。今回の参加者には、四万十町で次世代園芸ハウス団地に参入する方々や、そしてまたこれまでの参加者のうち4業者が次世代型ハウス整備事業によりモデルハウス事業を

導入するという事となっております。

さらに、ウェストラント市側のほうでも交流が深まるにつれまして、技術交流だけではなく、その施設や機器などが本県を含みます日本にも輸出をされるということで、経済面での効果を確信しておりまして、ウイン・ウインの関係が構築をされているということを実感してまいりました。

そこで、今後ともこの交流事業を継続、発展させていただくこと、また現場での技術普及のかなめとなります農業振興センターの環境制御技術普及推進員も業務として参加をさせるべきではないかというふうに考えておりますが、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

○味元農業振興部長 平成21年度にオランダと友好園芸農業協定を締結いたしまして以来、本県はオランダからIPM技術あるいは環境制御技術などを学ばせていただきました。その結果、御承知のとおりIPM技術は本県のある意味標準となっておりますし、環境制御技術も普及の段階に入ったという状況になっております。現在は、オランダの技術者を高知県にお招きし、環境制御技術のさらなるレベルアップというものに取り組んでいるという、そういう段階でございます。本県がオランダの技術をモデルいたしました次世代型こうち新施設園芸システムを推進していく上でも、オランダとの交流継続というものは大変重要な視点だと考えております。今後ともウイン・ウインの関係の構築を目指しながら継続、発展させていきたいというふうに考えております。

また、環境制御技術普及推進員の派遣につきましては、大変重要な視点だと改めて考えておるところでございます。交流事業への職員の派遣、これも積極的に見直して検討してまいりたいと考えております。

○野町委員 ありがとうございます。ぜひ御検

討をよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。次は、木質バイオマスの活用についてお伺いをいたします。

本県は、森林率84%の日本一の森林県であり、大型加工施設の整備や木質バイオマスの利用拡大など、この森林資源を余すところなく活用し、地域内で資源やお金を回していくという、この構想は大変すばらしいものだというふうに評価をしており、その立場で質問をさせていただきます。

まず、バイオマス事業が本県林業にもたらしている効果について林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

○大野林業振興・環境部長 木質バイオマス事業が林業にもたらしている効果でございますが、2基ございます発電機がフル稼働いたしますと木質バイオマス発電分として林業関連産業に13億3,000万円、254台導入しておりますバイオマスボイラーの関連で3億8,000万円、合計17億1,000万円の経済効果をもたらしておりますし、またそのことによって山から木材を運び出し加工しバイオマス発電所あるいはボイラーでたいていくということに関して、約300名ほどの雇用創出効果をもたらしております。

○野町委員 ありがとうございます。大変すばらしいことだと思います。

次に、先日、県下最大のペレット製造工場であり、かつバイオマス発電にも取り組んでおられる宿毛市のグリーン・エネルギー研究所にお伺いをし、事業の概要について御説明をいただきました。その中で、昨日の弘田議員からの質問にもありましたが、発電の原料となる低質材の供給不足に苦慮しているということ、そしてペレット製造に使用する杉、ヒノキの低質材につきましても、県内のバイオマス発電業者等に供給をされておるため、原料価格が高くなって

おり、このままでは計画どおりのペレット製造に支障を来しかねないということでした。また同様に、東部のペレット製造業者からも、このままでは事業継続が危ぶまれるといった悲痛な御意見を伺っております。

そこで、ペレット供給の現状と今後の見通し、またバイオマス発電が動いている中、原料の競合により低質材の価格が上がっているかというふうに思いますけれども、今後の対応につきまして林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○大野林業振興・環境部長 今年度のペレットの需要見込みは約8,100トンでございます。県内製のペレットはそのうち4,500トンで、県内自給率は56%になる見込みでございます。今後は、原木増産を一生懸命いたしまして、宿毛市の発電所に併設されましたペレット製造施設が安定的に稼働し、順次増産しますので、自給率の改善につながるものと考えています。

確かに、低質材の価格は以前より上昇しておりますが、ここが踏ん張りどころと考えておりました。今後のペレットの安定供給に向けましては、林業の関係者にはさらなる木材増産による低質材の生産拡大や生産性の向上による低コスト化、ペレットの製造事業者には施設の生産効率や稼働率の向上といった低質材の協定取引の推進、そういった取り組みをお願いしますし、また配送等をやっている農協の皆さんにも配送の効率化、そういうことで関連する皆さんがそれぞれの立場で御努力をいただくことで、少しでも安く安定的にペレットを供給するようにしてまいりたいと思いますし、県もその観点でできる支援を続けてまいりたいと考えています。

○野町委員 ありがとうございます。

一方で、本県農業は近年、環境に優しい農業をキャッチフレーズに全国のトップランナーとして発展をしております。私は、県職員時

代から、本県農業が次に目指すべきは重油など外国の化石燃料からの脱却、つまり農業のエネルギー転換ではないかという思いで園芸用木質バイオマスボイラーの普及にも積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、今のところ、先ほども御説明がありましたけれども、当初聞いておりました需給計画のとおりにはいっていないんじゃないかなというふうに思っております。また、その価格も上昇をしてくれております。現在、重油価格が1リットル当たり78円でございますけれども、これを発熱量換算で比較をしますと、木質ペレットで87円、おが粉でも76円ということで、一部逆転をしております。重油価格が予想以上に下がったとはいえ、事業実施当初の状況あるいは説明の内容とは大きく環境が変化をしております。生産者からは今後のペレットの利用について不安視をする声も聞かれます。

そこで、今後の園芸用バイオマスボイラーの導入に対する御所見と政策的に導入をしてきたということも踏まえ、ペレットの価格上昇に対して何らかの対応ができないか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○味元農業振興部長 お話にございましたように、現在重油と木質ペレット、この価格が逆転をいたしておりまして、現在のままでは木質バイオマスボイラーのさらなる導入拡大というものは少々厳しい状況と認識をいたしております。しかし、環境保全型農業を推進する観点からは、温室効果ガスの削減につながる木質バイオマスボイラーの導入というものは大変重要な取り組みだと考えておりますし、またエネルギーの地産地消という観点からも重要な取り組みでございます。供給側とも連携をしながら今後の方向性を探っていきたいというふうに考えております。

また、木質ペレットの価格上昇への対応とい

うことですが、現状では木質ペレット利用者への価格差を補填するという形での支援は慎重にならざるを得ないというのが正直なところでございます。供給側にも価格を抑える努力というものもお願いをいたしながら、農業振興部としては、まずは燃料費を削減するという観点から、保温性の高いハウスの多層張りなどに対する支援などに取り組んでまいりたいと考えております。

○野町委員 ありがとうございます。

燃料価格の環境変化は常に起こることではありますが、本県に豊富にある木質バイオマスを農業分野に大いに活用することは、本県農業が目指す方向と合致するものだというふうに考えております。この問題は、特に農業と林業分野の連携が大変重要だというふうに思っておりますので、今後ともしっかり御協議をよろしく願いいたします。

そして、最後の質問項目に移ります。ユズの輸出戦略についてお伺いをいたします。

平成21年産ユズの大豊作によるユズ果汁の大量在庫の発生を契機に始まったヨーロッパ等への積極的な輸出戦略ですが、世界の食と文化の情報発信基地であるフランス・パリで高知ユズのブランドを定着させ、EU諸国やアジアにまでそのシャワー効果でユズを広めようという大変壮大な計画であったというふうに記憶しております。

お聞きをしますと、食料品の輸出額は平成21年の約5,000万円から26年には3億4,000万円にまで増加をし、そのうちユズがトップで、フランスなどヨーロッパへの輸出も多いということでございます。わずかではありますがかかわった者として大変うれしく思っております。また、私も8月にフランスにおけるユズの動向を調査するため、JAのユズ販売担当者とともにパリ、リヨンを訪れました。4年前に2度目のプロモ-

ーションを行ったところから比べても、明らかにユズが定着をしているということを実感してまいりました。

そこで、ヨーロッパへの輸出戦略におけるユズの位置づけと今後の展開方法について産業振興推進部長にお伺いをいたします。

○中澤産業振興推進部長 まず、輸出の戦略ということでございますけれども、お話にもございましたように、生産量日本一のユズということでございますので、今後もヨーロッパ向けの輸出の基幹品目という位置づけで取り組みを進めてまいりたいと思っております。これまでの取り組みによりまして、当面の目標としておりました100トンの輸出をしようということ、これは平成26年で既にクリアをいたしましたので、次の目標の設定、そのための戦略をどうするかというのがこれからの課題になるわけですが、お話にもございましたように、ヨーロッパのほうでは一定高知ユズの優位性というのは確立ができてつあります。それから一方で産地側に目を移しますと、県内の複数の市町村でやはり産業振興の柱にユズっていうものを位置づけている、そういった市町村が複数ございますので、できましたら国内の市場はもとよりですが、輸出市場、その将来見通しを踏まえて今後とも中山間でのユズ生産がしっかり継続ができていく、若者が参入できていく、そういう循環ができるような、そういった戦略を組みたいなど。これは、農業振興部とともにこれから検討していきたいというふうに思っております。

それから、今後の展開の方法ですが、これはやはりヨーロッパでこれまで培ってきた実績といいますか、そういうものを背景にしまして、今9人の海外のシェフの方にレシピ本をつくっていただいております、間もなく完成の予定です。そういったものを活用しながら、

既に商流ができ上がっておりますヨーロッパ、アメリカ、それからシンガポール、そういったところはパートナーの商社、現地側の商社としっかり組みまして販路を着実に広げていくということ、それからアジア、シンガポール以外では展示商談会であるとか、シンガポール以外の国に対して新たな販路開拓、それについても精力的に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○野町委員 ありがとうございます。

これは特に質問ということではなくて、私8月にオランダに続いて、先ほど申しましたように、農協のユズ販売担当者と一緒にフランスのほうに調査に参りました。その折に感じたことでありますが、全国一のユズ産地としてヨーロッパでのトップシェア、今現在トップシェアだというふうに思っておりますけれども、これを確実なものにしていくためには、やっぱり先ほど産業振興推進部長が言われましたように、さらなる取り組みというのが必要かなというふうに実感をいたしました。その手法として、例えばジェットロやクレアパリなどの政府機関関係の団体とか、あるいは民間展示場などを活用した定期的な県産品の商談会の開催でありますとか、あるいは同じユズ産地である徳島県が取り組んでいるような個人との契約による日常的な市場開拓の活動など、さまざまな取り組みが考えられるかというふうに思っております。知恵の足りない人間ですのであれですけれども、ぜひひまたこういうことも考えていただいたらというふうに思っております。

それでは、最後の質問になりますけれども、本県のユズの生産量は全国の51%を占めております。産業振興計画にもしっかりと位置づけられておりますけれども、今後のユズの振興において、輸出戦略をどのように位置づけ、県内産地の役割分担をどのように考えておられるのか、

また国内需要も逼迫をする中で、高まる輸出需要にどのように対応されるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○味元農業振興部長 ユズの輸出につきましての方向感につきましては、先ほど産業振興推進部長がお答えをしておりでございますが、農業振興部といたしましてはこれを生産面、供給面で支えていくということだろうというふうに思います。輸出を拡大いたしますためには、高品質なものを安定的に供給するということが求められております。ことしの5月には全てのJAの搾汁施設、これが県版のHACCPを取得いたしましたして、高品質な果汁の生産体制が実現をいたしました。また、今後はゆず振興対策協議会におきまして、輸出に必要な量を安定的に供給するため、産地間で相互に融通し合う補完調整というものを推進していくことにいたしております。このことによりまして、一定の品質の果汁を安定的に供給できる体制が整うものというふうに考えております。

また、そもそも論になりますけれども、今後は基盤整備、それから、それによる作業効率の改善あるいは新植、改植といったことを進めていくことによりまして、産地全体としてユズの供給力を強化していくということで取り組んでいきたいと考えております。

○野町委員 ありがとうございます。ユズの香りは世界に発信できる本県の強みであり、輸出戦略も含めたユズの振興につきまして、力強い県の御支援をこれからもよろしく願いしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○上田(周)副委員長 以上をもって、野町委員の質問は終わりました。

ここで15分間休憩をいたします。

午後2時47分休憩



午後3時再開

○**浜田(英)委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

加藤委員。あなたの持ち時間は35分であります。御協力をよろしくお願いいたします。

○**加藤委員** 自由民主党の加藤漠でございます。執行部の皆様、連日の質問戦、お疲れさまでございます。

きょうは35分間お時間をいただきましたので、知事の政治姿勢について、それから教育について、そして少子化対策についてお伺いをさせていただきたいと思いますが、まずその前に、災害対策、洪水対策についてお伺いをさせていただきたいと思います。

先月、記録的な大雨に見舞われました茨城県の鬼怒川、そして宮城県の渋井川で堤防が決壊して住宅地が広範囲で浸水をいたしました。被災された皆様方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、お見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を心から願ってやみません。先日は、被災地に天皇皇后両陛下がお見舞いなされたということでございまして、さぞ被災地の皆様方も励ましを受けたんじゃないかと、このように思っておるところでございます。

あの津波のような洪水が流れ出すシーンをテレビで、ヘリコプターに乗って自衛隊が救出する、あの映像、固唾をのんでははらしながらごらんになった方々も多かったんだというふうに思います。近年は、今まで経験したことがないというような表現で大雨が降る傾向が続いてきております。本当にあんな大雨が高知県に降ったら大丈夫やろうか、うちの近所に降ったら大丈夫やろうか、こういう御不安の思いでご

らんになった方々も多いというふうに思います。

高知県の河川整備を進めていく中で、洪水対策の状況について県民の皆様方にわかりやすく土木部長のほうから御説明をまずいただければと思います。

○**福田土木部長** 洪水対策といたしまして、県は過去に大きな浸水被害が発生した箇所を優先しまして、地元自治体と連携しながら一定の安全度を目指して河川整備を進めているところでございます。しかし、このたびの鬼怒川などの被害を見ましても、ハード対策で全てを防ぎ切れるものではないと痛感をしております。想定外の雨に備えたソフト対策、その中でも住民の皆様的確な避難につながる情報提供が重要と考えております。そのため、避難判断の目安となる氾濫危険水位の見直しや、水位観測施設それから河川監視カメラの増設を市町村と連携して進めております。

今後も河川整備を推進するとともに、市町村の行う水防活動や避難指示が的確かつ迅速に行われるよう情報提供を充実させるなど、ハード、ソフト両面の対策を実施し、被害の防止、軽減に努めてまいります。

○**加藤委員** ありがとうございます。

今回の豪雨被害については、ハードもそうでございますが、避難誘導についても課題が残りました。堤防が決壊した鬼怒川の周辺に避難指示が出されたのは決壊した後だったというような報道もされているところでございます。津波であれば、揺れが来て一目散に高いところに逃げればいいと、こういう指針が明確にあるわけでございますし、たび重なる訓練もしておるところでございますが、大雨、それから洪水になるとどこの地域が危ないのか、夜家にいるときなんかは家に待機していたほうがいいのか、それとも夜大雨が降る中で避難所に逃げたほうがいいのか、こういう判断に迷うケースというの

も出てくるかというふうに思います。

今回の豪雨災害を受けて、今後水害についての避難対策を高知県としてどのように進めていくのか、こちらは危機管理部長に御答弁をいただきたいと思います。

○野々村危機管理部長 豪雨等の水害から住民の皆様は安全に避難していただくためには、避難勧告等の避難情報をタイミングよくお知らせするということが非常に重要だと考えております。その場合、避難しなければいけない地域とか、避難場所へ行くのか、自宅にとどまるのかといった避難の方法も明確に伝達する必要があると考えてございます。これまで内閣府が作成しました避難勧告等の判断や伝達に関するガイドライン、これに先ほどお話がありました2階への垂直避難をどうやって活用するかというようなことが示されてございますが、それに沿って避難勧告等の発令基準やその範囲などを定めるマニュアルの作成について、説明会を開催するなどして市町村の取り組みをお願いしてきたところでございます。

今後も、河川からの越水等により大きな被害が想定される市町村に対しましては、土木部とも連携しながら氾濫区域や氾濫危険水位の設定など河川の特性に応じたマニュアルづくりというのをしっかり後押ししていきたいというふうに思っております。

○加藤委員 ありがとうございます。

これまでも高知県は、平成13年の西南豪雨であつたり1998年の98高知豪雨であつたり、数々の豪雨災害にさいなまれてきて対策も強化をされてきたというふうに感じております。しかしながら、まだまだ未整備区間が多い河川もあるわけでございますので、引き続きハード、そしてソフト両面での対応をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

さて、知事にお伺いをしてまいりたいと思

ますが、今回の予算委員会は、私にとっては2期目初めての予算委員会の機会でございます。知事にとっては2期目最後の予算委員会の機会となるわけでございます。

私が4月の選挙戦でお訴えをしたことは何か。それは、皆様方の御不安の声に今政治が応えていかなくてはならないということを訴えさせていただきました。それは、やはり中山間に行けば行くほどそうでございますが、少子化が進んで、高齢化が進んで、人口減少が進んで、どんどん人はいなくなっているのを、我々は生活の実感として感じております。隣近所に空き家がふえて、小中学校の統廃合も経験しました。本当に高知県はこのままだうなるがやろう、人がおらん一方やないか、そういう御不安の皆さん、漠然とした本当に将来に対する不安の声をお持ちでいらっしゃる。それにしっかりと応えていくことが大切なんだということの気持ちでお訴えをさせていただきました。

そういう意味では、今回議会にも御報告をいただきましたが、50年後の人口ビジョンを示した、そしてその人口ビジョンを達成するための総合戦略で方向性も示した。これは、私は本当に大きな第一歩だというふうに思っております。

尾崎県政になって、さまざまな指標というものにも成果があらわれてきたと思っております。先日も有効求人倍率0.98、過去最高を更新しております。100人仕事を探している方がいれば、98人分の仕事が出たというところまで実数が上がってきた、確実に雇用がふえてきたということであると思います。雇用だけではなくて、いろんなところに成果が出てきた。私は、それとあわせて目標をしっかりと示したということは、本当に大きな成果であるというふうに思っております。

また、国においては安倍政権、しっかりと国

家の目標を立てて政権運営を行っております。先月24日の記者会見で、少子化に歯どめをかけて、50年後も1億人規模の人口をしっかりと維持していくと、これを国家の目標として達成していくんだということを明言されたわけでございます。そのためには、まずは経済最優先と。これはもう1期目のときとも変わっておりません。まずは、デフレから脱却すると。年金であれ医療であれ介護であれ、福祉をしっかりとしていく、子育てをしていく。全ての原資、やっぱり経済が成長しないと、財政がしっかりとしないと、そこに手だてもできない。あるいは、外交にしる防衛にしる、経済があってこそ日本の国力が出てくる。まずは経済なんだと、そういうことでございます。

その記者会見の中で私が特に注目をしたこと、それは総理が地方創生についておっしゃったことでございます。何とおっしゃったかといいますと、「高速鉄道によって北から南まで地方と地方をつないでいく。日本全国が大きな一つの経済圏に統合されることによって、それぞれの地方にダイナミックな成長のチャンスが生み出される。地方創生の大きな起爆剤となると考えています」と、このように総理がおっしゃったわけなんです。

地方創生というのは、確かに地方のやる気であったり、地方自治体それから地域の頑張りであるというのは、もうまさに大前提だというふうに思うんですが、やはりこの東京一極集中の流れを変えていこう、地方から都心に、都会に出ていく人の流れを変えていこうということであれば、構造的な課題というのも確実に変えていかなくてはならない課題だと思います。企業が東京に集中している、大学が東京に集中している、あるいはインフラが都市に集中している、こういうところに手をしっかりと入れて、日本全体のあり方を変えていくということがまさに

地方創生にこれから求められることだと思います。

そういう意味で、このインフラということに注目して地方創生について総理がおっしゃったこと。私は、これまでも新幹線、高速鉄道ということに関しては四国に導入をしてほしいということで、議会としても4県の議連であったりあるいは議長会であったり、さまざまな機会を通じて要望をしてまいりました。尾崎知事に関しても、4県の知事会あるいは経済団体、国会議員の方々と一緒になって活動されてこられました。

今回の総理の発言を聞いて、私は少し雰囲気が変わってくるんじゃないかなと、このように期待もするところでございますが、現在の知事の手応えを率直にお聞かせいただければと思います。

○尾崎知事 御案内のように、地方創生の議論をしていくときというのは、時間軸を大事にして議論をしていくことが非常に大事だろうと、そのように思います。地方創生をなし遂げていかなければならないというのは、まさに今の課題でありまして、そして四国新幹線などという超大規模インフラの話、これはもう何十年後の話であります。何十年後の高知県をにらんで、この四国新幹線に向けた取り組みを進めていくということは極めて大事だと思います。他方で、残念ながら現段階において、このインフラ整備がおくれておるといふハンディキャップのもとであったとしても、どう高知が生き抜いていくのか、そのための地方創生の取り組みを今の一定の条件の中でやり抜いていかなければならないと、そういう関係にあるのかなと、そのように思っています。

今回、安倍総理がこのように御発言をいただきました。恐らく整備新幹線が函館まで延伸をしていくことなどもにらんで今後南北の鉄道が

結ばれていく、そういう時代が来るのだということをお話をされ、来年函館延伸になりますから、そういうことを視野に入れておっしゃられたんだろうというふうに思います。

我々は、今のインフラ条件の中で何をやるのかということと将来をにらんでこの四国新幹線の議論をどう積み重ねていくか、何十年後に効果をもたらしていくためにどうしていくのか、この点について両方の取り組みを平行に進めていくということではないのかなと思います。いずれにせよ、総理の御発言というのは我々にとっては温かい方向に向いてくる、そういう話かなと、そのように思います。

○加藤委員 ありがとうございます。

もう時間軸のお話、全くそのとおりだと思いますね。今できること、それから50年後の人口ビジョンということでございますので、やはり長期の期間を見据えてやっていくと、この両面が必要だというふうに思っております。

私は、この新幹線、以前もこの議会でも議論させていただきましたけれども、本当に強い危機感を持っています。といいますのが、2020年に東京オリンピック・パラリンピックがあって、今東京に投資が進んでおります。その7年後に東京から名古屋までリニアが開通をするわけですね。その後、大阪まで開通をする。この区間が約1時間で結ばれるわけですね。この区間というのは、人口が6,000万人から7,000万人以上います。国際空港も4つあります。そして、国際戦略港湾というのも2つあります。つまり世界でも最大規模の大都市になるわけなんですね。この世界でも大規模の日本の本当に成長のエンジンとなると。北海道に来年の3月までに新幹線が乗り入れて、ことしは北陸新幹線が富山、金沢まで乗り入れました。北海道から九州の鹿児島までずうっと新幹線というネットワークで、

この大きな心臓部分とつながると。そういう未来を考えたときに、やっぱり四国はこのまま本当に置いていかれるんじゃないか、こういう切実な危機感を持っています。

もちろん今すぐという話ではありません。整備が決まったとしても10年、20年という先の話でございますけれども、こういう長期のスパンで考えたときに、まずできる第一歩から取り組んでいくということも必要だというふうに感じるわけでございますが、今後取り組みをいかが進めていかれるか、御所見をいただければと思います。

○尾崎知事 この四国の新幹線の課題についてということ言えば、先ほどおっしゃられたとおり、いかにして大きな経済圏と高知県というのを物理的な距離としても短縮させていくのかということを経済圏としていろいろ考えていかないといけない。8の字ネットワークなんかもそのための有効な手段であって、御案内のようにもし完成すれば、宿毛から大阪までが6時間で結ばれる。完全な経済圏域に入ってくるということになるわけがあります。

そういう取り組みなんかを進めていくということになるんだろうというふうに思いますが、この四国の新幹線については、経済的距離を大都市圏と縮めるということに加えて、もう一つ非常に大きな課題が私はあると思っています。それは、JR四国の経営について、その強力なやっぱり収益源を将来にわたって、人口が減っていくときにあっても持たせていくということが大事。これは、すなわち在来線の維持にもつながっていく問題だと、そのように考えています。そのためにも、この四国の新幹線、もっといえは四国の高速鉄道化という問題について真剣に取り組んでいくときだと、そのように考えております。

残念ながらまだまだ、私も全国のほかの新幹

線の事例について仕事で担当したことがございますけれども、さらにもっと全国としても理論武装を強化していくべき段階にあるのではないかと、そのように考えておりました、今四国4県の皆さんともそのお話をしていますし、みんなそういう形で知恵を出そうという形になってきつつあるところでありますから、大いに理論武装を強化していくと、そして皆さんの理解を得ていくようにまた活動もしていくと、そういうことなのかなと、そう思っています。

○加藤委員 ありがとうございます。

現在取り組んでいる産業振興計画に加えて、将来的に、もうこの新幹線の整備が決まれば、民間投資も進みますし、私はこの拡大再生産、力強い拡大再生産というのはもう間違いなしだというふうに思いますので、ちょっと将来の長い話かもしれませんが、今からできることを一緒に取り組んでまいりたいというふうに感じております。

次に、教育についてお伺いをさせていただきたいと思います。

きょうは、教育の中でも生徒指導上の諸問題についてお伺いをさせていただきたいというふうに思いますが、まずは高知県の現状認識を教育長のほうから御説明いただけますでしょうか。

○田村教育長 平成26年度問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によりますと、小中学校の暴力行為と不登校については増加傾向にございまして、全国平均と比較しても極めて厳しい状況が続いております。高等学校における不登校と中途退学につきましては、改善傾向にありますけれども、全国平均との差は大きく、依然として厳しい状況にあるというふうに認識しております。

○加藤委員 私は先日の新聞報道を見て驚いたんですね。小中学校不登校率、全国ワーストワン、小・中・高校の暴力行為の発生割合が全国ワースト2位、そして高校の中途退学率が全国ワースト3位と、いずれも全国ワースト上位となったという報道でございました。いじめの発件数については今月下旬に発表があるということでございますけれども、高知県の教育は本当に厳しいかと、こんなに厳しい現状があるのかというふうに感じたところでございます。

私は、これは本当に学校現場からのSOSだと思えますよね。児童生徒も、この不登校なんていうのは学校に行きたくてもなかなか行けない、いろんな意味で悩みを抱えている生徒さんだと思います。御家庭にしても、何とか復学をしてほしい、学校に行ってほしい、そう思いながらお父さん、お母さんは切実な思いで毎日過ごしていらっしゃると思います。先生にしても、自分が授業をしているその教室の中で、毎日同じ席があいている、そういう状況で何とかこの子供たちに来ていただけないか、もう毎日思いながら、私はこの学校教育の現場が悲鳴を上げているんじゃないか、このようにも感じたところでございます。

けれど、学校ももちろん何もしていないわけではありません。生徒指導、本当に皆さんお忙しい中、頑張っていると思って、私が先日お聞きをした事例では、御家庭まで行って御家庭の掃除を一緒にした。本当にそれぐらい厳しい御家庭の環境があったんだ、こういう話もお伺いをいたしました。

不登校の原因というのは、さまざまあります。厳しい御家庭の環境もあるでしょう。いじめがきっかけのこともあると思いますし、学校の勉強がわからなくて毎日がつらい、そういう思いを持って、いろんな思いが絡み合っただけで学校に行けていない、そういう現状があるのかというふうに思うわけなんです。

マニュアルもない、どうやって対応していいかわからない、そういう状況で先生は本当に

御苦労されて対応されていらっしゃるわけなんですけど、御家庭にどうしても原因がある場合というのは、なかなかそこまで支援の手が届きづらいという現状もあります。その御家庭への支援というのを、もっと積極的にやっていく必要があるんだろうというふうに私は思います。

もちろん、学校内での対応はしていかなくてはなりませんし、学校外での関係機関とも連携して、そういった支援をしていく体制づくりが必要なんじゃないかというふうに感じるわけですが、どのようにこの不登校の課題、取り組みを進めていくのか、教育長に伺います。

○田村教育長 不登校への対応といたしまして、各学校ではその未然防止のために児童生徒に肯定的な声かけを行うですとか、子供たちの安心した居場所となる学校づくりに努めております。そして、気になる児童生徒については、学校支援会議で対応を協議して、組織的に支援しております。

そういったことにもかかわらず不登校になった場合は、心理の専門家であるスクールカウンセラーが背景や要因について分析し、発達障害などの懸念があるときには医療機関につないだり、あるいはお話があった家庭に課題がある場合には、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを中心に児童相談所や福祉機関と連携するなど、一人一人に寄り添った支援を行っています。このスクールソーシャルワーカーについては、今年度大幅に増員をしているということでございます。またケースによっては、市町村に設置されている教育支援センターや県の若者サポートステーションのほか、NPOやボランティア団体とも連携し、相談、学習支援等を行っております。

今後県といたしましては、生徒指導を担当する教員や関係機関が一堂に会する研修会などにおきまして、各機関の活動内容について相互の

理解を深めるなど、連携体制をさらに充実させてまいりたいというふうに考えております。

○加藤委員 地域福祉部長、いかがでしょうか。

○井奥地域福祉部長 児童相談所におきましては、不登校の子供についての相談があった場合、学校とも連携を図りながら児童福祉司や児童心理司による専門的な支援に努めております。中でも、学校だけでは対応が困難な厳しい環境に置かれた子供たちへの対応といたしまして、何よりも深刻な状況に陥る前に地域における見守り体制などを通じた早期からの対応が欠かせないものと考えており、非行問題では高知家の子ども見守りプランの取り組みで民生・児童委員などと小学校、家庭が連携した地域での見守り活動の仕組みづくりを県内の小学校単位で進めているところであります。今後はこうした仕組みなどの活用も検討していく必要があるのではないかと、そのように考えております。

○加藤委員 それぞれ御対応を強化していただきたいと思いますが、やはり家庭教育への支援というのは本当に一つの大きな課題だと思うんですね。中学校の生徒さんが不登校になるケースの半分近くは、やっぱり小学校からそういう傾向がある、そういう課題がある生徒さんだというふうにも言われておるわけでございます。基本的な生活習慣であったり、自尊感情であったり、そういったことが育まれていくというのは、やはり小学校低学年、もっと言うと就学前の教育、こういうところが重要なんだというふうに思うんですね。そういう対症療法的な支援もしっかりとしながらも、未然防止の家庭への御支援あるいは地域で取り組む支援というのに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

私、先日学校を訪問させていただきまして、教室も拝見をさせていただきました。高知県の教育は、本当に初め平成19年に全国の学力テス

トあるいは体力テストをやったときに、厳しい状況からスタートをしたと思います。4年前にも同じ学校に行ったところもあったわけですが、高知県の教育は確実に私はステージが変わってきたんだというふうに思います。4年前にお伺いをしたときは、正直に申し上げまして学級が荒れているところもあったんですね。授業を聞く態勢がなかなかできていない厳しいクラスというのもありました。けれど、今回お伺いをしてみて、間違いなく授業を聞く態勢、学校に落ちつきというのが出てきたというふう感じたところでもございました。それは、学校の先生方の環境を初めいろんな御努力、それから保護者、生徒の努力だと思います。

けれどもその中で、学校には来ているんだけど授業を受けていない生徒さんもいらっしゃる。授業は受けているんだけど、みんなが一生懸命勉強している、1人離れて漫画の本を読んでいる生徒さんもいらっしゃる。やっぱり、何とか来た生徒がこれから不登校になるのかどうなのか、何とか学校に行かないかんという思いで行った生徒をしっかりと支える体制ができるかっていうのは、学校の役割が非常に大きい。もちろん教員の役割というのが非常に大きいというふうに思います。

提案説明の中で知事は、先生方の授業力を組織的に高めていくというお話をされました。もう本当にそのとおりだと思うんですよ。授業が楽しければ、学校が楽しければ、この本当にどっちに行くか今後わからない、もう本当に厳しい中でも学校に来ているという生徒が救われるかもしれない。あるいは、不登校とかそういう問題だけではなくて、学力であったり体力であったり、いろんなところにこの授業力の向上というのが間違いなく波及していくんだというふうに思うわけでもございます。

午前中の質問にもあったんですが、どうして

も先生が授業に専念をしようと思っても、御家庭とのコミュニケーションであったり生徒指導上の取り組みであったり、あとは部活であったり書類の作業であったり、さまざま忙しい中で先生方も日々朝から晩まで働いていらっしゃる、そういう実態もあろうかと思えます。

しっかりと教育活動に専念できる環境というのを整えていくべきであるというふうに思いますが、教育長にその点をお伺いしたいと思えます。

○田村教育長 昨年の6月にOECDが中学校の教員を対象に実施した調査におきまして、1週間の勤務時間は参加34カ国中最長で、日本の教員の多忙化が指摘をされました。このような状況を踏まえまして、文部科学省においてチーム学校の構想について議論されているところでもございまして、業務改善を行う上での基本的な考え方、改善の方向性を示したガイドラインが作成され、公表されたところでございます。

本県におきましても総合教育会議の中で、校長のリーダーシップのもと、外部の専門スタッフの活用ですとか地域の力をおかりしながらチーム学校として組織力を向上させることで、教員が授業や子供への指導に一層集中できる環境の整備について議論がされております。

県といたしましては、今後総合教育会議の議論も踏まえまして、教員の専門性の向上を図るとともに、教員に加えて多様な専門スタッフを配置し、また地域の人材も活用しながら、さまざまな業務を連携、分担してチーム学校として職務を担う体制を整えることにより、教員が一人一人の子供と向き合い、それぞれの状況に応じた教育を行うことができるように努めてまいりたいというふうに思えます。

○加藤委員 チーム学校はしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

生徒指導上の諸問題もそうなんですけれども、

県教委が目標として掲げている学力の向上であったり体力の向上であったり、こういった重点目標でしっかり数値を掲げているわけですので、これを現場の皆さんがしっかりと共有して、同じ方向に進んでいくということが非常に重要なんだろうと思います。

県教委が示した目標を、各市町村の教育委員会が共有して、さらにはチーム学校のこれからの長になる校長先生が共有して、なおかつ現場の先生方が同じ方向に向かって進んでいく。こういう体制をしっかりと構築して、その上でP D C Aサイクルを回していくと、こういう体制整備が必要であるというふうに思いますが、最後に重点目標の達成に向けた教育長の決意をお伺いしたいと思います。

○田村教育長 教育委員会では、これまで教育振興基本計画重点プランを策定いたしまして、知・徳・体の分野ごとに目標を掲げて、市町村教育委員会や学校とその目標を共有しながら取り組みを推進してまいりました。こうした取り組みの結果、小学校の学力や小中学校の体力の育成などでは、一定の成果が上がってきているというふうに受けとめております。

現在、教育の大綱や次期教育振興基本計画の策定に向けて総合教育会議で議論を行っておりますが、大綱等に盛り込もうとする施策を効果的、効率的に推進し、教育課題の解決や目標の達成につなげていくためには、お話がありましたように市町村教育委員会ですとか学校現場の理解とベクトルを合わせた取り組みの推進が欠かせません。このため、市町村教育長や校長会等に対しまして、大綱などの検討状況を御説明する機会を設けておりますし、次期教育振興基本計画の策定に当たっては、県内の教育関係者の御意見を聞く場も設けていきたいというふうに考えております。

また、大綱などの策定後は、市町村教育委

員会や学校現場への御説明の機会を積極的に設けるとともに、市町村教育委員会や学校現場の声も十分にお聞きしながらP D C Aサイクルをしっかりと回していきたいというふうに考えております。

○加藤委員 御答弁ありがとうございました。

それでは、少子化対策に移ってまいりたいと思います。

少子化対策は、これまでも県では少子対策課を設置して、出会いのきっかけづくりから結婚、それから妊娠、出産、子育てと、もう切れ目のない対応をずっととってきたというふうに認識をしております。出会いのきっかけ、婚活パーティーから独身者のスキルアップ研修、身だしなみであったりとか声のかけ方の研修と、こういう本当に徹底した支援をこれまで行ってきたというふうに思っております。今議会の補正予算にも少子化対策の予算が組まれているところでございます。

まだまだ高知県の出生率は厳しい現状もありますが、これまで行ってきた上で成果や課題も見えてきたというふうに思います。今後、その効果があったことも含めてどういったところを強化していくのか、地域福祉部長に御答弁をいただきたいと思います。

○井奥地域福祉部長 少子化対策におけます子育て支援の取り組みでございますけれども、例えば延長保育事業におきましては平成21年度の89カ所から26年度には105カ所に、放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校の割合につきましては平成21年度の71.3%が26年度には93.4%となるなど、子育て環境の充実が図られてきております。

他方で、県民意識調査の結果などによりますと、未婚者の約8割の方が結婚の希望を持っておりますものの、男性の4.5人に1人、女性の8人に1人が50歳時点で未婚でありますし、第1

子を希望する年齢の現実と理想との間には乖離が生じますなど、未婚化、晩婚化への対策が喫緊の課題だと認識しております。

このため、県民の皆様の希望をかなえることを最優先に、より多くの独身者の皆様の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をいかに早くかなえていくのかといった観点から、少子化対策の抜本強化に取り組むこととしております。

加えて、理想の子供の人数と予定する子供の人数との間にギャップが生じておまして、その解消に向け男性の積極的な育児参加を促進するワーク・ライフ・バランスの推進をいたしますとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減策などについて、年末の国の予算編成などに向けまして働きかけを強めてまいりたいと、そのように考えております。

○加藤委員 ありがとうございます。しっかりと継続して取り組みを行っていただきたいと思っております。

最後に、知事の家族の価値観についてちょっとお伺いをさせていただきたいと思うところがございますが、この少子化対策の中で、もちろん子供を育てるには経済的な負担が伴います。あるいは自分の時間がとられるということもあると思います。しっかりと子育て対策も取り組んでいかないといけないんですが、それと同時に経済的な価値を超えた、やっぱり家庭を持つこと、子供を育てることの魅力というの我々しっかりと伝えていかなくてはならないと思うところがございます。

幾ら支援を頑張っても、家族をつくる魅力というのが伝わらなければ、私は少子化対策、本当に大事なところが抜け落ちてしまうんじゃないかと、このように思うところがございますが、最後に知事の家族観についてお考えを伺えればというふうに思います。

○尾崎知事 私、全国知事会で少子化対策の担当、

プロジェクトチームのリーダーになってから歴代3人の少子化担当大臣とずっとおつき合いをさせていただいてまいりました。この中で、しつこく強く訴えたのは、国策の中心に少子化対策を据えてくださいということと、もう一つ少子化対策イコール子ども・子育て支援ではないと。もっと言うと、初婚行動に非常に大きな原因があると言われている。ですから、できるだけアーリーステージに対応するような施策を講じてもらいたいと、この2つを強く訴えてきたところであります。

ライフプラン教育をしっかりとやっていくとか、そういうことなども非常に大事。家族をどうするか、これは最後は個人の自由でありますけれども、持たれた方はこのように幸せに暮らしておられる方もおいでになりますよということをしつかり御紹介することも大事。医学的知識をお伝えすることも大事。早い段階にお伝えすることが大事、そのように考えています。

○加藤委員 丁寧な御答弁ありがとうございます。

高知家はみんなが大家族でございますんで、幸せな県を求めて頑張ってもらいたいと思っております。ありがとうございました。(拍手)

○浜田(英)委員長 以上をもって、加藤委員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩をいたします。

午後3時35分休憩



午後3時41分再開

○浜田(英)委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

石井委員。あなたの持ち時間は30分でありま

す。御協力よろしくお願ひいたします。

○石井委員 失礼します。県民の会の石井でございます。お許しをいただきましたので、御質問をさせていただきたいと思ひます。初めての経験でございますので不十分な点もあろうかと思ひますけれども、執行部の皆様よろしくお願ひを申し上げます。

まず初めに、南海トラフ地震対策について質問してまいります。

現在、平成25年度から27年度末に向けて第2期の南海トラフ地震対策行動計画において、揺れの対策であったり津波の対策といった226項目の多岐にわたる項目を掲げて、その改善と完了に向けて取り組まれております。この行動計画、見せていただきましたけれども、大変きめ細かな計画であるというふうに認識をしております。行動計画のイメージ図の中でも、「命を守る」、そして「命をつなぐ」、そして「生活を立ち上げる」として主要な項目の位置づけが非常にわかりやすいというふうに私も見せていただきました。

特に津波避難の対策等は、これまでの予算配分の増額も含めて着実に進捗をしてお聞きしておりますが、この第2期行動計画、残り半年余りでございますけれども、その見通しも含めて、この主な項目の進捗見込みを危機管理部長にお伺ひいたします。

○野々村危機管理部長 第2期南海トラフ地震対策行動計画の進捗状況についてですが、先ほど言われました「命を守る」、「つなぐ」、「生活を立ち上げる」の各ステージごとで御説明いたしますと、「命を守る」ステージの対策の進捗状況でございますが、まずは津波から命を守る対策に最優先で取り組んできたことで、例えば津波避難路・避難場所、津波避難タワーなどの津波避難空間の整備は約90%に達し、完成のめどが立ったところでございます。また、保育所や幼稚園などの高台移転が13施設で完了するなど進展し

てございます。次に、このステージの揺れ対策といたしましては、保育所、幼稚園や小中学校など公共施設の耐震化や室内の安全確保対策がおおむねこれも完了いたします。また、地震火災対策につきましては、市町村が地震火災対策に取り組むための指針を作成し、これにより、具体的な対策に着手したところでございます。

次に、「命をつなぐ」ステージの進捗状況でございますが、発災後3日間の応急期初期の対策に本格的に着手したことで、早期の救助救出に必要な体制整備が大きく前進しております。例えば、災害時医療救護計画を改定し、あわせて地域ごとの行動計画の策定に着手しておりますし、また総合防災拠点の設備の整備も完了します。全ての応急活動の前提となります道路啓開計画の策定、これも完了いたします。

次に、「生活を立ち上げる」ステージの対策の状況でございますが、速やかな復旧・復興に向けた事前準備に着手しております。発災後つくらなければならない県の復興方針のベースとなります復興の基本的な考え方として検討すべき事項を整理しております。また、復興まちづくりの手続を整理した都市計画の指針の策定も完了いたします。

以上です。

○石井委員 ありがとうございます。おおむね順調に進捗している課題とまだまだこれから取り組むべき課題が残されているという現状だというふうに思ひます。

この第2期行動計画策定時に掲げた減災目標というのがございまして、残された期間、全力でこの目標に向けて取り組んでいただきたいというふうに思ひます。この減災目標ですが、第2期行動計画、この中の人的被害のところに4万2,000人というふうにありますけれども、これを津波避難意識の向上、津波避難空間の確保、住宅耐震化率の向上などを推進しながら死者数

を3万1,000人減する1万1,000人の目標を掲げております。

この減災目標に取り組む中で、さまざまな課題が見えてきたというふうに思いますけれども、そちらについて危機管理部長にお伺いをいたします。

○野々村危機管理部長 まず、第2期行動計画の減災目標です。

この第2期行動計画の対策の進捗目標は、先ほどお話にもございました、耐震化率を74%から77%に、津波の早期避難意識率を20%から100%に、津波避難空間の整備率を24%から100%にするということとしておりまして、これによる人的被害の軽減でございますが、建物の倒壊によるものが5,200人から4,900人に、津波によるものが3万6,000人から5,500人に、その他が890人から600人に、合わせて先ほどもお話にありました4万2,000人から1万1,000人に軽減すると想定して対策を進めてきております。

第2期の計画では、特に津波からの避難対策を最優先で取り組んできておりますが、そこから見えてきた主な課題といたしましては、地震対策の一丁目一番地である住宅の耐震化、これを進めなければ今後人的被害を大きく減らすことが困難ということが改めてわかりました。

また、ハード対策としての津波避難空間の整備はおおむね完了する予定ですが、次はソフト対策として、現在南海トラフ地震対策推進地域本部が中心となって市町村や地域と一緒に実施している現地での点検を通して、実際に一人一人が確実に逃げられるようにしなければなりません。そのための課題といたしまして、県民の皆様が自助ではできない部分は地域で協力し合って共助で補い合いながら、要配慮者も含めた訓練を繰り返し繰り返し実施していただくことで、避難の実効性を高めていくということだと思っております。こういった課題がいろいろと洗い

出されております。

○石井委員 この、命を守る対策というのは、完了できる項目とさまざまな整備事業など地震発生まで継続して取り組むべき課題もあろうかと思えます。県民の皆様命を守るというのが主要命題だというふうに私は思っております。この減災目標の一番下のところにも、死者数を限りなくゼロにというふうな目標がございます。将来目標に向けてさらなる取り組みの拡充を求めておきたいというふうに思います。

そして来年度に向けて、第3期の行動計画を策定予定であるというふうにお伺いをしております。この第3期南海トラフ地震対策行動計画の策定までのスケジュールについて危機管理部長にお伺いいたします。

○野々村危機管理部長 策定のスケジュールでございますが、8月には第2期行動計画の総括としての進捗状況の確認というのは終えております。現在、この総括を踏まえ、新たな課題への対策でございますとか、発災直後から応急期にかけて国が行う被災地支援の活動を定めた計画というのが本年3月に示されておりますが、それに関連して必要となる県の対策など、第3期行動計画に新たに位置づける対策の検討作業を進めておりまして、年内には具体的な取り組みを取りまとめる予定でございます。これと並行いたしまして、総括に基づきます第2期行動計画の進捗による減災効果、どれくらい進んだかということ算出しているところでございます。

今後、第3期行動計画で取り組む対策ごとに設定する目標値というのが出てきますが、それに基づく減災効果を、年明けをめどに算出する予定でございます。対策の取りまとめと減災目標をあわせてパブリックコメントを実施し、年度内には行動計画として策定する予定でございます。

○石井委員 これから具体的な内容についても精

査をしていき、今年度中にということでございますけれども、この第3期行動計画につきましては、私自身は「命を守る」の次の「命をつなぐ」、そして「生活を立ち上げる」、この対策の充実に向けて期待をしております。

先ほど答弁にもありました、復興の基本的な考え方の整理というのが第2期行動計画の中にもありますけれども、県民の皆様の声として、東日本大震災の現状を捉えて考えたときに、南海トラフ地震からの復興も長期化するのではないか、生活はどうなるのかといった漠然とした不安を抱えている方がたくさんいらっしゃいます。この南海トラフ地震対策の全体イメージの中に、「復興をイメージする」というものがございます。これも非常に私もわかりやすいと思っただけですけれども、全体イメージの中の左側に、「復興をイメージすることで、事前の備えの重要性が明確になる」というふうにございます。まさにそのとおりであるというふうに思っております。そして、復興というのは行政だけでなし得るものではないということをございまして、多くのお力をおかりしながら県民総出でなし得ていくものだというふうに思っております。そういった意味におきましては、県民の皆様のさらなる意識啓発というのが欠かせないことだというふうに思っております。

そこで、この南海トラフ地震について、地震の発生から一体どこに避難をして、避難生活はいつごろまで続くのか、仮設住宅の生活がどこまで続いていくのか、最終的な復興はいつごろになるのか、どうすれば迅速な復興が行えるのか、こういった全体イメージというものを県民の皆様に知ってもらうこと、理解してもらうこと、そして共有することが何よりも必要であるというふうに考えますが、この理念について知事の御所見をお伺いいたします。

○尾崎知事 その全体イメージを県民の皆様にイ

メージしていただけるようにしっかりとお伝えしていくということ、これは御指摘のとおり極めて大事なことで、そのように思います。今さまざまな施策を展開していく中で、常日ごろ私どもの中で旨としておりますのは、津波避難対策というのは避難タワーの上に上がって終わりではないと、例えばそういうことだろうと思います。避難タワーの上に登って、寒空の中で6時間津波が終息するまで待っていないといけない。その後、そこをおりて、まだ瓦れきが積み重なっている中をかき分けていって何とか避難所までたどり着かないといけない。みんな、場合によたらぬれている、油もかぶっているかもしれない、そういう状況の中で避難所の生活というのを立ち上げていかなければならない、などなどということはずうっとイメージしておけば、あらかじめ何をしておくべきなのかということが見えてくることになるのだろうと、そのように思うわけであります。

多くの皆様の御協力を得なければならないからこそ、そしてまた先々にわたって本当に一つの関門をクリアしても2つ目、3つ目、4つ目、5つ目と色々な関門があるからこそ、全体をしっかりとイメージしていただくということが大事だと、そのように思っています。御指摘のとおりだと思いますので、そういうイメージをしっかりと県民の皆様にお伝えできるような対策を考えていきたいと、そのように思います。

○石井委員 ありがとうございます。私もそのとおりだというふうに思います。

この県民の皆様に提示するイメージというのが具体的であればあるほど、被災後もより効果的な復興というものが行える、道筋ができるものだというふうに考えております。特に、「生活を立ち上げる」といった復興に向けた取り組みの項目は、これから議論になって各部局にまたがって大変な課題だというふうに思いますけ

れども、同時に重要な課題であるというふうにも考えております。

そこで、これから積み上げていただきます第3期行動計画の策定に当たって、地震の発生から「命を守る」、「命をつなぐ」、そして「生活を立ち上げる」、この復興までのプロセスをイメージできるもの、つまり県民の皆様の意識啓発をより具体的に促すことのできるツール作成、そういったものを検討していただきたいのですが、危機管理部長に御所見をお伺いします。

○野々村危機管理部長 第2期行動計画では、命を守ることを最優先に、発災直後を中心に応急期初期までの対策を主眼に進めてきておりました。県民に対する啓発も、そういうところを中心にやってきたところがございます。第3期行動計画では、応急期後期の取り組みというのを本格化させていきますし、復興・復旧期の対策にもあわせて取り組むこととなってきます。当然、啓発の内容もそれに合わせて拡充していく必要があるというふうに思っております。そのため、学校や自主防災組織の学習会の場なんかで活用いただける、例えば復興までのプロセスをイメージできる啓発リーフレットでございますとか映像など、県民の皆様にわかりやすい啓発ツールを作成したいというふうに考えております。

○石井委員 ありがとうございます。ぜひ映像等でわかりやすいイメージできるものの作成を要請しておきたいと思っております。この復興の全体像がイメージできたときに県民の皆様の意識啓発がより促されることにつながるというふうに思いますし、自主防災組織の議論もそれをもとに活発化するのではないかとこのふうにも思います。

そして、何より死者数、負傷者数というのは少なければ少ないほど早期の復興がなし得るんだというふうに思っております。きょう下村

委員、そして野町委員からもありましたように、最初に申しました主要命題である「命を守る」、この取り組みが早期復興に向けて何よりも重要なんだと、そういう思いを県民の皆様と共有することにつながるんだというふうに思っています。そうすれば、先ほども課題だと言われておりました住宅耐震化率のさらなる向上や地域ごとの課題が浮き彫りになってきて、実質的で効果的な対策を講じられるというふうに思っておりますので、そういう観点からぜひとも第3期南海トラフ地震対策行動計画の策定を行っていただくように要請をいたしたいと思っております。

次に、日本一の健康長寿県を目指す高知県の取り組みについてお伺いをしてまいります。

高知県は、100歳以上の高齢者率が全国で一、二を争う長寿県でございます。しかしながら、高知県の2010年の平均寿命は、厚生労働省の公表において男性で78.91歳、全国第42位、女性が86.47歳で第21位です。そして、健康寿命と申しますと、男性69.12歳、全国第46位、女性は73.11歳で第36位となっております。平均寿命と健康寿命の差は男性で9.79歳、女性で13.36歳と、全国平均よりも健康上の問題で日常生活に影響のある期間が長い、そういう現状にあります。年々、平均寿命、健康寿命も延びてきておりますけれども、知事の提案説明にもありましたように、働き盛り世代の死亡率が高い状況にあることなど、県全体としては大きな経済的な損失もあるというふうに思っております。

直近で確定しております厚生労働省2014年の人口動態統計において、全国で1年間にお亡くなりになる方を死因別で見ますと、死因順位の第1位は悪性新生物——いわゆるがんでございます——28.9%、第2位は心疾患で15.5%、第3位は肺炎で9.4%と続いております。死亡者のおよそ3.5人に1人ががんで死亡していると。高知県でも4人に1人ががんでお亡くなりになっ

ているという現状がございます。高知県では、第2期の高知県がん対策推進計画を策定して、平成29年度末までのがん対策について定めております。この計画もずっと見させていただきました。大変きめ細かく、がん検診の啓発から予防に対する対策、患者への支援、患者家族への支援、そして医療機関との連携、医療体制の充実など多岐にわたっております。

この死亡率第1位のがん対策について、行政が行っております5つのがん検診のうち、胃がんと大腸がんの検診制度について質問してまいりたいと思います。

本年7月に、厚生労働省に設置されたがん検診のあり方に関する検討会において、市区町村が行う胃がん検診に鼻や口から入れる内視鏡による検査を推奨する報告が行われました。これまでのバリウムを飲むエックス線検査も引き続き推奨しており、どちらかを選択できるというふうにしております。また、これまでの40歳以上、1年に1回の対象年齢と受診間隔を、原則として50歳以上、2年に1回とするとしております。厚生労働省は、この報告を受けて、早ければ来年平成28年4月までに新しい胃がん検診の指針を作成するというふうにお伺いをしております。

そこで御質問させていただきます。この胃がん検診の方針変更について県としてどのような対応を考えているのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○山本健康政策部長 今回のがん検診のあり方に関する検討会の提言は、胃がん検診のあり方を大きく変更する内容となっております。国は、今回の提言を受けて、がん検診実施のための指針を改正されると思われませんが、指針改正の時期や改正内容についてはまだ示されていません。県としては、国の指針が示されるのを待って、がん検診の実施方法や精度管理を検討するため

に設置している健康診査管理指導協議会で検診体制について具体的に検討していくこととなります。できれば平成28年度は一部市町村で先行的に胃内視鏡検査を実施し、検診体制の検証と対象者への周知期間とし、29年度から導入ができるようにしていきたいと考えています。

○石井委員 ありがとうございます。

また、先ほどの対象年齢、受診間隔の部分でございますけれども、今までも少人数ではございますが、30代、40代でも胃がんになってお亡くなりになっている方がいらっしゃいます。50歳以上、2年に1回の検診ではケアできない世代への対応について考えていらっしゃるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○山本健康政策部長 今回のあり方検討会の提言では、胃がん検診を導入した昭和58年当時に比べ、胃がん罹患率は大きく変化し、40歳代では2分の1以下、1万人当たり3人未満に減少しており、がん検診を受けることによる利益と不利益とのバランスを考えた場合、公費を投入した対策型検診を40歳代の者に対して継続する必要性は乏しいと報告されており、県としてはこの提言を受けて改正される国の指針に沿って対応していきたいと思います。なお、胃部エックス線検査については、当分の間対象年齢は40歳代を含むこと、検診間隔は逐年実施としても差し支えないとの提言となっていることから、国の指針もその提言に沿ったものになると考えています。

○石井委員 ありがとうございます。

内視鏡検査とエックス線検査の選択制ということでございまして、また先ほどの御答弁でも、経過措置として逐年でというような、また40歳から暫定的に、いつかは50歳になるのかもしれませんが、現在では原則としてそういう形があるというふうにお伺いしておりますけれども、高知県の中でだんだんのお話の中でも医

療機関のない遠隔地がたくさんございます。

今までは検診バスで行けたわけですがけれども、病院に行かなければならないというようなことで、高知県下の内視鏡診療の実情も踏まえて遠隔地への対応なんかをどのように考えているのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○山本健康政策部長 今後、県の協議会で国の指針改正内容を踏まえ、機器、読影医師の状況や受託可能な医療機関及び受け入れ可能人数等を把握した上で、県の検診指針が改正され、県としての検診実施体制を検討していくこととなります。お話にありましたように、住所地内に胃内視鏡検査を行っている医療機関がない市町村も想定されることから、近隣の医療機関に御協力をいただき、できるだけ住所地の近くで受診できる体制を整備していきたいと考えています。

○石井委員 ぜひともよろしくお伺いしたいと思えます。病院数も、また医者も看護師も少ないという中で、こういった検診制度が一挙に変われば大変な状況が生まれてくるという可能性もございます。

そして、胃がんは現在ピロリ菌感染症というふうに言われておまして、全国的には胃がんリスクABC検診というものやピロリ検診という予防に向けた対策、これを講じている市町村もふえてきております。本県でも、たしか大月町が40歳から75歳未満の特定健診において、希望によってピロリ検診ができるようになったというふうにお伺いしておりますけれども、この日本一の健康長寿県を目指す本県では、今後若い世代を対象に胃がん予防対策としてABC検診等に取り組むといった積極的な議論があるのか、検討の予定があるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○山本健康政策部長 ABC検診については、国のあり方検討会の提言の中で、有用な検査方法となる可能性があるものの、現時点では死亡率

減少効果のエビデンスが十分ではないため、がん検診としての位置づけについては引き続き検証を行っていく必要があるとされています。また、ABC検診は血液検査により胃がんになるリスクを調べるものですが、独自に実施している全国の自治体の実績では、受診者の4割程度で精密検査が必要と診断されています。精密検査は胃内視鏡検査で行われることから、ABC検診は胃内視鏡検査と組み合わせることで初めて効果を発揮する検診と言えます。今回、新たに胃内視鏡検査が胃がん検診に追加される方針が示されたことから、まずは胃内視鏡検査が県内で着実に導入できる体制を整備していきたいと考えています。

○石井委員 ありがとうございます。ぜひ20代、30代、そういった若い世代の検診をしている市町村もございますので、検討していただければというふうに思います。

そして次に、大腸がんのほうに話は移りますが、高知県のこのがん検診のリーフレットの中に、「早期の大腸がんは100%近く完治できる！」というふうにございます。その前段階で、そもそも早期発見という前にポリープ切除をすることによって90%の大腸がんの発生を抑制できるという事実があるというふうにお伺いしております。

その根拠は、200年以上にわたる歴史を有す世界で最も権威のある週刊総合医学雑誌の一つでありますザ・ニューイングランド・ジャーナル・オブ・メディスンという雑誌にも紹介をされておまして、医学界の常識というふうになっておりますけれども、実際アメリカのほうでは、大腸がんによる死亡のリスクを減らすために大腸がんスクリーニング検査が最も有効であるとして、50歳から75歳を対象として、日本でも行っております毎年の便潜血検査か、5年に1回のS状結腸までの内視鏡検査か、10年に1回の全

大腸内視鏡検査のいずれかを自分の好きな方法で周囲の医療環境を自由に選択できる、そういう検診制度になっております。その効果もありまして、大腸がん大国と言われましたアメリカの大腸がん死亡率は年々減少をしております。日本では、大腸がんの罹患数、そして死亡者数とも上昇傾向にありまして、現在日本の大腸がんの死亡者数は人口3億人のアメリカを実数で超えているという現状にあります。

いずれにしても、最初に申しましたように、早ければ来年度から厚生労働省の胃がん検診に関する方針が変更になる。全国的に専門医不足とか、そういった問題が起きてくる予想もされております。今から準備をしっかりとっておかなければ、さまざまな事態に対処できないということも考えられます。また、世界的な医学の常識的見地からいえば、早晚厚生労働省は大腸がん検診に関する方針の変更も考えるのではないかと思います。

このようなことから、胃がん、大腸がんというのは予防ができるがん、さらに言えば取り組みによっては撲滅できるがんだというふうに認識を持っていただければというふうに思っております。胃がん・大腸がん撲滅県として内視鏡検診体制の充実に向けて取り組むべきと考えます。

そこで、胃がん・大腸がん検診はもちろんですけれども、その他の検診についてもこういった先進的で有効だと言われている検査方法を全国に先駆けて取り入れることで、県民の皆さんのがん罹患率・死亡率を大幅に減少できるというふうに考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○尾崎知事 がん検診をどのようにしていくかについては今後もいろんな最新の知見も踏まえて研究を重ねさせていただきたいと、そのように思いますが、ただこのトレードオフの関係は頭

に入れておかなければならないのだろうと、そのように思います。非常に精密度の高い検診を行うといたしますと、どうしても検査時間が長くなってしまって対象となる人の数が限られてしまう。他方で、数を多く稼いでいこうとしますと、残念ながらちょっと精度という点においてはそのような超精密なものに比べれば落ちてしまうと、こういうトレードオフの関係にあるわけでありまして、できるだけ多くの皆様に検診をやはり受けていただくということがまず第一に重要ではないかと、そのように考えておりました。その上でやはり問題が発見された場合には、精密度の高い検診に移っていくという、この2段階で対応していくことが大事ではないのかなと、そのように考えております。

基本論はそういうことではないかと思っておりますけれども、さまざまな改善がなされていくでありますから、今後いろいろな研究を重ねさせていただきたいと、そのように思います。

○石井委員 ありがとうございます。

知事は、いろいろな事業に対しても積極的に活動されているということでございまして、このがん検診についてもこれから先駆けて取り組みれば、がんによる死亡率の減少はもとより医療費全体の抑制ということにもつながりますし、医療体制を充実させる、専門医を確保していく、県民意識もさらに向上していく、そして実質的に健康寿命の長い長寿県として、そして今議論されております策定予定の高知版C C R Cの移住促進などの強みにも生かせる。今取り組みれば、さまざまなアドバンテージが得られるんだというふうに私は考えております。改めて県民の皆様の命を救える制度や指針の策定に向けて積極的な調査、研究、検討をしていただくように改めて依頼をしたいというふうに思います。

あと1分少々でございます。時間も参りました。今回、命を守るというテーマで私、質問さ

せていただきました。災害復興もさまざまな経済活動や地域振興の活動も、県民の皆様のまずは命と健康がしっかり担保されてからというふうに私は考えております。ぜひともこのことを県政運営の基軸として取り組んでいただきたい。何とか救える命、取り組めば救える命、そういったものがございますので、ぜひとも調査研究を進めていただきたいというふうに思います。

私からの全ての質問を終わります。知事初め執行部の皆様の丁寧な答弁ありがとうございました。(拍手)

○**浜田(英)委員長** 以上をもって、石井委員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩をいたします。

午後4時10分休憩



午後4時16分再開

○**浜田(英)委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

桑名委員。あなたの持ち時間は35分であります。御協力をよろしく願いいたします。

○**桑名委員** 予算委員会最後の質問となりました。また、知事にとりましても、2期目、議場における最後の質問になろうかと思えます。

本会議の一般質問では9名が、そしてまたこの予算委員会でも9名、計18名、私の前に17名が質問をいたしました。聞いておりますと、どの政党、どの会派もこれまでやってきた尾崎県政というもの、この方向性は間違っていないという上で質問がされたと思えます。尾崎の前に尾崎なく、尾崎の後に尾崎なしと言われるゆえんだと思いますが、どうかこの2期目8年やってきたことに自信を持って、ぜひとも3期目に

挑戦をしていていただきたいなとエールを送りたいと思います。

さて、質問に入らせていただきますが、秋の大型連休、いわゆるシルバーウィークが終わりました。高知新聞によりますと、シルバーがゴールドを超えたということで、高知県も本当ににぎわいがあつたところがございます。本当にうれしい限りでございますが、まずは観光振興部長に各観光地のにぎわいはどうであったのか、お聞きをいたします。

○**伊藤観光振興部長** 県内の主要な観光施設41施設におけますシルバーウィーク5日間の1日平均入り込み客数は約3万人となりまして、ことしのゴールデンウィーク12日間の1日平均の約43%増、お盆期間9日間の1日平均の約58%増となっております。

○**桑名委員** その結果の要因は何と考えるか、観光振興部長、お願いいたします。

○**伊藤観光振興部長** ことしのシルバーウィークは、土曜日から始まる5連休という曜日の配列と、天候にも恵まれたことに加えまして、8月末から9月上旬にかけて中四国エリアのテレビ番組やCMなどで本県の旬の情報を発信するなど、シルバーウィーク向けの集中的なプロモーションを展開したこと、それにシルバーウィークに向けて段階的に高知家プレミアム旅行券を追加発売したことの効果もあつたのではないかと考えております。

○**桑名委員** その結果というものは予測はされていたんでしょうか、観光振興部長。

○**伊藤観光振興部長** シルバーウィークの入り込み客数につきましては、県外から本県への入り込み客の約9割が自動車やバスを利用している状況から、NEXC O西日本——西日本高速道路株式会社が発表しました四国内の高速道路の下りにおける渋滞回数の予測と、それからシルバーウィーク期間中には高知自動車道では渋滞

は発生しないという予測を踏まえまして、お盆よりは多いものことしのゴールデンウィークよりは少ないと見込んでおりましたが、結果的にピーク時にはゴールデンウィーク並みの入り込みとなりました。

○桑名委員 その見込みに対して、各地域地域においては渋滞対策というものがなされたと聞いております。室戸市におけるジオパークへの観光客、また四万十町は海洋堂のホビー館、これもそうでございますし、土佐清水市は足摺観光だと思いますが、各地域地域はそれを見越してシャトルバスというものを運行して渋滞対策を行っております。

ただ私、残念なことに、本当の高知市内の一番の観光地である桂浜が大渋滞を起こしたこと、これは高知市の対応の問題になるんですけども、これは大いに反省をしなければならないなと思っております。

私の知り合いの種崎のお土産物屋さんでございますが、連休に入ってすぐ電話がかかってきました。もう車がびたっととまって動かないぞと、どうなっているんだということで電話がありまして、県のほうに電話いたしましたら、そこで私もシャトルバスが出ていないということに気づいたわけでございます。ただ、今のシルバーウィークに間に合わすことはできないんで済みませんねということを行いました。次の日、またお電話をいたしましたら、朝のもう9時ぐらいから動かなくなって、夕方電話したら、やっと動いているんだけど、これも大渋滞だろうねということでございます。

シルバーウィークが終わりましたタクシーの運転手さんにお聞きいたしますと、いやあ、大変でしたよと、タクシーでお客さんを積んで桂浜に入ったところ、もう動かなくなって、目的地に行くどころか帰りのJRに間に合わすのに精いっぱいだったということでございます。両

者とも言っていたんですけども、渋滞が大変だったのではなくて、来ている県外客の皆さん方に本当に気の毒だという声があったところでございます。

そういった大型連休の反省点もあろうと思いますが、今後こういった大型連休に対して県はどのように対応していくのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

○伊藤観光振興部長 大型連休中、特に桂浜につきましては、結果的にピーク時はゴールデンウィーク並みの入り込みとなったことに加えまして、お話にありましたようにシャトルバスの運行が見送られたこともありまして、桂浜の数キロ手前から交通渋滞が発生いたしました。このため、県と市で連携いたしまして交通整理や渋滞状況を案内するスタッフを増員するなどの対応を行いました。目立った渋滞解消までには至りませんでした。

今週末から高知市と、シルバーウィークの総括はもとより大型連休につきまして、特に桂浜の慢性的な渋滞の要因やその解決策について協議を始めることとしておりまして、県市が連携してできることから順次取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○桑名委員 知事、私は桂浜のこの渋滞だけを取り上げて今回お話をしている、質問をしているのではなくて、高知県は本当に皆さん方の血のにじむような努力で400万人観光というこの目標を2年連続で達成いたしました。そして、次は435万人という大台を目指そうということでございます。その中で、やはり原点に戻らなければならない、忘れてはならないものっていうものがあると思うんですね。要は、我々が目指すものは、400万人、そして500万人の観光客が来て、そこでお金を落としてもらって経済効果が上がった、そこだけではないと思うんですね。我々が目指すところは、400万人の人たちに満足して

帰ってもらってというそのところが、まだまだ上を目指そうとしたときに抜け落ちているのではないかなと、少し危惧を感じるところでございます。

435万人の早期実現に向けてという産業振興計画の資料も見させていただきましたが、その満足度を高めるってところがどこに出ているのかなといえ、11項目中11番目なんです。でも、1番も11番もこれは重要度は変わりませんよということでありましょうし、ほかの10項目も当然これは満足度を高めるための施策であるわけでございますけれども、ただやはり原点である満足をしてもらうというところからもう一度、県は当然のことながら各市町村ですね、確認をしていただきたいと思えます。

リピーターをどんどんふやそうというんですけれども、これも今の観光客の一つの傾向になっていると思えますが、まだまだ日本の観光客というのはやっぱり行ったことのないところに行きたいっていうのが多いと思うんですね。ですから、リピーターの層もそうなんですけれども、高知県に来てお土産を持って地元へ帰って隣の家に行ったときに、いや、高知ってよかったよ、私はもう行かないかもしれないけれども、次あなたどっか行くんだったら高知はお薦めという、その裾野を広げることが私は高知県の観光が目指すところだと思います。

その中で、私は観光とどんな言葉が一番合うのかなと思えば、一期一会という言葉だと思います。今あなたと初めて会った。でも、二度と会わないかもしれない。だからこそ誠心誠意尽くしておもてなしをするという、その一期一会の心をどうか県も、そしてまたその心を市町村の皆さん方と確認をしていただきたいと思えますけれども、知事、いかがでございましょう。

○尾崎知事 この桂浜の対応、私も桂浜へ行こうとしましたらびっくりしましてね、急遽電話を

して話をしたら、いろいろ事前に打ち合わせもしたけれども、予想としてはゴールデンウィークほどはいかないだろうという予測であった。ゆえにやらなかったということであって、決して意図してやらなかったわけではなくて、しかしながらそういう政策的な読み違いが結果としてあるということも、観光行政としてはそれはよくないことでありますし、結果として多くのせつかく来てくださった県外の皆様方、この方々に不愉快な思いをさせてしまったということについて大変申しわけなく思うところであります。

私どもとして、先ほど委員言われましたように、本当におもてなしをしっかりと満足度を高めて、そしてリピーターになっていただく。そのリピーターになっていただくことをしっかりと形にしていくような取り組み、こういうことをしっかりとやっていくことが大事だろうと思えます。龍馬パスポートなんかは形にするほうの取り組みなのでありますけれども、その前段階のおもてなしということについて、やはり今回のような反省材料をしっかりと踏まえて、しっかりと改めて心に刻むということが非常に大事なのかなと思っております。大体高知は来ていただいた方の満足度のそもそも高い県ですからね、そういう潜在力のある県です。それも我々の強みと認識し、大切にしていかななくてはならないと。今回の件は大いに今後に生かさせていただきたいと、そのように思っております。

○桑名委員 ありがとうございます。

それでは質問、次に移りたいと思えますが、18歳の選挙権への対応についてお聞きをいたします。

この議論につきましては、本会議で黒岩議員、前田議員、そしてまたきょうは午前中には大野委員が質問をされました。かぶらない範囲で質問をさせていただきたいと思えますが。

まず、本会議で知事からは今回の18歳の選挙

権についての意義はという問いに、社会の担い手となる若者が政治や地域社会に関心の目を向ける契機となる観点からも意義深いというお答えをいただいたところでございます。まさしくそのとおりでございますし、私がこれにあと2つつけ加えるとすれば、日本国民としての自覚を持つ、当然日本国民しか参政権はないわけでございますので、自分は日本国民であるという自覚を少しでも若いときから持ってもらう。そして、もう一つは民主主義のルールを早いうちから身につけるといふ、この2つの意義もあるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、この18歳の選挙権で今議論となっているのが、政治的中立というのが問われているわけでございますけれども、そもそも教育における政治的中立というものをどのように考えるのか、知事の御所見をお聞きいたします。

○尾崎知事 これは、法律に明確に規定されておる、そのとおりになんだろうと、そのように思います。教育基本法第14条第2項、多数の者に対して強い影響力を持ち得る教育に一党一派に偏した政治的主義主張が持ち込まれてはならないということの意味すると、文字どおりこういうことではないのかなと、そのように思います。

○桑名委員 ここのところはどう答えるかって難しいんですが、まさしくそれもそのとおりだと思います。私は、それプラス政治的中立というのは、政治に触れないのではなくて、しっかりと政治に触れて多様な意見を聞いていくという、そこに教育における政治的中立というものがあるんじゃないかなというふうに考えております。

ただ、学校現場としてもいろんな混乱もこれから起こってこようと思っておりますが、昭和44年に文部省は、「高等学校における政治的教養と政治的活動について」という通知を出しました。いわゆる昭和44年通知と言われるものでございます。

当時、昭和44年というのは、安田講堂事件等がありまして、学生運動が盛んで世の中が混乱をした。そこで、文部省としては、教育に政治を持ち込まないというようなことの通知を各県に出したところでございます。今回はそれが見直されまして、逆に今度は政治に関心を持ってもらおうという教育を文部科学省が進めるわけでございますが。ですから、これからの主権者教育っていうものは、新しい教科とか新しいものの考え方が新たに追加されたのではなくて、これまでやってきたことの180度違う考え方というものがこの教育現場に持ち込まれるわけでございます。

44年通知から46年ぶりに考え方は一変するわけでございますが、教育の現場はどういうような影響があるのか、これは長らく教育現場で活躍をされました教育委員長にお聞きをいたします。

○小島教育委員長 高校におけます政治的教養と政治的活動に関する昭和44年の通達を見直した通知につきましては、昨日その案が文部科学省から示されたところでございます。この通知案では、高校生の政治的教養の教育、それから学校の政治的中立性の確保、また高校生の政治的活動についての具体的な対応の内容がほとんどでございます。

この中で、高校生の政治的教養の教育あるいは学校の政治的中立性の確保に関しましては、これまでの考え方よりもより積極的に、しかも教育の政治的中立性の確保ということを前提にしながら、より積極的に教育に励み、そして生徒が選挙権を有するものとしてみずからの判断で権利を行使できるように政治的教養の育成をなさいと、こういうことになっているわけです。

ただ昭和44年のときとの違いは、そういう積極的な政治的教育を展開なさいとということと、

高校生の政治活動に関しまして、先ほどお話がありましたように、当時は高校生が非常に荒れていた時代でありますから政治的な活動の制限ということが前提にありましたが、今回につきましては、学校の校内における政治的活動というのは従前の昭和44年の通知とそんなに変わることはないと思うんですが、校外における政治的な活動というのは、これはまた尊重しなげりゃならんと、こういう立場にあります。

しかし、この2つ、1つのやっぱり制限と、そして政治的活動の尊重というのは、これは学校現場にとりましては非常に大きな問題でありますから、どこまで線を引くのか、そういう具体的なことにつきましては今後やっぱりガイドライン的なものを示しながら、学校の混乱がないように努力していきたいというふうに考えています。

○桑名委員 混乱というものもある程度予想はされるわけでございますけれども、そういった中でも政治的中立を保ちながら主権者教育というのは行っていかなければなりません。しかし、学校で安保法制反対のビラを配ったり、また反安保法制のプラカードを持たせてデモの練習をさせたりしている教員、そしてまた教師がいるということも事実でございます。

そこで、一定の歯どめをかけるために、学校に政治的イデオロギーが持ち込まれたり、政治闘争の場になったりすることを断固として避けることが政治の責任として、自民党として教育公務員特例法を改正して罰則規定を設けようと提言をしております。

この件につきましては、午前中に大野委員のほうからもありましたけれども、この法が成立すると学校現場にどう影響をするのか、これは教育委員長のほうにお答えいただきたいと思えます。

○小島教育委員長 仮に教育公務員特例法に罰則

規定が設けられた場合、学校現場におきましては政治的中立性の確保に違反する行為はかなり減ってくるということは考えられますが、しかしながら教員の意識がやはり萎縮をするのではないかという危惧もあります。したがって、いろんな意見の中で議論をしながら慎重に御検討いただきたいと、国会で御議論いただきたいというふうに考えております。

○桑名委員 確かに学校には学問の自由というものもあるわけございまして、またその学問の自由と政治的中立というもののの中で現場が萎縮をすることは、私もあってはならないと思えます。ただ、どのような授業が政治的中立から逸脱するのかっていうものは、先ほど教育委員長が言われましたようにガイドラインというものがなければいけないと思えます。

今、国は副教材や指導資料というものをつくっておりますけれども、やはり県としても具体的な事例というものを挙げてガイドラインというものをつくっていかねばなりません。そういった計画はあるのか、教育長にお聞きをいたします。

○田村教育長 お話にありましたように、先日文部科学省、総務省から、生徒が学習する際に活用する副教材、それと教員用の指導資料が示されたところでございます。これらの教材、資料では、具体的な取り組み事例などに加えまして政治的中立性の確保に関する留意点なども示されており、あるいはQ&Aといったものもございまして、具体的な場面を設定したわかりやすい説明がなされておりますので、政治的教養を育む教育のガイドラインとしての役割も果たすものではないかというふうに思っております。

そのため、当面はこれらの副教材や指導資料を活用して、しっかりと指導を行ってまいりたいと思えます。

○桑名委員 これは私の提案でございますけれども

も、国の副教材、そしてまた県のガイドラインというものをつくって、もう一つは、例えば国論を二分する今度の安保法制とか原発の問題、また消費税とかいろいろあろうかと思えますけれども、そういったものに触れるときってというのは、やはり教員の皆さん方もどう教えたらいいのか、どれが中立なのかわからない。

そういった時期時期のものについては、教育委員会は1つのこの教材を使ってこのようにやりましょうとか、こういうふうに教えてくださいという個別にやはりそういったものを各学校、教育委員会に提供していけば、現場の混乱というものは私は起こらないと思えますけれども、教育長、その考えはどのように思われますか。

○**田村教育長** 政治的教養の教育については、学校全体で年間の指導計画を立てた上で取り組んでいただきたいというふうに思っています。そういった中で、そういった現実の政治的な事象について、特に賛否の分かれるようなものを取り扱うような場合には、具体的に御相談をいただいて相談もさせていただきながら、当面は具体的な事例を積み上げていくといったことが必要ではないかというふうに考えております。

○**桑名委員** 次からは少し実務的な質問に入っていきますけれども、主権者教育は年間何時間程度予定をしているのか、お願いいたします。

○**田村教育長** 政治的教養の教育につきましては、年間70時間を標準時間数といたします公民科の授業の中で、従来から行われております政治や選挙の仕組み、政治参加の重要性などについての指導に加えまして、現実の具体的な政治的事象を取り扱った実践的な指導についても今後一層充実させる必要がございます。

また、3年間で105時間を標準時間数とする総合的な学習の時間や特別活動の中のホームルーム活動などにおいても、今後選挙違反の防止も含めた選挙のルールを理解させることや、模擬

選挙、模擬議会といった具体的、実践的な取り組みを通じまして、生徒が有権者としてみずからの判断で権利を行使する力を育むことも必要でございます。

これらの指導や取り組みについて、学校の実態に応じて相互の関連を図った効果的な学習活動として行うことができるよう、先ほども申しましたけれども、年間指導計画において必要な時間をしっかりと確保しなければならないと考えております。

○**桑名委員** 年間通して相当な時間がこれに費やされるわけでございますけれども、逆に主権者教育をするということで減っていく授業とか時間というのは何になるんでしょう。

○**田村教育長** 先ほど申しましたのは、70時間ないし105時間の範囲の中でこういった取り組みをさせていただくということでございまして、当然ながらそれ以外の必要なこととの調整を、まさにそれを年間の指導計画の中で行っていくということになります。

○**桑名委員** ありがとうございます。

そしたら、その教育時間等について、国から目安というものは示されておりませんが、これは各都道府県教育委員会、また各市町村教育委員会、どこが定めていくんでしょうか、教育長。

○**田村教育長** 教育課程など学校によって事情も異なりますので、県教育委員会として目安時間を定めることまでは考えておりませんが、今回作成をされました副教材ですとか指導資料で示されている指導内容の中で、全ての学校で確実に実施する必要がある項目、これを県教育委員会としてしっかりと示した上で、その年間指導計画に基づく指導の実施状況について確認をしていきたいというふうに考えております。

○**桑名委員** また、教師に対する研修というものも必要と感じております。本会議におきまして、

12月に文部科学省の方が来られて管理職、そして公民担当の教員が研修を受けるということでございました。

ただ先ほど来ありますように、全ての先生方がこの主権者教育にかかわってくるわけですが、公民担当以外の教員に対する研修というものは計画されているのでしょうか。

○田村教育長 本年12月には、管理職及び公民担当を対象とした研修を行うことにしておりますけれども、お話にありましたように、公民科の授業以外の総合的な学習の時間ですとか特別活動で行う場合もございますので、その学校の全ての教員が取り組む可能性があるということでございます。このため、各校におきまして研修会に参加をしました管理職や教科担当が中心になりまして、校内研修などを通じて全ての教員に研修内容の周知徹底を図ってまいります。

また来年度は、教育センターが行う県立学校の初任者研修に位置づけますことや、各校における実践事例を共有する協議会を開催することなどを通じて、そういった研修の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○桑名委員 その研修の具体的な教育内容というものが定まっていたら教えてください、教育長。

○田村教育長 現時点での、とりあえず12月に行う研修につきましては、昨日案が出されました通知の内容でありますとか、副教材あるいは指導資料、こういったもの中心の研修ということになるかと思えます。

○桑名委員 ありがとうございます。

主権者教育っていうのは、ただ知識を身につけさせるだけのものではないと思えます。要は、学生、生徒というものが自分たちでみずから考え、そしてまたいろんな物事を多角的に考えることを促す教育であろうかと思えます。ですから、学校現場というのも本当に容易なことではないと思っております。その中でも、この教育

というものを成功させなければ、あすの日本というものはつくられないということでございますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

学問の自由というものを尊重しながら、そして政治的中立も保たなければならない。現場が絶対萎縮はしてはなりません。県教委は、各市町村教委と連携をとって、ぜひ学校を支えていただきたいと思えます。この自由民権の発祥の地である高知は、普通選挙権においては、幸徳秋水、そしてまた中江兆民、そしてまた女性参政権の先駆者である楠瀬喜多さんなどを輩出しております。ぜひ高知らしい生きた政治に触れる主権者教育が行われますことを期待申し上げたいと思えます。

それでは、最後になりますけれども、東京オリンピックを機としたスポーツ振興ということで質問をさせていただきます。

先般、前田議員の質問に答えられておりましたけれども、県としては東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ2019の事前合宿の誘致に積極的に取り組んでいくということを知事が表明されました。しかし、私はまだまだ現在見た場合、施設面での脆弱さというものは否めないところであろうかと思えます。

そこで、合宿誘致やスポーツ振興の基盤となる施設整備について、スポーツ推進プロジェクト検討会ではどのような議論がなされ、またどのような整備が必要ということになったのか、そのことを教育長、お願いいたします。

○田村教育長 スポーツ推進プロジェクト検討会では、地域のスポーツ活動や各競技の活動の拠点と考えられる施設を中心に整備対象とする施設につきまして、全国的な整備状況、競技力の向上、競技人口を踏まえた施設の確保といった観点から整備の必要性や整備の時期について議論が進められました。その中では、競技人口が

多く、国内外のトップチームの合宿などの利用が期待される施設の整備ですとか、天候、時期により利用が制限されている施設の改修、体育館や陸上競技場など複数の競技で利用される施設の空調設備やトレーニング設備の充実、こういったことが必要であるというふうに議論されております。

○桑名委員 それぞれ整備をしなければならないものが多くありますけれども、それは東京オリンピック・パラリンピック、またラグビーワールドカップ2019の事前合宿に間に合わすような計画でこれから進められていくのでしょうか。

○田村教育長 事前合宿に際しましては、本県の施設の規格ですとか施設までの交通アクセス、周辺の宿泊施設の状況などを考えますと、対象となる施設はある程度限られてまいりますため、現在事前合宿招致のための準備委員会で候補となる施設の絞り込みを行っております。候補施設の整備につきましては、受け入れる国や競技のターゲットを絞り込む中で、招致のために必要となる競技に直接関係する設備の改修ですとか、空調設備やトレーニング設備などの附帯設備の整備などについて早目の対応をしていくことで合宿招致の実現を目指してまいりたいというふうに思っています。

2019年のラグビーワールドカップも含めまして、事前合宿の受け入れ実現に向けて関係者の連携によりできる限りの準備を計画的に行ってまいりたいというふうに考えております。

○桑名委員 施設の件なんですけれども、先般ナショナルトレーニングセンターに行ってみりました。これはもうトップアスリートをつくり出すための国の機関なんです。もう行ったらびっくりしますね。例えば、ハンドボールを見てもコートが2面あって、あつちは北京オリンピック用の床ですと、こっちは何々世界選手権の床ですとということで、大会ごとに床を張

りかえて選手はそこで練習する。卓球なんかも、これが何とかオリンピック、次のリオっていうので全部台が違っているんですね。

そういった中で、トップアスリートの人たちは本当に0.1ミリ、0.01秒を縮めるという努力をしております。今のスポーツっていうのは、根性がある人がそこまで上がっていているんですけれども、もう医学と科学と、そして情報戦とメンタル戦、この総合力で金メダルを狙っているんですね。これが日本とか先進国だけかかっていたらそうではなくて、そうではないところも要はプロ化していますので、今のスポーツは、全部そういったところで訓練がされているわけでございます。ですから、事前合宿で高知に来たときに、この施設だったらそらできないよっていうふうに断られてもこれはいけませんので、ぜひ整備も進めてもらいたいと思います。

そのときに、ちょうどウエートリフティングの三宅親子にそのナショナルトレーニングセンターの食堂で会ったんですね。ちょうど高知から帰って1週間後ぐらいでして、また何か要望がありましたらと言ったら、幾ら何でもお盆の時期に冷房のないところでウエートリフティングの練習をしたのは初めてだよって言ってまして、ぜひそういったものを整備もしてもらいたいと思います。実は、その足でそのまままた新潟へ行きまして、アルビレックス新潟の会長、社長、そして強化部長ともお話をいたしました。キャンプに来るに当たりまして何か要望はと言いましたら、向こうも遠慮していたんですけれども、一つだけ言わせていただいたら、この春野の運動競技場のジム、トレーニングルームの機械がちょっと古くて、実はトレーニングするための器具は新潟から全部運んできているという話です。帰って聞いたら、ラグビーのトップリーグも自分たちのマシンはもう自分たちで持ってきていますということでございます。

ぜひそういったこともありますので、施設面というものも充実をさせていっていただきたいと思ひますし、ひいては最後は県民がそれを使うわけでございますので、県民のスポーツの向上にもなるのではないかなというふうに思っております。

そこで、これは最後の質問になろうと思ひますが、知事にお聞きをいたします。

合宿誘致や施設整備などスポーツ推進プロジェクトで行うさまざまな取り組みが、これは一過性のものであってはなりません。これらをどのように今後のスポーツ振興につなげていくのか、ビジョンをお聞きしたいと思ひます。

○尾崎知事 この施設の整備をぜひ一石二鳥、三鳥とつなげていけるような形に持っていければなど、そのように考えておるところです。まず、合宿の誘致をしっかりとできれば、その合宿を見て、一流選手のプレー、練習を見て子供たちが将来の夢を抱くようになるかもしれません。また、その合宿でしっかりと関係を結ぶことができれば、その他の関係にも、観光などいろんな形で発展させていくことができるかもしれません。まず、ぜひそういう合宿の誘致を実現したい、それが第1です。

もう一つは、そういう設備を生かして、トップアスリートも使ってくれるような設備だからこそ高知でもトップレベルの選手を育てることができる、本格的な練習をしないとイケなくなると県外に出ないといけないという、残念ながら今そういう状況になっておりますので、少しでもそういう状況を改善していきたい、それが2つ目。

そしてまた、そういう子供たち、さらにはトップアスリートを頂点としていろんな方々がスポーツになれ親しまれるようになり、結果として健康長寿につながっていくと、そういう裾野の広がりといいますか、県民的なスポーツの振興と

いうことにもつながっていくようにと、こういう形で取り組みを全体として進めていくことができればなど。それぞれのつぼとなる施設というのがあると思っておりますので、そちらの改善につなげていきたいと、そのように思ひます。

○桑名委員 ありがとうございます。

私の構えていた質問は以上でございますけれども、私も知事も平成19年に当選をした組でございます。知事が来られて県庁の仕事ぶりというものも変わってきたと思ひます。昔はね、お日様西西というのが役人の皆さん方の仕事ぶりだと言われておりましたが、そんなことを今県庁に向かって言う人は誰ひとりいないと思っております。そして、1期目、2期目のときは知事のスピードについていけるのかというような心配もありましたけれども、しかし皆さん今ついていっていますし、県民の皆さん方も知事のスピードにはついていっていると思ひます。

ただ、これから3期目に入るに当たって、もう1回、その抜け落ちたところというものを確認するのも必要ではないかなと思っております。今高知県は本当にどんどん上がっておりますけれども、その抜け落ちたところ、そこそこがひょつとしたら県民が一番必要としているものではないのだろうかというふうに思っております。どうか、皆さん方も言っておりましたが、3期目しっかりと当選をしていただきまして、12月に一緒にまたここで議論しますことを楽しみにしております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○浜田(英)委員長 以上をもって、桑名委員の質問は終わりました。



○浜田(英)委員長 以上をもちまして、本委員会

の質疑並びに一般質問を終了いたします。

委員並びに執行部、報道関係各位におかれましては、長時間にわたりまことに御苦勞さまでございました。

これをもちまして、平成27年 9 月定例会の予算委員会を閉会いたします。

午後 4 時52分閉会